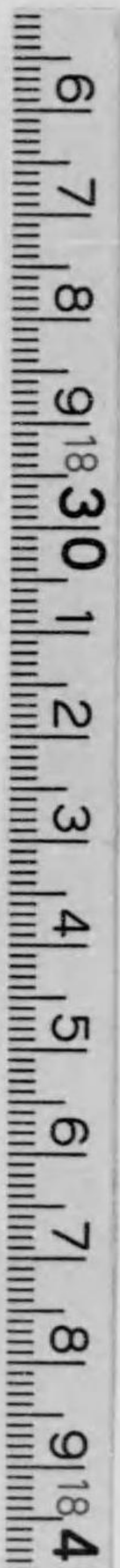


14.6-

167

大正六年暴風海嘯慘害誌

東葛飾郡役所



始





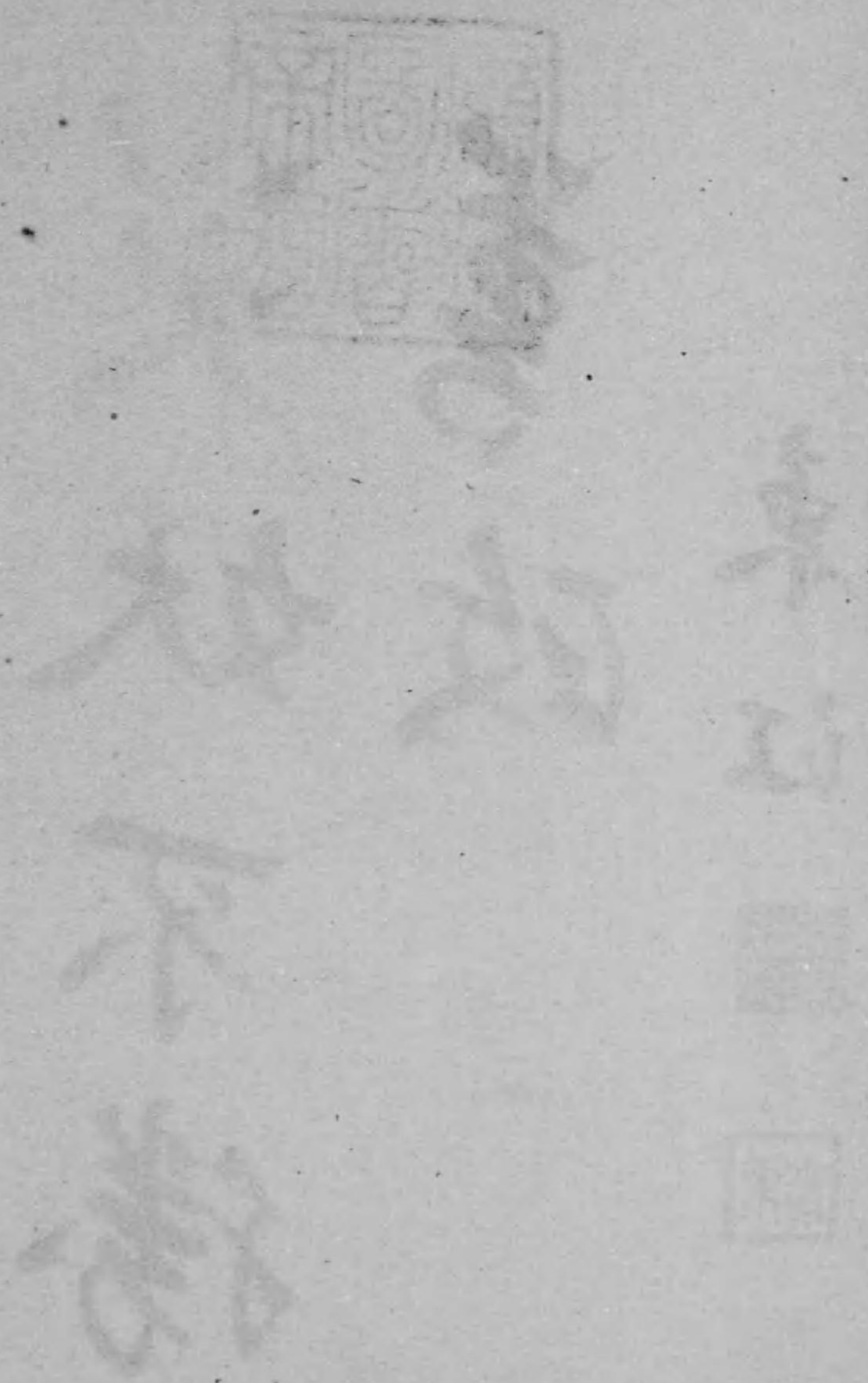
葉音蘭

善政 災妖 不勝

東江



大正
7. 6. 12
内交





序

大正丁巳晚秋 關東暴風雨 海嘯大起 災害劇甚 如我縣東葛
飾郡 特極慘憺 荒涼惻怛 不可名狀矣 今茲二月東葛飾郡長
編纂災害之顛末 名曰暴風海嘯慘害誌 欲使後人有所警戒也
稿成閱之 當時之狀況 炤々如指諸掌 然而上自 聖恩賑恤之
大 下至大方慈善之仁俠義捐 詳述無餘蘊 觀者能究災害之所
由 與處之之道 則綽々常足以營其產安其業 果然是此一小冊
子 庶幾益世濟民歟 一言以爲序

大正戊午二月

千葉縣內務部長從五位勳五等 田中千里

緒言

本郡に於ける、這般の暴風雨は、明治卅二年十月七日、及び明治三十五年九月廿八日の颶風に次で猛烈なるものなりしが、更に沿海地方の、海嘯被害を算すれば、明治以後其匹儔を得ず、寛政安政の災と、伯仲の間にある惨害を逞うせりと謂ふ可し、されば惨死百四十餘人、其他家屋、田畑、河海、山林等の被害擧げて、數ふ可らず、實に本衙創始以來の大悲痛事にして、又是れが善後に籌策するの、苦心慘擔たるもの、未だ曾て有らざる所なり。特に罹災地視察の爲め、

畏くも、侍従を御派遣あらせられ、又罹災者に對しては、救恤金を、御下賜あらせらる、洵に仁慈四海に洽く、聖恩極りなし、宜しく郡内官民は、聖旨を奉戴して、永く黽勉協同、能く戮力一致、以て善後の策に效さざる可らず、尙燕善家の篤志義捐金品寄贈に、軍隊、青年團、在郷軍人分會、消防組等の應援活動に、愛國婦人會本郡幹事部、郡内小學校兒童等の同情に、任俠者の挺身救命に、其他傳ふ可きもの甚だ多し、況んや、又官公吏職員の献身的奉公有りしに於てをや。夫れ郡治の根柢は、普く人を教化するにあり、人道を知つて徳を守り、業を勵む徳を守り業を勵んで、身脩り家齊ふ、茲に於て、町村治舉り、郡治成る。本誌は、盖此旨趣を以て、編纂上梓し上は優渥なる。聖旨に感激して、一層忠君報國の志氣を奮興するの資に供

し、下は善行美擧の龜鑑たるものを稽へ、兼て災害の顛末を晰にして、是れを後昆に傳へんとするにあり。編纂の旨趣、叙上の如くなりしを以て、材料の蒐集、事實の調査等には、自ら走せ、吏員を派し精査細覈、苟も採つて以て本編の資料たらんものは、微些の誤謬なからんことを斯せり。今や稿成り、全巻を検閲するに、固より完璧の作と稱するを得ずと雖も、編纂の事、倉卒に属し、研鑽精しからざるものあるに徴しては、稍々正鵠を失はざるに庶幾からんか。讀者深く旨趣のあるところを察し、其真髓を洞見し、幸ひに皮相の細瑕を咎むること勿れ。

聊所懷を陳べて緒言となす。

大正戊午年如月下滯

千葉縣東葛飾郡長從六位勳六等 山中竹樹

曆、

紀元二千五百七十七年、大正六年九月三十日、(小)、

日曜日、乙亥、通日二百七十三日、日赤緯、南二度三一分五九秒、日出、五時三四分、日南中一一時三一分一七秒、日入、五時二八分、晝間一一時五四分、夜間一二時〇六分、

月齡一三・七 月出後四時四六分、月南中後一一時〇九分、月入前四時三〇分、

滿潮前四時三一分、後五時〇九分、

干潮前一一時五一分、※※

十月一日 (大)

月曜日、丙子、通日二百七十四日 日赤緯、南二度五五分一九秒、日出五時三五分、日南中一一時三〇分五七秒、日入五時二六分、晝間一一時五一分、夜間一二時〇九分、

月齡一四・七望、月出、五時二一分、月南中※※、月入前五時四三分、滿潮前五時二一分、後五時三二分、干潮前〇時二分後〇時二四分、

附記以上の滿潮時は東京靈岸島に於ける潮時なり、本郡海嘯地に於ける潮時は其差極めて微々たるものなれば其儘襲用して差支なし。

大正六年暴風海嘯慘害誌

目次

- 一、天候の變調.....一
- 二、警報頻々.....一
- 本郡水防日誌○江戸利根兩川筋の水位表○暴風當時の雨量表
- 三、大暴風雨襲來.....四
- 十月一日岡田博士談○十月三日銚子測候所報○颱風と地の脈動及海浪の模様○海嘯の原因○浸水區域○浸水速度○浸水の高さ
- 四、悲劇 悽劇.....一
- 内海海嘯激甚地の概況○南行徳方面○行徳方面○船橋方面○葛飾方面○浦安方面
- 五、滿目 凄慘.....一七
- 水災地視察紀行附視察拾遺
- 六、奉公 活躍.....三二
- 郡當局の出動及郡役所出張所日誌○官公吏職員の奉公
- 七、被害、救助、及善後策.....三八
- 被害調査表○應急善後策について本縣知事の談○罹災救助基金法による郡内罹災者救助表○郡の救助費支

出の状況○町村の救助○郡の善後策及被害調査書(○農作物善後策―被害調査書、漂流稻束引上並に分配處分方法、被害農作物善後策注意書○水産物善後策―被害調査書、水害復舊に對する各漁業組合の意見○林産物被害調査書○小學校善後策―被害調査書○衛生善後策、傳染病患者隔離病者被害調査書、浸水後の清潔法注意書)○附災害地惡疫豫防及赤十字社の活動

八、聖 恩 洪 大……………八六

○御救恤金○侍從巡視○皇族下賜金○御仁慈治ねし○御下賜金の分配及本縣内各郡の分配額○本郡の傳達式及本郡内各町村別分配額

九、同 情 美 譚……………九三

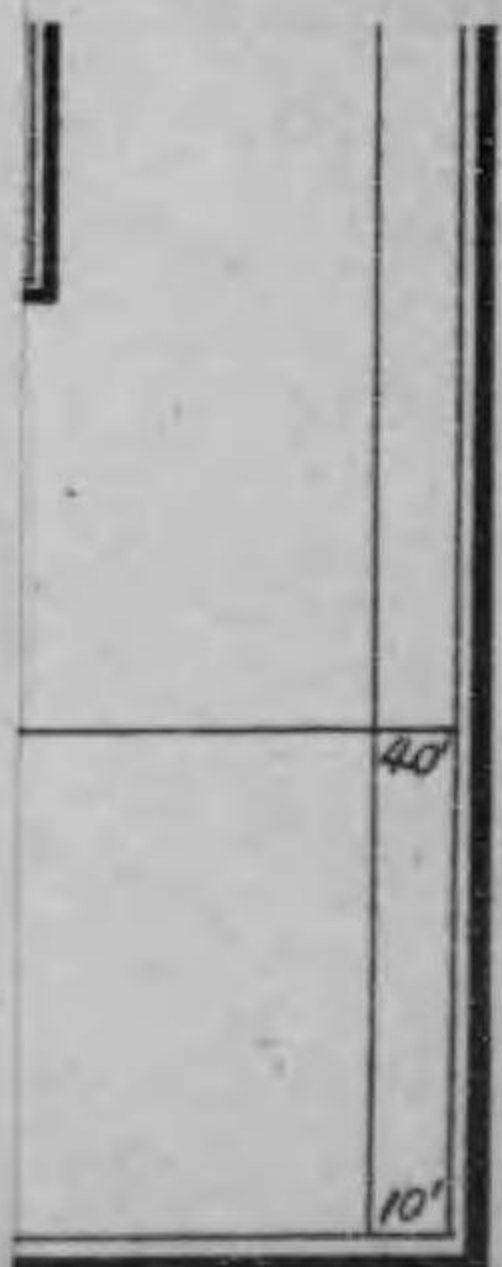
○郡内各種團體の應援活動○郡内有志團體の義捐金額及本縣交付金額○郡内小學校兒童の同情金品額附本縣の學用品給與○愛國婦人會本郡幹事部の同情金品額○水災地町村役場取扱ひ(以上の外)の義捐金品額○任俠挺身(人命救助者奇特行爲者)

十、災 墨 餘 瀝……………一〇三

○海嘯の豫知○暴風警報見方○今回の颱風と已往暴風雨との比較○既往の關東暴風雨○紀州沖より來る颱風○已往の海嘯(一)暴風により誘起せられたる海嘯(二)本郡内にて舊記録を得し已往の海嘯○津浪の語

十一、關係 公 吏 員……………一一五

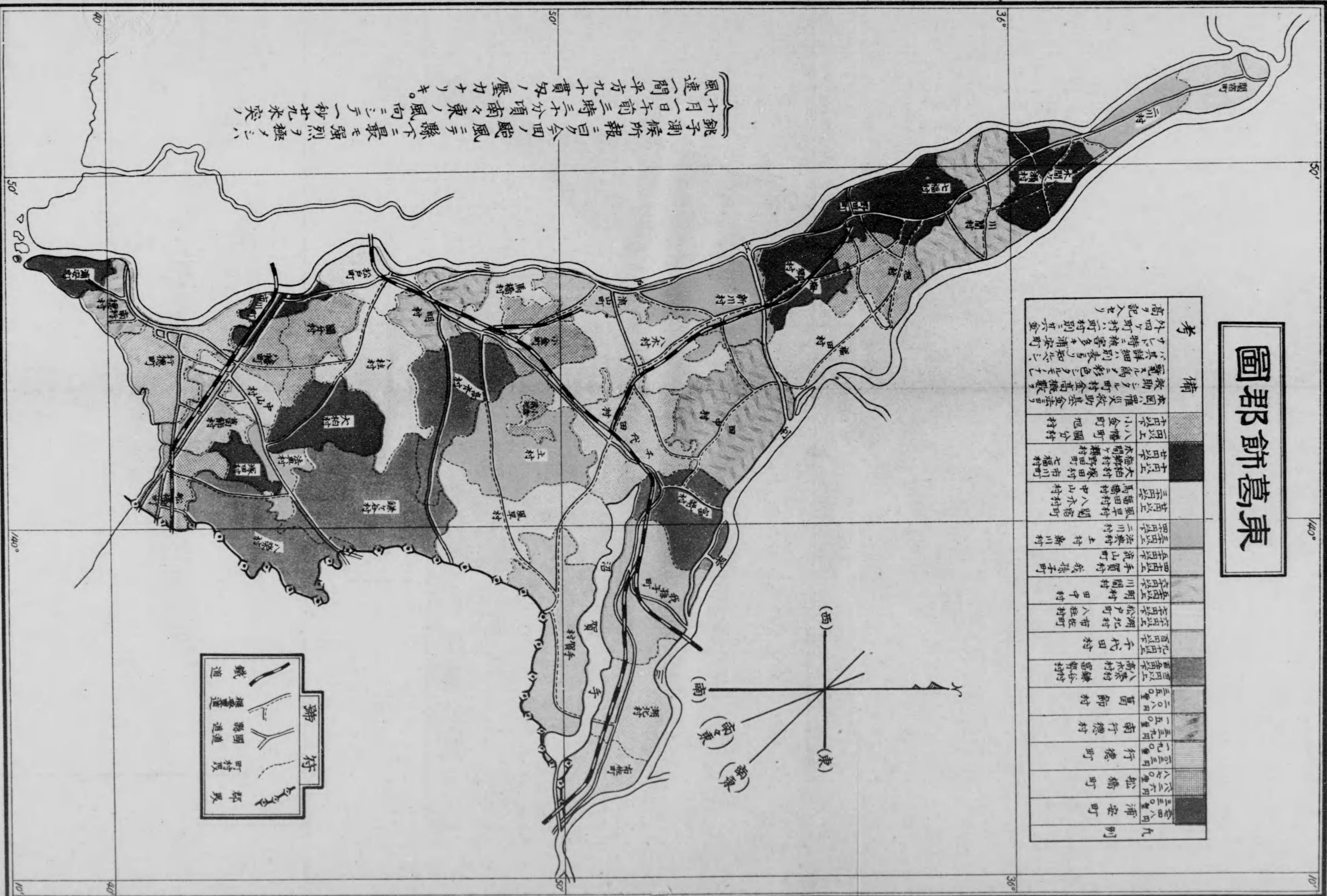
目次終



東葛飾郡圖

備考	備考
九別	高野八町
八八町	高野八町
八六町	高野八町
八四町	高野八町
八二町	高野八町
八〇町	高野八町
七八町	高野八町
七六町	高野八町
七四町	高野八町
七二町	高野八町
七〇町	高野八町
六八町	高野八町
六六町	高野八町
六四町	高野八町
六二町	高野八町
六〇町	高野八町
五八町	高野八町
五六町	高野八町
五四町	高野八町
五三町	高野八町
五二町	高野八町
五一町	高野八町
五〇町	高野八町
四九町	高野八町
四八町	高野八町
四七町	高野八町
四六町	高野八町
四五町	高野八町
四四町	高野八町
四三町	高野八町
四二町	高野八町
四一町	高野八町
四〇町	高野八町
三九町	高野八町
三八町	高野八町
三七町	高野八町
三六町	高野八町
三五町	高野八町
三四町	高野八町
三三町	高野八町
三二町	高野八町
三一町	高野八町
三〇町	高野八町
二九町	高野八町
二八町	高野八町
二七町	高野八町
二六町	高野八町
二五町	高野八町
二四町	高野八町
二三町	高野八町
二二町	高野八町
二一町	高野八町
二〇町	高野八町
一九町	高野八町
一八町	高野八町
一七町	高野八町
一六町	高野八町
一五町	高野八町
一四町	高野八町
一三町	高野八町
一二町	高野八町
一一町	高野八町
一〇町	高野八町
九	高野八町

銚子測候所報ニ曰ク今回ノ颱風ニテ縣下ニ最モ強烈ヲ極メ、十月一日午前三時三十分頃南々東ノ風向ニテ一秒廿九米突、風速一毎平方九十貫好ノ壓カナリキ。



符	
	郡界
	町村界
	國道
	縣道
	鐵道

大正六年暴風海嘯慘害誌

一、天候の變調

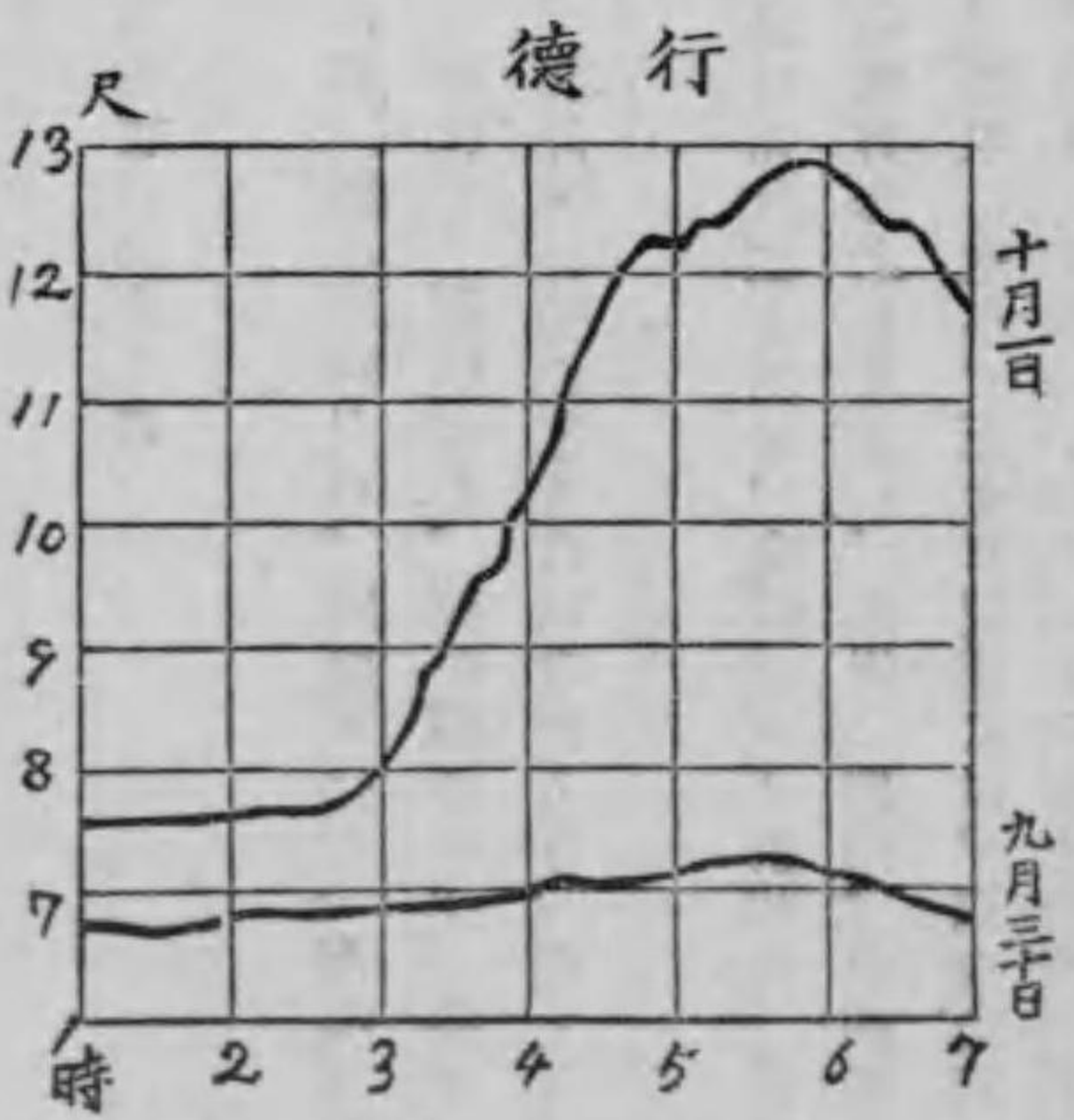
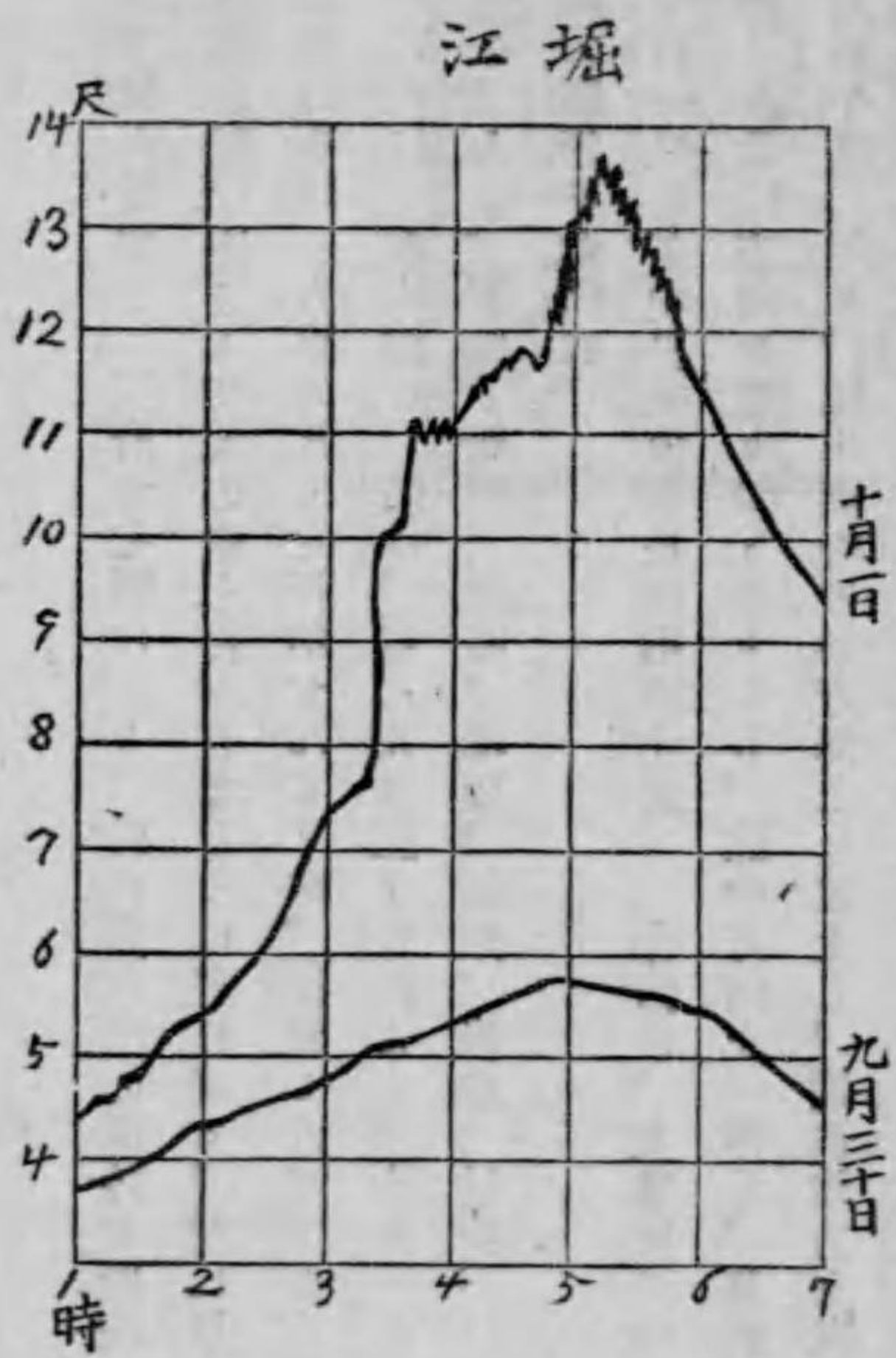
○大正六丁巳年!!! 初夏も漸く過ぎ、水田は一面に緑なし、海邊は蟹の胸毛をよ吹く風涼しき頃より、續く日毎の晴天に、炎熱いやが上にも加はりて、茲に早魃の徵候は現はれぬ、されど早り年に飢饉なしとは、昔よりの諺、秋の増收を豫想し、農家の楽しみも、一睡の夢か、初秋過ぐるも雨を見ず、水田は龜裂を生じ、陸圃は燒土の如く、海水亦漸く鹹し、嗚呼變調せる天候! 片早り、片降りとは、古老の云ふところ、此反動のなくてやは止むべき。連日の積算温度は、地を燒き水を温めたれば、時は仲秋の涼風期に入るも、期は三伏の暑熱を保ち、季候風の變化期は遅れぬ、斯る年こそ大に警戒すべきなれば、是亦古老の言ふところ、嗚呼變調せる天候! 此の反動のなくてやは止むべき。

一、警報頻々

○果然! 九月も中浣する頃より、中央氣象臺は、曰く、風雨強かるべし、曰く、暴風雨強かるべしと、人々安き心もあらざるうちに、二十六日より利根上流地方雨繁く、江戸利根兩河の水嵩み、洪水の虞れに、防禦の手配り怠りなかりき、されど雨量は明治四十年、及び全四十三年の、一坪内十九石なりしものに比すれば、其半にも及ばず、廿六日より一日までの雨量、一坪内平均四石六斗にすぎざりき、されば水防は開始されたれども、僅に、左記摘録の如くなり。

○東葛飾郡役所水防日誌 大正六年十月一日付水防開始通知、全月二日午前七時五十分接受、第一水防區各分區の水防を開始す。

- 第一分區主任屬 松本留吉
- 第二分區主任技手 大森正信
- 第三分區主任屬 柳澤靜雄
- 第四分區主任屬 廣田久之助



○暴風當時雨量表 (耗)

調査所	日		計	調査所	日		計
	二十九日	三十日			二十九日	三十日	
浦安	五六、〇	一	一三五、八	法典	三、四	五〇、四	五三、八
松戸	五六、八	六九、〇	一二五、八	田典	四五、〇	八二、〇	一二七、〇
我孫子	二一、八	一一六、二	一三八、〇				

(銚子測候所報)

○江戸川筋利根川筋

十月一日、二日に於ける最高水位表

(銚子測候所報)

所在地名	量水標	及其時刻	最高水位	零Y摘點P高上	所在地名	量水標	及其時刻	最高水位	零Y摘點P高上
流山町大字流山	十月十二日 午前六時	一四、九〇	一一、六七三	行徳町大字本行徳	十月十一日 午前五時四十分	一二、九五	〇、五八六		
松戸町大字松戸	十月九日 午前九時	一四、二八	七、〇〇〇	浦安町大字堀江	十月十一日 午前五時五十分	一三、五〇	〇、〇〇〇		
關宿町大字臺町	十月九日 午前五時三十分	一五、七一	三三、七四二	二川村大字古布内	十月十一日 午後十一時	一四、七〇	二八、〇一〇		
旭村大字目吹	十月十二日 午後十二時	一九、五三	一七、一三六	田中村大字大室	十月十一日 午前三時	一五、〇〇	一五、六〇四		

十月三日午前七時全部閉鎖す。

水防委員、左の通り配置し、直に出張を命ず。

- | | | | |
|--------|-----------|--------|----------|
| 第五分區主任 | 小笠原 淺吉 | 第八分區主任 | 警部 小關 半治 |
| 第六分區主任 | 技手 飯田 久太郎 | 第九分區主任 | 警部 青木 泰助 |
| 第七分區主任 | 朝倉 巖 | | |
| 第一分區 | 戸田 郡書記 | 第六分區 | 竹山 郡書記 |
| 第二分區 | 酒卷 郡書記 | 第七分區 | 板倉 郡書記 |
| 第三分區 | 今井 郡書記 | 第八分區 | 水崎 郡書記 |
| 第四分區 | 天羽 郡書記 | 第九分區 | 平山 郡書記 |
| 第五分區 | 柴野 郡書記 | | |

三、大暴風雨襲來

○嗚呼驚天動地！三府十七縣に亘り、殊に關八洲の海陸を蹂躪せる、大惨害は襲來しぬ。

○悲惨の狀、固より文筆の盡し得べきところに非れども、左に是を叙述せん。

○凄惨の極!!! 人事の凡てを打壞せんとか、撃滅せんとか、魔は荒れぬ、狂ひに狂ひぬ、颪風と化し、海嘯と變じて、野に山に、海に河に、時は、實に九月三十日夜より、十月一日の曉天にかけて、惡むべし、彼が翻弄の手に委せるもの幾何ぞ、人畜、家屋、船舶、道路、橋梁、田畑、漁場、林野、一として、其災害を免れしものはなかりき、而して、其の颪風の經過や如何に。

○十月一日正午中央氣象臺長岡田博士談 今回の、大暴風の中心は、去る九月二十四日、南洋ハラオ群嶋に、發生し、最初、西北に方角を取りつゝありしも、途中方向を一轉し、臺灣、沖繩の南方海上を北上し、九州、四國、中國筋を荒し、卅日午後に至り、紀州潮岬の南方海上を北上し、關西地方を荒しつゝ、北東に進み、三十日夜半には、東海道筋を、大暴風雨と化せしめ、濱松静岡附近より、上陸して、富士山麓を猛襲し、一直線に關東に入り、一日午前三時半には、武州大宮を通過し、拂曉には、群馬、栃木を経て、福島に達せるが、其後の經過は、電信、電話、全部不通にして、詳細を知るに由なきも、颪風の中心は、一日午前十時頃、仙臺を衝き、金華山を襲ひて、太平洋に出で、午後二時頃には、北海道東海岸より、根室沖を通過し、北太平洋を、北米往航路附近に進み、米國に向はんとするの模様あり。(最低記録を作る)而して、今回の颪風、濱松、静岡附近に上陸してよりは、東海道海岸一帯の地は、廿九日より風雨非常に強かりしも、東京地方は房總半島との間に、一小低氣壓のあるありて、之れと相牽制し一時風なかりしが、卅日夜八時頃より次第に風加はり、夜半過よりは颪風の力、愈々強く、遂に大暴風雨と變じ、其最も甚しかりしは東京に於ては、一日午前三時前後なりき、即ち其當時の風速は、最強一秒時間、四十三米突に達し、氣壓の深さは、午前三時半に於て、實に、七百十四耗、六

てふ、氣象臺設置以來の最低記録を示せり。今試みに、各所の最低氣壓、及び最大風速を示せば左の如し。

	最低氣壓	最大風速	最低氣壓	最大風速
高知	七三九、八耗	一三米突	八	木
彦根	七三八、六	一三	岐	阜
濱松	七三六、七	二〇	横濱	七二五、四
東京	七二四、六	四三	福島	七三九、二

尙、東京の降雨は、九十三耗にして差したる大雨にてはあらざりき。

○銚子測候所報^{十月} 此度の颪風は、近年稀なる災害なりしが、颪風としては、餘りに變異多きを以て、既往に於ける、顯著なる颪風と比較し、特異の事實を述べんに、通常颪風は、漸、あつて來るものにて、南洋に發生して、本邦に來るに、五日乃至十日を要し、本土に接近するに於ては、晝夜を通じて、暴風の猛威を奮ふものとす、然るに今回は、二十九日朝沖繩島の南東海上に現れし時、關東地方も、風雨となりしが、翌三十日は曇天にて、一時風雨治まりしに、夜半前より、急に暴風起り、今回の災害を醸せしものにて、斯く中途に、一日の中休みをなし、再び進路を轉じて、襲來するが如きは、稀なる事なり、次に颪風進路の迅速なりしことにて、紀伊海上より、東京附近迄、直徑百三十里の地を五六時間にて來りし事は、一時間二十四五里の高速となり、普通速度より非常に速なり、又襲來時刻の夜間にして、中心は晝間は、停滯若くは除行し、夜間活躍を始むるは、暖流等の關係に由るものならんか、進行速度の早かりし爲め、縣下の颪風、(一秒時二十九米突、一間平方九十貫の壓力)、繼續時間は、三時間餘にして、其他は烈風にて、最も強かりしは、午前三時三十分頃なりし、既往の猛烈なる颪風は、大抵烈風一秒時、一五米突、一間平方、二十四貫、尙風雨の、表日本に襲來する時は縣下は、常に南東の風位永く續くに、今回は南々東の方向にして、眞の異風に非ざりし爲め、風速のみ強くして、豪雨を伴はざりし(利根上流は山岳の關係により別)若し、今回大雨を共に降らすことあらんか、倒壓の外、雨壓の加はるを以て

一層被害の大なりしならん、要するに今回の倒潰は、夜間、瞬時のうちに起りて、翌朝急ち止みしものなれば寧、颶風(俗稱)に近きものなり。

六

○颶風と地の脈動及海浪の様相。(十月六日銚子測候所發表)

颶風の南洋上に發生するに、海上に起る、第一の現象は、大底波にして、之れが爲めに海鳴を生じ、次で地の脈動を起すものなるが今回の颶風は、九月二十四日頃、呂宋の、東方洋上に發生したるが、本所の激動計には、二十四日朝より、細小なる微動起り、二十八日より稍振幅を増し、二十九日正午には稍大となり、週期二秒五、時に振幅零耗〇〇五を示せしが、午後には、更に増大し、三十日朝迄は同様なりしが、夕景より急に、週期振幅共増加し、午後九時より、翌一日午前七時迄は、顯著なる脈動を畫きしが、其最大は、午前五時に於て、週期五秒三、振幅零耗〇五に達したり、又海鳴は、三十日に至り、始めて北東に聞きしが、午後六時より、南東に當り、轟々として、夜半前には東方に轉じたり、次に海波の様相は、自記驗潮儀に依れば、二十九日迄は、上弦後に付、潮位は通常の如く、午前の満潮に高く、午後の満潮に低く、異状なかりしが、廿九日午後二時より、俄に鋸齒狀の波浪を畫き、夜半に於て著しく、三十日朝には稍減じたりしに、夕景より亦復大に増嵩し、午前三時には、満潮七尺に達し、非常なる怒濤なりし、既往に於ける脈動の大なりしは、大正三年十月一日、帳幅零耗、二回に達せしが、今回は此の十分の一に及ばず、又海鳴の如き、颶風には一兩日前より、南東方に遠雷の如き響を必ず聞くを常とするに、今回は當日颶風の進來する迄は聞くを得ず、従て大底波の如き、晝間は全く至るに至らざりし、之れを要するに、今回の颶風には、前日副低氣壓の、房總沖に彷徨せし爲め、氣象の變化異例を示し、颶風の襲來をして、急速に且世人の豫想外に出でしめたり。

○海嘯の原因(銚子測候所報)

海嘯を起すには、地震及海底火山の破裂及颶風等重なる原因をなすものなるが、地震及火山爆發は、海水の彈性的縱波にして、廣區域に亘り、大津波を起すものとす、今回の海嘯は、全く颶風の爲め、大氣壓力の急減と、颶風の吹續によつて來せしものなるが、颶風が如何にして、高浪を起すかと云ふに、颶風中心は、非常に低氣壓にして、壓力微弱なれば、海水を吸揚するものにて、又四周より、中心に向ひ吹く風は、強く海水を壓迫するにより、高浪となるものなり、一例を擧ぐれば、颶風中心の氣壓七百十耗に下降したりとせんか、晴雨計、水銀の高さを、水柱に換算すれば、標準氣壓より五十耗も低きを以て、海水は二尺の高さとなるものなれども之れ靜力學上の推定なれば、實際は猛烈なる風力の爲め、海水の上昇すること、此三倍に達するものなり、津浪を助長するものは此外潮汐の干満、季節及月の位置にも關す、即ち夏秋の交、年平均潮位の高き時にして、満月の大潮日に、満潮の時刻に際せば非常なる高浪となる、又颶風中心進行速度の緩急にも關するものにて、普通中心の速度は、海上にては、比較的遅く、一時間、十哩の割なれども、陸地に入るに従ひ非常に速くなり、四十哩にも及び、四倍の速度となれば、海水が中心の後を追ひ、移動する爲め一層高波を生ずるものなり。

今回の海嘯は、畢竟颶風中心の氣壓、低き部分に吸揚湧起せられたるものが、中心の移動と、共に陸地に近づくと、猛烈なる風力に因り、陸地に吹き寄せられしものにして、時、恰も高潮時の満潮に近く、一層高浪となりしものなり、尙詳言すれば、今回の最低氣壓は、一日午前三時三十分、東京にて七百十四耗に下りたれば、廿九日の同時刻より、晴雨計は四十六耗下降し、即ち、中心附近の海水は、一尺九寸の高さを増したるが、南西の颶風によつて、灣形の地は、丈餘の激浪となり、陸上に浸入せしものならん、一日午前二時頃第一回の海嘯ありしは、颶風の東京北方を通過中にして、氣壓の最低に達したれば、潮位増嵩し且南西風の爲めに、高浪となりしものにして、午前三時過ぎ、第二回の海嘯ありしは、満潮の爲め洪濤となりしものなり。

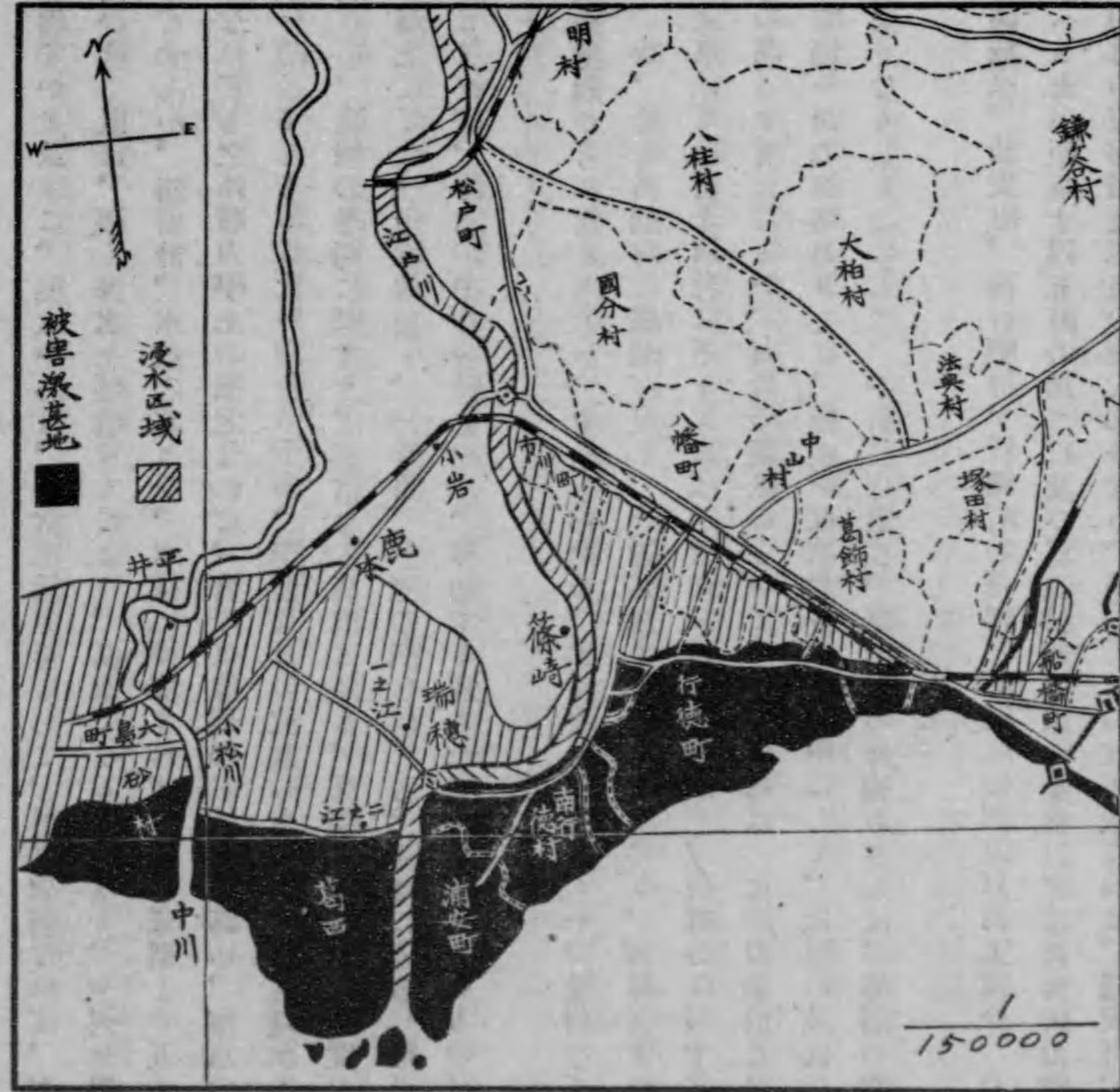
○浸水區域 今回の海嘯にて、海水の浸入せる區域は、浦安町、南行徳村、行徳町の全部、船橋町の國道以南大部分、及蝦川兩岸の低地、八榮村は、東夏見(蝦川に沿へる海岸距離十四五町の地)に及び葛飾村國道以南全部以北は西海神山野の全部印内寺内本郷の一部、市川町八幡町中山村の院線鐵道以南の地大部分なり、而して其の被害激甚地は、浦安町、

七

部、南行徳村より行徳町大字本行徳に至る縣道
 以東の低地、行徳町大字行徳鹽焼町、上下妙典
 高谷、田尻、原木、二俣、葛飾村大字西海神、
 船橋町國道以南の浸水地とす。
 江戸川にては潮水明村古ヶ崎地先きに及べり。
 浸水區域圖 江戸川以西は東京府下なれども
 参考のため記入す。

○浸水速度 (中央氣象臺發表)

今回の浸水が、如何なる速度を以て、陸上を進
 行せしかば、これを知る事能はず。甚だ注意深
 き人に於てさへ、その記憶明瞭なる能はざるは
 當然の事なり。唯河川に設けられたる驗潮儀の
 記録を以て、大體を推量するに止まる、河川の
 驗潮儀は、河川の水位を示すものにして、これ
 より推測する事は決して其儘これを陸上の事實
 と混同すべからず。今假りに籍りて以て、陸上
 浸水速度の大體を想像するに資せんとするの
 み。各驗潮所に於ける記録を驗するに皆二の山
 あること別圖の如し。これらの二個の山の到着



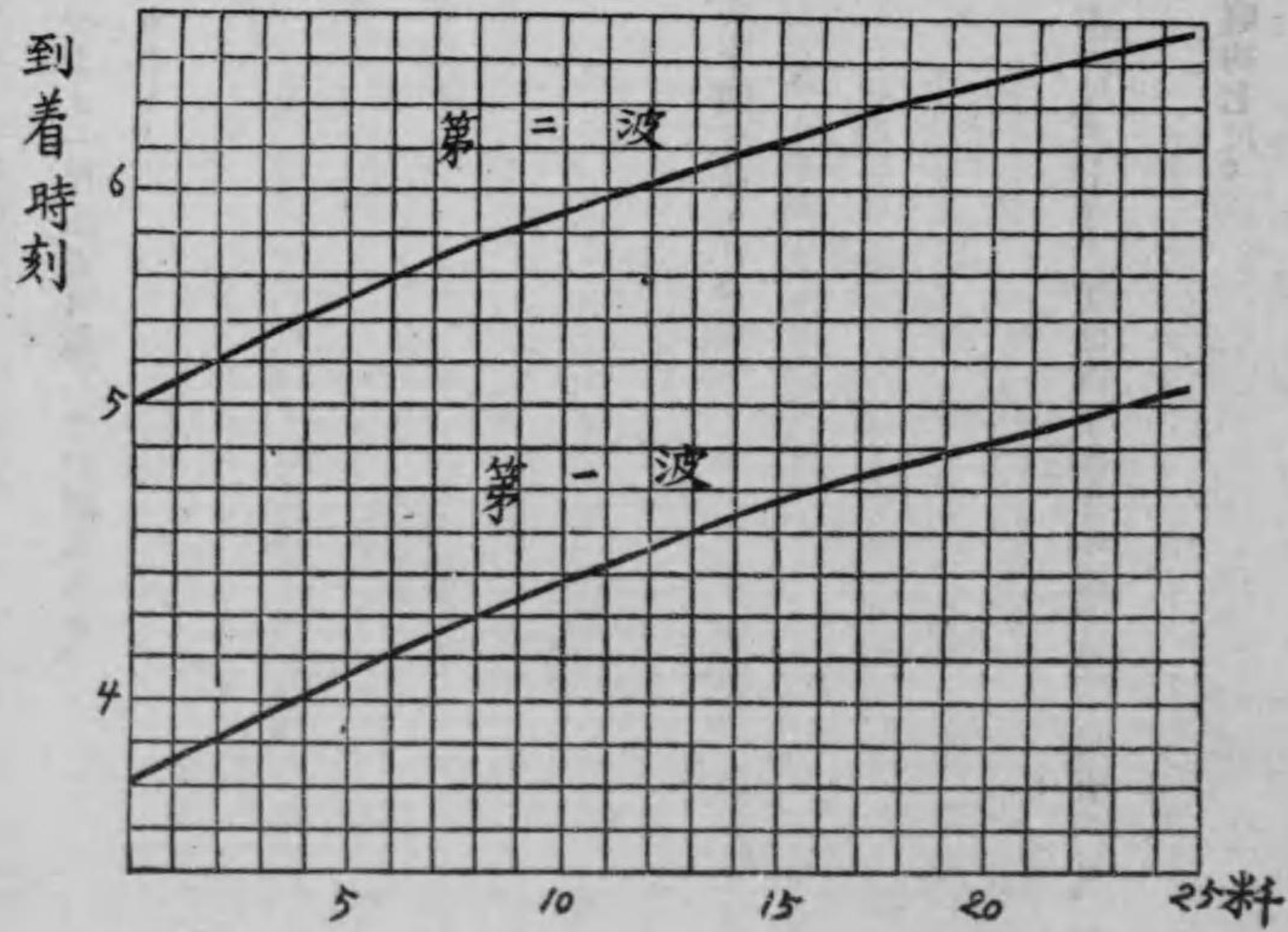
時刻と、各驗潮所の海岸より測りたる距離(河川に沿ひたる)
 とを左に表記すべし。

川名	所名	海岸距離	山の到着時刻	同上の差
堀江	二十二町	三時五十分	五時五十分	一時十五分
	堀江	四時三十分	五時四十分	一時十分
江戸川	行徳	四時三十分	五時四十分	一時十分
	行徳	四時三十分	五時四十分	一時十分
松戸	?	五時三十分	六時廿七分	一時二十四分
	?	五時三十分	六時廿七分	一時二十四分

即ち前表を以て見れば、河川に沿ひたる津浪の進行速度は一
 時間百二十町乃至百八十町位なりしが如し、又東京市の調査
 に依るも毎時百四十町位に當れり。
 前表は只江戸川に關する分のみを記せしものなれば讀者其
 心して見られたし。

○浸水の高さ (江戸川筋最高水位表を參考すべし)

船橋町 役場、事務室、床より一尺低し、小使室は浸水せり
 海岸、満潮より八尺二三寸高し、
 淺草專賣支局船橋出張所、事務室床上三尺。
 寛政のは、今回より二尺高し。
 安政のは、今回より二尺高し。



明治四十四年の、今回より三尺三寸低し。
古老の談によりて、不動院の大佛を目標とすれば安政のより一尺四五寸低しとの説もあり。

行法寺の過去帳によれば、安政のより一尺低しとの説もあり。

葛飾村 潮先は、國道南の低き家の庭先に及べり。

明治四十四年の、院縁以南迄なりし。

安政のより二尺高し。?

行徳町 信篤小學校古校舎、床上約二尺。

役場、床上三寸、安政には此邊床上へのらす。

本行徳堤上、三四尺。

上下妙典、埴焼町方面床上約四尺五寸位。

寺町鈴木清五郎氏宅床上三尺六寸、明治四十四年には床下四寸なりし。

原木方面、寛政のは今年より約六尺高かりしが如し。

全 安政のは今年より約二尺低し。

南行徳村役場、床上三尺。

安政のより今年のは、一尺八寸高し。

了善寺方丈床上約六尺、本堂四尺、安政のは、方丈床上二尺六七寸、明治四十四年の、全一尺五六寸、明治四

年のは、全へ上りしのみ。

浦安町 小學校教員室床上四尺一寸、北敷場床上四尺五寸、校庭約七尺。

堀江中位の地盤にて、二階より舟に上れり。

役場、床上一尺五寸。

中山村 安政のより約二尺高し。?

「向中央氣象臺出張員の踏査結果は左の如し。

行徳町 役場	海岸距離	地上浸水	標高概數	浸水面拔海高
十九町十五間	一尺六寸五分	六尺六寸	八尺二寸五分	
五町三十間	〇、〇〇	十一尺五寸五分	十一尺五寸五分	
八町十五間	三尺三寸	八尺二寸五分	十一尺五寸五分	

以上は標高を地圖上にて、推定したるものなれば、個々の價は科學上價値少きものなりと。」

浸水の高は叙上の如くにして、江戸川沿岸に高く船橋方面に低し、是れ江戸川は數日前より洪水(雨量表、高水位表前出)にして暴風及海水のため逆流して汎濫せしに因るなり。

(參考)

東京市土木課測量、浸水面海拔高、九尺五寸七分、洲崎。

中央氣象臺員踏査、全 右、一丈八寸九分、葛西村新川堤内。

全 右、七尺二寸六分、一之江村内。

東京市の調査に依るに、海岸に於ける海面の高さは、約一丈五寸六分にして、陸上毎九町十間を進むに従ひ、七寸二分六厘を減少せりと。

四、悲劇 悽劇

○東北の風、生温く降りみ降らずみの雨模様、二三日續き雲行き次第に早くなり行くは、暴風の兆として人々の恐るゝとこ

ろ、されど九月三十日は雨はありしが風軟く、雲行き亦心に懸くる程にも非りしが、夜更くるに従ひ追々變調を來し、雨次第に烈しく、強風さへ加はりて、午後十時頃よりは、風力愈急速に、風向も東南に傾き、暴風の兆となれり。

今宵は、舊曆十五夜の、月はあれども暗き夜をかこちつつも、其望月の圓かなる夢を結びし老人もありしならん。温き母の懷に甘き乳房を舐りつゝ、華胥に遊びし幼児もありしならん。

されど、魍魎の嘯き！魍魎の叫び！喧々轟々、魔の手は擴がりぬ。異の風力は、益々猛烈に、翌午前二時頃には雨の小歌みはありしも風將に南に轉せんとする刹那風最も猛烈を極め、瓦石を飛ばし、樹木を挫折し、家屋を吹潰し、船舶を破壊し野に荒れ海に狂ひ、げに物凄き光景、天柱折け地維缺くとは、斯る光景をや言ふならんと、人々今は恐怖の念も絶頂に達し、心臓の鼓動も烈しく、殊けて婦女子は絶え入らばかりに慄き恐れぬ。

斯くて、我が四十一ヶ町村は、其災害を被らざるものもなく、無念の涙禁じ能はざるの光景を現出せり、其の最も悲惨なるは浦安町、南行徳村、行徳町、葛飾村、船橋町とす、是等の、五町村は、暴風雨に加ふるに、猛烈なる二回の海嘯に襲撃されしものにして、其の凄絶慘絶の状、繪畫撮影の盡すべきところに非ず、言辭文章の形容し得るところならざるなり。

○内海海嘯激基地の概況（銚子測候所報）

大正六年十月一日、暴風雨海嘯、當時に於ける、東葛飾及千葉兩郡の模様を記するに、前日來（三十日）北乃至北東の和風にして、降雨稍々強かりしが、夜半前より、風向は漸次南東に轉じ風力は、一時靜穩となるや、氣温は、急に陰鬱熱濕となり、實に不快なる異様の感を覺えしめしが、午前二時過ぎ頃、俄然第一回の海嘯襲來し、此の時、既に床上一尺内外を没し、風力頗る増大して、烈風となり、漸次強烈となり、全三時前より颶風となれり、而して全三時少し廻りし頃、第二回の海嘯は山の如く猛烈に至り、颶風は愈々其極に達し、潮位は既に上潮に向ひし折柄なれば、（以下罹災民の避難状況等を中略す）而して、浸水も全十時頃より、漸次減退せり、云々。

いでや、尙當時の状況を沿海各町村別に叙述せん、されども是れ固、多くの人の經驗談を集めしに過ぎざれば、不統一なる點も尠からざれども、可及的各方面に於ける真相を知るを主眼とし、繁雜を厭はず、記載することとせり、讀者幸ひに答ひる勿れ。

○南行徳方面 九月三十日午後十二時頃より東南位の風力、漸次猛烈を加へ、雨さへ激しく、一日午前一時頃には、一大暴風雨と化し、はては屋根を剝り、瓦礫を飛ばし、家屋樹木の、倒壊するもの續出し、危険にして戸外一步も足を致す能はず、空しく風雨に委せて、戦々兢兢たる折柄、風位は漸次正南、西南に轉換して、午前三時十分頃、風位正西に轉すると同時に、俄然海嘯に襲はれぬ、海嘯至るや、風雨は漸く劣へたりしも、濁流滔々全村を壓し恰も月齡十五の高潮時なりしを以て、水深は路上にて、六尺乃至丈餘に及び、人家渺々箇所又は耕地の如きは、三四尺の波浪狂瀾を呈し、之れが爲め、漂吹きを生じて、咫尺を辨せず 加ふるに漂流物の流るゝことは矢の如く、危険全く名狀すべからず、交通全く杜絶し、村民何れも自己保安に急にして、隣佑他を顧みるの遑なし、此慘劇は約二時間を繼續して、黎明過くる午前五時二十分頃に至り、漸く一二寸づゝ減退し午前七時頃には小高き縣道上に水影を残さざりし處もありしが耕地其他の凹地は、水深尙胸邊を没して、交通する能はず、而して被害區域は、全村にして被害程度は別調査書の如し。

（附記）二十四日以來、利根上流の降雨により、江戸川の水は増嵩し、濁流波浪を擧げつゝありしに、天廳吹き狂ふ真夜中頃満潮の時刻となりたれば、茲に江戸の濁水は、怒浪となりて逆流せり、時は午前二時前後、河堤缺潰せり、一同出合へど叫ぶものあり、こゝ南行徳村港のあたり、ヌツと許り、男子は概ね之れに馳付け、應急防禦に努むるも、河水の氾濫甚しく到底防ぎ止むべくもあらず、コハ不思議なりと、思ふ間もなく、海嘯！海嘯！の叫聲は烈風怒號の底より、耳朵に響きぬ。今はしも萬事休す！人々は妻子や如何に、父母を氣遣はしきと、各我家に飛び歸れば、床上は已に水の浸すところとなり家財調度を片附る暇もあらばこそ、水の増すこと迅速にして、瞬く間に地盤低き家は床上五尺餘、高きも二尺餘に及び、忽にして澎湃たる一面の海と化せり、折しも閃々たる電光に、戸隙より透し視れば、家具家財は言ふも更なり、漂ふ屋根

流る、船舶、又は浪の奥、暗の底より助を求め、救を呼ぶ、悲鳴叫聲、狂風怒濤の響きと混り、或は遠く、或は近し、沿海一帯の地忽にして、修羅の巷と變じ、阿鼻叫喚の地獄も、斯くやと思ふ許りなり、呼鳴此の狂風怒浪、幾多の人命を奪ひ、幾多の財貨を掠むる、惘然又悵然たりしとは、其夜南行徳村の梁上に避難して、僅に生を得し、某氏が實歴談なり。全氏は尙語を續けて、不幸中の幸とも云ふべきは水の退くこと早かりしことなり、若し夫れ水の減退數時間遅かりせば一層の悲惨言語に絶するものなりしならん。

○行徳方面 終日のしどく雨に日は暮れぬ、暗黒の幕に包まれし行徳の午後十一時頃より十二時頃に及びては、風力次第に加はり、今ははや砂礫を飛ばし、電柱を折る颯風となりぬ。偶々満潮の時刻近づき、江戸川は濁浪洶涌、あはれ堤塘の破壊を見ん有様なりしが、翌日午前三時過満潮の極點に達せるに、風は南に傾き一層荒く、浪は逆捲きて益々高し、一方東京灣の怒浪は、浦安方面より海岸堤防を打越え或は崩壊し、一掃千里何物も打ち砕かざれば止まざるの勢を以て襲來せり、先是江戸川の濁流は市街を浸し、稻田に蔓延し、茲に海神河伯と合し、浪は濤と重り、摧岳崩巖の勢を以て、鐵道線路方面に向て奔馳し、眼の及ぶ限り一面の海原と化せり。

今や、行徳全町浸水せられざるもの殆どなく、狂風怒浪共に、襲來せる暴力は未曾有の慘劇を演出せり、別して被害の甚しかりしは行徳新田、上、下妙典、高谷、原木、田尻、二俣方面なり、海嘯と聞く間もなく、疊は浮き、家具は押し流され逃げんとするものは屋根に上り、後るゝものは助けを呼ぶ、老少婦女互に相救ふ手段もなく、戸も壁も激浪に浸はれ家も庫も漂ひ來れる木材樹木或は船舶の打ち摧くところとなり、悲惨の狀筆紙の盡し得べきところに非ざりき、幸ひに水は夜の明け際より、追々減じ初め、午前十時頃には、辛くも船にて全町を交通するを得たり、斯くして、乾坤一轉狂風怒浪の蹂躪に委したる光景や如何に、家屋、立木、電柱、煙突、全きものは一もなく、漂着物は到るところに堆積し、海岸堤防は鋸齒の如く欠壞し、江戸川堤防も亦河海の両面より、激浪に洗はれ其破損甚し。其被害程度は別調査の如く、後章視察紀行も慘景の一端を語るに過ぎず。

○船橋方面 廿九日より三十日に亘り時に篠突く如き豪雨はありしも、三十日夜は一時雨止みとなれり、然るに九時頃に至り生温き南風吹き荒み、しかも一種異様の臭氣を帯べり、折りしも只一回の雷鳴あると共に南方に當り太き火柱の如き稲妻閃けり、昔より此の如き現象ありしときは多く暴風襲來せりとは、老いたる漁夫のみかは多くの人々の嘯きとなりて不安の闇夜に驚きの眼を見張りぬ、更け行く夜半の二時、三時ともなるや、暴風は益々吹き暮り、咆吼する變聲、怒號する海鳴漁船相打つの響、人家崩壊の音、喧々轟々、駭きと恐れとに人々生きたる心地もなかりき、折柄陰曆十五夜の高潮どきともなるや、暴風は海嘯を煽り立て、鑿々の音凄しく、沙水は沿海地方に闖入し、忽ち人家幾十戸水田數十町歩を荒せしが潮水は一旦四五寸の減退を見れば、人々ホット安堵の胸撫下す間もあらばこそ、捲土重來、天を蹴り地を噛むの激浪怒濤は、漂蕪せる漁舸網艇を海岸一帯の人家に衝撃し、殘死、崩壊、流失等の悲劇を演出せり、初め暴風の襲來あるや全町の電燈は一時に消失し、さなきだに物凄き恐しき夜は、闇黒の巷と化して咫尺を辨せず、僅に手を繋ぎ僅に呼應して生を求むるの様なりしが、執念き慘害に呪はれて、親不知子不知の憂き目に遇ひし者も多かりし悲しさアア、而して此の阿鼻叫喚の暗黒裡に起りし被害は別表調査の如し。

聽て恐怖の夜は去れり、されど悲愴の朝は來れり、午前六時頃稍減水せる海岸一帯を瞥見すれば、船町、臺町、東納谷、西納谷に亘る地に、木材屋茅家具及び船舶は倒潰家屋と堆積し、東西に連亘して一帯の丘狀をなせり。

茲に數多の悲劇は又出現せり、萬一の生存をたのみ、我が子何處と血眼になりて、木片破財を掻き分くる父あり、色青ざめし、愛し兒の亡き骸を抱きて半狂亂せる母あり、嘔り上げつゝ死せし親を揺り動かす小兒、涙に咽びつゝ息なき悴に取り縋れる老爺、何れ涙の種ならぬはなきに、死せしと思ひし同胞に邂逅て抱擁するもの、梁の下より半死の娘を發見して嬉し涙に咽ぶもの、悲喜交もくの有様は、筆に口に盡し能はざりき、死体搜索は、午後より夕暮までも續きしが、健かなる人々も前夜來の疲勞と、飢餓のため、はては困憊の極に達し、失望と落膽とさへ加はりて、顔色蒼ざめ、今は搜索も抛棄の有様となりしもあはれなり、一日の夜其處此處に赤き灯の見ゆるは近在より來りし、身寄りの人々の心盡しにて

亡骸の搜索を續けしにてもありしならんか。

此日、九日市小學校裏の濱邊に於て發見せし屍体二十二あり、此死屍中には嬰兒を抱ける母あり、相擁して重なる父子あり、孰れも酸鼻の極ならざるなかりき、續々死屍の發見せらるると共に檢死を俟つもの、運搬するもの、薄暮に至りては寺院の門前假埋葬者踵を接せり、されば棺桶の欠乏を來し、之れを得るに道なかりしもあはれなりき。

○葛飾方面 九月三十日は、朝來雨降り、時々風さへ加はりて、何となく天候不穩の兆あり、且氣象臺の警報もありたれば、人々安き心もなかりしに、同夜八時頃凄じき電光と共に、一つの雷鳴を聞けり、十一時過る頃より東南の烈風と共に大雨盆を傾くるが如く降り注ぎ、風向漸次南方に轉するに隨て、刻一刻と其力を増加し來り、遂に樹木を抜き家屋を倒し狂暴益々其度を加へ、剩へ潮雨を降らし、國道上手の人家にても、穢臭ささの甚しきに、不思議を懐く程なりき、聽て一日午前二時半頃より全三時四十分頃までの間に於て、逆捲く怒濤は、巨山の如く、二回の海嘯襲來し、慘憺たる光景を演出せり、今や凄慘の極度に達し、喧轟何事をも辨せず、家あるものは防禦に血眼となり、浸水倒潰等の災に遭ひしものは唯生を求むるに急なり、斯くして恐ろしき夜は明けぬ、風位は五時頃南より西南に轉じ、七時頃に至り漸く沈靜に歸せり見渡せば國道の南方は無涯の泥海と化せり、人々は唯眼を見張り、手を束ねて退潮を待つのみ、聽て八時九時となれば悲慘の光景更に甚しきものは眼に映せり、耕地一帯には、家屋船舶を首として、長持箆筒より桶、樽、膳、椀、其他、屋萱竹木、板、丸太等の破損せるもの、全きもの混雜して稻禾塵芥と、共に到る處に漂着せり、殊に鐵道線路に沿うて、山と堆積し、遠く中山の方に迫り、尙堅牢に築き上げられし鐵道は、中山、船橋間(葛飾村西海神山野印内地先)約一哩は曲線となりて、六尺内外、南より北へ、水田中に落込めり。

本村の、海嘯被害地區は、八區中の七區にして、西海神最も甚しく、部落の殆ど全部は、流失倒潰等の災に遇へり、尙地先、海岸堤塘は、原形を存せしもの、僅に十數間なり、而して是等の被害調査は別に示すところの如し。

○浦安方面 九月三十日は、朝來の雨天にて、午後より驟雨時々至り、天候不安の狀況を呈したれども一般暴風襲來の

前兆たる、蒸し熱さも感せざりし故、兼て警報はありしも、よもや、今回の如き大海嘯の襲來せんとは、人々豫期せざりき、最も午後十時頃よりは、多少の海嘯を氣遣ひ、多くは其警戒をなし初め、心利きたるものは、警告をなし歩るける程なりしが、明治四十四年の際は、猫實中位の地盤にて床上五寸位なりしかば、其程度にて荷物の取片附をなせるもの多かりき、聽て夜も更け行くまゝに、風は益々荒く、ビユウ／＼と鳴る鋭き風勢は、瓦を飛ばし樹枝を折り、其猛烈さ云はん方なし、午前二時頃には、江戸川方面にて、河水氾濫を起し、海岸堤防は、一部潮浪の打越すところとなりしに、低地方面は、既に土間を浸せり、すは海嘯よと、思ふ間もあらばこそ、水の増すこと迅速にして、三時近くよりは、澎湃たる怒浪は天に沖し、加ふるに怒風益々荒く、船は船と相搏つ音、家屋の倒潰する響、唯喧々轟々を極め、茲に條羅の巻と化せり、斯くして本町の東端海濱に接近せる方面より、南部へかけて西部江戸川に面せる境川河口は、言語に絶せる慘狀を現出せり、此夜家屋の流失倒潰等の災厄に遇ひて、親に別れ、子に離れ、已れは九死に一生を得て、袖の涙の干く間もなき人々の悲惨なる遭難談は、數々あれども、此處には猫實方面の某氏の談話を記すべし、午前三時頃には床上胸を没する程になり、尙増水激しく最早施すべき術も盡きたれば、一同二階へ引揚げ、天明を待つ事とせり、此時階上の人は、老幼男女併せて二十八人、一同生きたる心地なく、今一浪にして流さるか、倒さるか、神に祈り、佛に念じ、居りし様今にして記憶を辿るも殆ど想像のつかぬ程なり、暫時にして夜も明け渡り、風雨も稍衰へたれば、二階の窓より屋根に這ひ上り見れば、眼眸の及ぶ限りは一面の泥海と變じ、怒濤澎湃として天を摩するが如く、所々に人家の屋根、又は樹梢の點在するを見るのみ、折りしも西天に没せんとする望月の黒雲の飛び替ふ間より隱顯するさへあるに、其の激浪に、吞まれては吐き出され、吐き出されては又吞まれて、水と相映するの凄き光景は、形容の辭なきに苦めり、更に東方を見渡せば、境川に繋留せし大小の船舶は、算を亂して屋側に吹き附けられ、離れては合ひ、又合うては分れつゝ、風浪の爲めに弄ばれ居れり、聽て危険を冒して、其一隻に飛び乗り、西方に進みたれども、江戸川より打寄する風浪高く、今にも小舟は顛覆せん許りなれば、止むなく家と家との間に避難して、前方を見渡せば、堀江の佃煮製造場の亞鉛屋根上に避難せる男女

の女は身体も既に疲勞せるにや浪に半身洗はるゝ毎に、男は手を伸べて、其淺ひ行かんとするを助けつゝある有様は、思はず手に汗を握らしめたり、されど浪は高く風は荒し、氣は焦れども、致し方なく只あれよと叫ぶのみなりき、其内荒くれ男の漁夫共があらちらに、救船を出すものありたれば、彼等二人も幸ひに命は全うせり、余は折りよく來合はせし漁夫に便乗して、天井裏又は屋上等に避難せるものを收容するの應援をなし、水産事務所へ避難せしむること三四回に迫り、此時同所は階上立錐の餘地なき程の避難者にて、時は午前六時の頃なりしが、舟より臂を押して階上の窓へ入らしむる位の水嵩なりき云々」而して海嘯は別被害調査に記するが如き、慘狀を殘し、浸水の全く退きしは五日なりき。

尙、午前六時三十分には、最高水位より約一尺五寸減水せし。

(本記事は物足らぬ心地すべければ、視察紀行を参照すべし)

五、満目凄慘

○視察紀行 十月五日命を奉じて、南部海嘯被害地視察に向ひぬ、郡役所を出發せしは午前七時、乗合馬車にて雨すれば沿道右に左に、田畑に、林野に、目の及ぶところ、凡て是れ暴風の被害あらざるものはなし、草葺屋根の半ば撈りとられたるもの、大木の根抜にされしもの、電柱の破損は、已に修復されたれども、蔬菜の吹き浸はれしものは未だ其儘なり。八時市川尋常高等小學校を見舞へば、校舍倒潰の慘憺たる様、實に眼も當てられず、廣瀬校長外職員一同及び寛學務委員等昇校し、青年團員を指揮して、跡片付の最中なり、此處にて同校長より被害状況、市川青年團の活動、青山、本田、寛諸氏の奇特行爲事實を調査し、停車場に向へば、九時三十分ならずは、下り汽車なしとの事に、馳せて八幡停留場に向ひ此處にて電車上の人となりぬ、(總武鐵道は、中山船橋間一哩許の破損に、四日午前十時漸く開通したれども、未だ運轉回数は平常に復さず、京成電車も電柱六十餘本吹倒され、昨夜六時開通したれども、是亦二車の運轉し居るのみなり)懸

て船橋停留場に着きしが、塙舎は半潰にて、塙外より下車せしめられ、同所を出で縣道を右すれば、此邊は塙屋根等風害を受けたれど、海嘯災餘の地と思はれず、國道に近づくに従つて潮臭きを覺ゆ、されど此邊は稍高き處とて、海嘯漸く土臺に及ぶに過ぎりしと、されば店頭の呉服物水菓子等も常のものらしく、町の繁華も變らざる様なれども、行き交ふ人の繁く、漁師町の方へ家具を運び行くあり、又漁夫の娘らしきが壁板、櫃等の折片らしきを背負ひ行くを見ても、夫れと推せらる、九時少し前、船橋尋常高等小學校を訪ひ、加瀬校長より海嘯當時の慘況、町民の義心及び全校は海嘯の被害なかりれども、瓦礫等の損害約六百圓許りなりとの事實を聴取し、不動院救護所へ足を向けぬ。到れば、只見る門の内外は老幼男女絡繹織るが如く、雜鬧市をなせり、實に是れ同情すべき災後の人なりしなり、見よ、身に襤褸を纏へるもの、或は仕事着半天僅に身を掩ふもの、子の手を引くもの、杖にすがるもの、併も一人の飯櫃を抱へざるなく、一人の甘藷策を提げざるなし、門内右には白天幕張りの二宮佛教慈善會出張所ありて雜穀甘藷等の施與をなしつゝあり、左方には一斗入許なる大飯櫃三個を併べ、町吏員五六人にて忙しげに煙の昇る飯米を給與しつゝあり、如何に温き人情よ、毎日の救助米炊出は二千人分なりと、懸て町吏員の案内にて罹災民收容所蓬萊座に到りぬ、此處も今は日中べ切となり、夜分のみ家を失ひし人々の宿泊に委せ置くと、町役場に到れば一同大童の大活動、今井大内の二郡書記も出張し居りて、被害の諸調査及び善後策に忙殺されつゝあり、金子助役により八榮塚田等の青年團、船橋消防組の活動、三橋某の人命救助、義捐金額等を調査し、海嘯被害甚地を視察すべく、漁師町に向ひ再び收容所前より、不動院前に至れば、朝飯給與も一段落を告げしにや、時は十時半罹災民の二三が歸り行くを見るのみ、足は海岸に近づくまゝに歩一步慘害程度の次第に甚しさを増し行くぞあはれ……、家財を濡らされし家、床板なき家、壁なき家、柱ばかりの家……さて最後に眼に映せしものは……、實に慘狀目も當てられずとは、多くの人が斯る時に臨める套語なれども、予は只張目言ふべき處を知らざりき、只歎歎流涕茫然自失せるのみなりき、見よ、雜然又混然、一面に山積せるものを、船か人家か、半破せる船舶は家屋の崩壊せるものに重なり、潰裂せる人家は漁船の摧破せるものを埋む、嗚呼、疊々累々漁舟幾十隻、漁家幾百戸、眼の及ぶところ長汀曲浦

幾十町、漁師町より海神方面にかけて、又津田沼方面に渡りて、皆是れ崩屋推船に非ざるはなし、此處に消防組、青年團員の取片付に従事するもの幾百人、蟹の男女が家財漁具を拾ひ集めつゝあるもの幾何、悲愴の状況慘憺の光景、言詰に絶し筆紙に盡す能はず、予は現場を仔細に調査すべく進めば、殆ど足を容るゝに處なく、埋まりし漆は折れたる柱にて渡り堆高き處は船板を踏みみて行く、此處に無限の怨を呑んで亡靈空しく九天に迷ふもの幾十人、昨日迄は死屍累々此處より彼處より、發見されしと。彼の幼き兒の徘徊するは、亡き其の母を捜すにやあらん、此の年老ひし人のイ立するは、死せし其子の歸るを待つに非るか、某家の老婆は死せるもの羨しと慟哭せりと、噫何たる悲惨ぞ、親に分れ子を失ひ、然も家財は一物を残さず、是れをしも酸鼻の極といはずして何をか云はん、吁！

予は更に行徳方面を視察すべく、全所を後にし再び國道に出づれば、蔬菜を肩にせるもの、穀類を背負へるもの、齋口を手にせるもの、手車を引けるもの、の行き交ふ機忙しげなり、海神より行徳街道に出で、一瞬すれば、數百町歩の中生晩生の美稻良禾は、一面に倒伏して、引き残れる潮水に浸れり、其の此方彼方に怒濤に打摧かれ、激浪に打破られし大船小舟の散亂せるもの數多なり、海岸の製塩場は荒屋となりて立ち、防波堤亦破損甚しく、空しく海嘯の慘害を語るが如し、振り向けば、船橋の漁家、農屋は大部分全潰し、鐵道線路には、西海神より中山邊まで、數百の工夫作業せり、其南側には水田へかけて西海神、二俣、原木、田尻方面より漂着せし家屋、船舶、電柱、樹木、稻束、屋萱等の取片付けられたるものは處々に堆積され、片付け了らぬものは散亂せり。

此邊より西海神へかけて、道路の兩側に點在せる人家、何れも慘害の跡を遺さざるはなく、柱ばかり立ちたるあり、軒傾き壁落ちたるあり屋根なきあり、土臺石のみを残せるあり、西海神に入りし頃は、正午なりしが、傾きたる柱に破れたる戸を以て圍となし、手傳ひ人も交りてか、十三四人麥飯を喫し居れるも物哀なり、行き交へる二人連の目を見張りて、囁き合ふあり、何事ならんと振り向けば、荒削りしたる寢棺を二人にて擔ひ仕事半天着たるもの四五人附添ひ來たるなり。道に片寄り一禮して遣り過し、附添人に問へば、其の者は死せる人の息子とかにて、歎歎しつゝ、かくいへり、佛は板橋又

郎吉(五十五才)と云へるものなるが、彼の荒屋となれる製塩場に居りしに、海嘯の夜、行徳不明となり、今朝其處より百二三十間離れたる水田中に死屍となり居れり、今近處の人々の好意にて、野邊の送りの道すがらなりと、予も併せばやと纏て二俣の墓場まで附添ひぬ、アハレ、無限の怨を呑んで空しく黄泉の客となりし幽魂今何處にか迷へる！

二俣には五大力船の縣道に横はれるあり、行徳にては此邊より田尻、原木、高谷、上、下妙典、行徳新田被害最も甚しと、家屋の崩れしもの、電柱樹木の折れしものは云ふに及ばず、幾十萬の稻束、さては屋萱は混乱雜積して、其の上を踏み行くに、足下膨脹ぶくとして氣持悪るきこと甚し。

信篤小學校を訪へば、校長平賀氏を初め、職員一同脚絆がけにて、帳簿其他の書類の濡れたるを整理中なりき、此校にて、本年九月一日漸く開校せるばかりなる二十二間の一棟倒潰せるが、倒潰後海嘯のため、其半分は押流され、三十間餘を離れたる東北方の縣道に横はれり、校長平賀氏は語りて曰ふ、此學區は高谷、原木、田尻、二俣の四部落なるが、三百七十餘戸全部浸水にて、内床上に及ばざるものは三十余戸のみ、而して罹災民百數十名は、原木山妙行寺に收容し、五日迄に米三石餘の炊出しをなせり、慘死者は十三名にて、また行徳不明者もあると、家財其他の凡ての物は中山、八幡の鐵道沿線に吹き付けられたれば、夫等の取片付さへあるに、缺潰堤防工事にて、住民の忙しさは、目も當てられず、尙罹災民全都が、救護所を引拂ふまでには多くの日數を要すべしと、此處にて、妙典の篠田重四郎が已が船荷を捨てて、人命を救へりとの羨しき談を聞けり、悲しき中にも嬉しきことならずや、行徳小學校訓導石川氏と、共に全校を辭して上下妙典の被害状況を調査しつゝ、又今氏が在勤せし十五間に四間半の河原分敷場の倒潰せるものに、遙に同情の涙を注ぎつゝ、徳願寺門前に到れば、此處にも吹付けらし稻禾は山の如くになれり、其上を踏み越えて、行徳町役場を訪ひしに、稻束の分配やら、其分配紛紜の和解肝煎やらにて、出拂ひの後なりしかば、直に行徳小學校に向ひ、四宮校長により、被害當時の光景、奇特行爲者等を調査し、上は澤みの道を南行徳に進めば、此邊も南するに従つて、被害程度漸々に増せり、大通りは、一通り片付けられたれど、東側裏通りは、稻束整理中にて、喧囂を極め漂着物の混乱して堆積せる前に見しが如

くなり。南行徳村明徳小學校に着きたるは午後二時頃にて、疲勞と空腹とを感じたれども、行徳以南飯屋も、蕎麥屋も未だ開店せず、漸く東條校長の好意にて、握飯の馳走を受け全校にて海嘯襲來當時の慘狀、被害状況等を調査せり、全校にても濡れし教科書、帳簿等を教室一面に取擲げ、又校庭には整理中の稲束足を容るるところなき程並べられたり。南行徳役場に立寄りたれど、其忙しさ非常なれば調査は歸路にもと思ひ、酒巻郡書記初め村長近藤喜八氏其他に挨拶して立出でぬ。

是れより南新井までの間は何處にも拾ひ集めたる稲束は架けられたり、至るところ軒下又は庭先に、着物、蒲團等を吊せり、然も此日は、晴間なしの雨天なるに、潮浸りせしものを、濁れる河水にて洗ひこれを雨にさらし置くとは、如何にも見じめなることならずや、中には生新らしき布團や、綿入などのぐしや／＼になりたるまま、庭先の椽臺の上に積重ねられあるも見受けたり、されど南行徳にては死せしもの、僅に六人なりとは、先づ小難なりと謂ふ可し。雖て當代島に入りぬ、此處は名にあふ浦安町の入口なり、街道の真中にて十餘間の浦安丸(石油發動機船)を、艇子と車地とにて、運搬中なり、これは境川、河口なる牡蠣灰製造所に繋留しありしものと、途中にて人家を押潰し、又は漂流者を打沈めしこと多かりしならん、當代島の生垣多き民家續きを出外づるれば、一面の耕地なり、稲はまだ畔を隠す程に引き残れる、潮水の中に倒伏せり、昨四日迄は縣道にても七八寸の水ありしと、小學校までの間に住家の大破せしもの四五軒と、土臺石許りあるもの三四軒を見たり、浦安小學校門前は水田より江戸川支流に、流れ込む潮水にて、往來はまだ二三寸の深さあり、此校も被害甚しく、浸水は床上四尺一寸校庭七尺許り、校具の洗ひ去られしもの多く、十八間の校舎一棟倒潰し二階一教室傾斜せり、竹内校長の好意にて、案内者を附けられ、慘害視察をなすべく、市街地方面に向ひぬ、時は正に午後三時十分。嗚呼、我が浦安の町は、帝都を去る東方三里、本郡南突角の地、西に江戸の長流を負ひ、東南に東京灣を抱く、今や人口九千八百、實に縣内第六位にあり、海の幸裕にして帝都との交通繁く、男子裸一貫數人の家族を扶養し、勞民數年候ち産をなす、人口の増加率、町財の富裕、本郡の誇りとなすもの一なりしが、一夜の風害一朝の潮災は四十有余の人命と、

百十萬金の富とを奪ひ可惜奔駈を柵外に逸して、茲に此慘跡を印せり、町治の經營一頓挫十年の復舊期すべからずとか、噫！

校門を右し、猫實方面に向へり、此邊は浸水の高さ天井下五六寸に及び、破壊せられざる家は殆ど稀なり、されど家々の建込は一体に波浪も穩にして、被害も割合に少く、家具家財を浸潤されし位に止るもの多けれども、周圍の建物は言語筆紙に絶せりと謂ふべし。

川手前より、右狭き土堤道を行くに、地面より四五尺の高さに混亂堆積せるものは、海苔藻、稲束、家具、濡疊にて其上を踏み越ね、跳ね越え行くに、潰れ家、柱のみ立ちたる家、屋根なき長屋、實にみじめなり、罹災者の其處に氣も狂はしげに犇めき罵りつゝ、取片付に忙しき様、あはれにて、涙も出でず更に進めば、廣き尾敷跡には、土臺石のみ残れるあり幾戸かの漁家工場の一掃されし跡なりと、海岸には荒くれ男達の二三十人、大船引き下し最中なり。

境川には漁舟多く、繋ぎ留めたるものあり、浦安は此の入江ありて漁舟を繋留せし爲め、割合に其流失少く、一日朝此漁舟にて人命救助の便ありしと、船橋にも入江はあれども、正面に風濤を受けし爲め、漁舟の破損と漁家の潰裂と多かりしならん。

引返して、橋を渡り役場に到れば、脚肝掛の天羽郡書記に出遇へり、平山郡書記と共に、當町に出張以來看のみ着の儘にて、食事も時に缺き、徹夜勤務も少からず、服務中なりと、漁業組合事務所と役場前とにては、救助握飯の給與中なり、全体にて一日に玄米六俵、一飯一人に一個宛なり、役場に立寄れば新井町長災後悲慘の状況を語り、「一日朝直に漁舟を以て罹災民中の、割合に被害少き男共を指揮して人命救助に従事せしめ、天井裏又は屋上等より救ひ出し、又正午より漁業組合事務所、小學校の兩階に家屋を流失されて居所に迷へる、人々を收容せり、其の數、事務所は百余人、學校も三百人なりし、而して一方飯米供給の道を講せしに、町内のものは全部浸水米となれり、止むを得ず、人を東京に走せて之を購めたれども、風害の爲め電氣動力の休止にて、是亦充分なるを得ざりき、萬策ここに盡きて、玄米の給與をなしつゝ、

あれども、罹災民中には浸水米を食しつゝあるもの多ければ、尠からぬ下痢患者を出せり、又自分初の町吏員一同も、皆浸水罹災者なれども、一家の爲めを顧みるに遑なく、斯く詰切りにて公職に盡しつゝあるなり、現に自宅は、庭中に漂流家屋二棟着き居れるが取片附も未了らず」と、實に災害地の官公吏が職務とは云ひながら、一身一家を思はず、身を犠牲に供しつゝあるは、國家の爲め感謝措く能はざるところ、由來帝國の文明は上より下に及ぶと、此の官公吏の犠牲的精神を人民が享有し得るの日は、即ち我國の文明は其黄金時代に達するの秋か。

役場前より、堀江を東して、潮水未だ二三寸を殘せる細道、然かも下見板、柱の折等にて足を容るゝに處なきまで、混亂せる家と家との間を進み行き、左に曲り右に折るれば、視界涯しなき地に出でたり、此處は堀江の東裏にて、慘害最も醜鼻を極めし處、郡内は勿論、縣下第一の被害地ならんか。

眼を擧ぐれば、猫實東より、堀江下通りへかけ、民家近き溝渠に沿うて、一帯の地、潰家、苧稻、家具等を以て、流れといはず水田と云はず、埋没されたり、此處より東海岸堤塘までの耕地中にて、住家、非住家七十餘棟は流失され、又耕地中に散在せし、二百餘ヶ所の海苔製造場は、一掃されて、一つの存するものなし、又彼の、海岸六七町の處に聳立し、一時は京濱地方の人氣を集めし、有名なる浦安辨天堂は如何に、人一倍の圓ッ体を、今は神ならぬ身の漁家と共に吹き付けられて、溝渠の畔に崩れ重なり果敢なき最期を遂げられたり、堂守二人番人一人も殉死の悲運に接せりとか、穴賢、神も佛もなき慘狀、神も海嘯の猛力に抵抗し難かりしにや。

混雜物、夫れは人家、稻束、漁具、海苔簀、海苔簀等にて一帯四五尺に堆き上を、踏みしめ、跳ね越え、進み行くに、罹災者の男女老幼は、三々五々此處に一團、彼處に一群、此の混雜物を掘起して、取片付やら、探し物やらに、立ち働きたつゝある人々の笑ひ、さどめけるあり、あらぬ囁言に、其夜の様を語るもあり、如何に漁師氣質とはいへ、家財道具は一物を殘さず、中には、生別、死別の悲しささへある可きに、餘りと云へば心無の人々やと、初めは思ひしが、あまりの事に衷心の極、今は斯く成り果て居れりとの事、今更ながら一入のあはれを催しぬ。折りしも人々の働く手を止めて、又死人

かと思張れる方を見れば、四人の男が一枚の戸板の上へ、沙と泥とにて生体もなき、夜着布團を乗せて吊り來れるなり、死人ならずとの事に胸撫で下しぬ、聞けば浦安町にて今日まで発見されし屍体二十七個は多く西裏の水田又は南行徳近くの見易きところよりなり、此處の堆積物の下にも、土地の者其の屍体、又は南島飾方面よりの漂着屍体の數多く埋るゝならんと、嗚呼災後、茲に五日埋れし屍体の未発見、數多からんとは何たる悲惨ぞ。

抜き足差し足とは、斯る歩み方にや、然も直に踏むものは、稻又は家財、よし辨天社の戸扉や、額は避けても、見えぬ屍体は避けらるべくもあらず、心に佛を念じつゝ恐ろしき思ひして、進み行くに、瓦屋根二階作りの家の側に、出でぬ、二階はあれども下は柱ばかりなり、此家にては、七人生計しなりしが、六人まで死して、十一歳の男の子一人残り、生殘れる其子は今親戚に引き取られ居れりと、斯る人々の涙雨やら、空も物悲しげにしとくと烟の如く降る中を、崩れたる土堤に上れば、喪家の犬か瘠せ衰へたるが吠ゆること甚し叱々と追へば側に働き居たる人々も共に追ひ遣り呉れぬ、土堤下の中には夫婦らしき五十近くの男女が、生新らしき布團を踏んでは泥水を掛け、踏んでは泥水をかけ居れり、土堤の上には其息子が二十歳許なるが働けり、家財は拾ひ集めたるものゝみを積み重ね、繩を絡げ置き、其屋敷なりしと云へるところには、石ばかり残り、此の人々を勞はり、慰めつゝ慘劇の夜の物語りを聴取れる内に、黄昏時となりたれば、土堤路を辿りつゝ、混雜物の間を、歸路に付きぬ、荒寥たる夕暮の被害地は、一層の物悲しさを覺う、孤燈のところどころに、明滅せる様、墓場の供へ灯の様にも思はるゝなり。

今宵は、海嘯當時の慘狀も、語るべければと、竹内校長の強ゆるまゝに、一夜を同校に明すことに決しぬ。

此校も一日の夜より、罹災者避難所となり三百餘人を收容し、職員は廿幾人中身体に異状なかりしもの四五人と、役場より出張せる吏員とにて、其世話をなせしが罹災者中に、下痢患者續出せし爲め、一時は一方ならぬ混亂を來せりと、今夜予等は二階の一教室を寢室に充てられぬ、此處には中央に疊二枚を布き、別に間仕切りの板戸に附けて二枚を布けり、而して積重ねたる机腰掛けの上へは、濡れたる中山訓導の着物、書物等を一面に取擲げられたり、小使が炊げる夕飯を、食し海

嘯襲來當時の光景談、慘害後の物語り等に夜を更しぬ、左に同夜の談話を聴取れるが儘に書き記さん、中山氏の借家は、街道に沿ひて、當代島の方へ寄りたる耕地中にあり、其夜一、二時頃か雨風次第に烈しく雨戸も吹飛ばされん許りとなりたれば、全氏は起きて雨戸を釘附となせり、此時土間には、水ビシャ／＼と入れり、河水の氾濫せるにや、海水にや何れにしても、海嘯襲來を氣遣ひて家族を喚び起し、其準備に取掛れり、されど戸外は暴雨愈々荒く、光景暗澹一步を致す能はず止むを得ず、椽臺を床上に上げ、箆笥行李等を其上に乗せ、幼兒二人は戸棚の中へ布團を敷きて避難せしめたり、此時増水甚しく最早床板疊は浮き上り、危険云ふ許りなし、忽ち床上膝を没する迄になりたれば、一家は戸棚の中に入りたれども、増水愈甚しく堪へ難ければ懸て戸棚の上板を突き抜き天井を破り、先づ一枚の布團と二つになる男の子と五才の女子とを天井裏に乗せ、其妻を上らしめんとし暗闇を探りたるに、アッ！天井裏の男の子なし、驚駭の血、全身に湧き心臓の鼓動烈しく、周章狼狽爲すところを知らず、僅に懐中の摺附木を點せしに、二人の子は抱き合ひ居りしかば、夫妻共に安心して一同天井裏に避難し、此時暗中を探り見るに潮水は天井下五六寸の高さに嵩めり、茲に最後の決心を堅め、愛兒は夫妻にて一人宛を背負ひ、更に梁上に上り草屋根を撈り取りて、人の抜け出でらるゝ程になし、夫妻相戒めて潮水茲に及ば、屋上に出で不幸漂流さるゝに至るも、棟上を離れず、身死するも愛兒をして生あらしめんことを誓ひ、暗黒の中に死を待つ幾時間、一日午前八時頃西野訓導等の爲めに救出されたり（死中に生を得て、暗中より明處に出で漫々たる洪水の中、片舟に棹して身は妻子と共に、同僚が温き手によりて救はれし、此時此際振り向けば、死生を委ねし我屋の棟は滄海中の一黒子のみ、氏が其の感慨や如何なりけん、アア）退潮後荷物を取らせしに、本年八月當地へ來りしとき二十五梱ありしものが、僅に五六梱を残せるのみ、されど一家が生を全うせし身代りと思へば憂ふるに足らずと氏は語れり。浦安にては従來の經驗によりて同夜十時頃には必ず海嘯の襲來あらんことを豫知して皆警戒し其仕度をなし、堀江方面の地盤高き處に親戚知人あるものは其妻子を避難せしめ、又心利きたるものは「海嘯が來るから氣を附けセーヨー」と呼びあはれり。

燒野の雉子、夜の鶴、さては舐憤の愛、乳虎の怒、親として子を思はぬものはなく、兒を慈しむ美談は何處如何なる時にも數多けれど、茲にも亦人の親たるものの至情を残せし、嬉しさ、惜しき名は聞き洩したれども猫實の一長屋に、住める某は海嘯と聞くまゝに我子を戸棚に避難せしめしが、浪愈々激しく風益々荒く逃れ出づべき因便もなく、只死を待つのみなりし其中に、屋根は吹き飛ばされ水は嵩み、此上避難すべき天井もなし、今は絶体絶命、せめて我が身は此處に溺れ死すとも此子丈は助けたしと、戸棚に上り、梁によち、子を抱き居りしが、頓で浸水胸に及びければ、今は斯うよと今年五ツになる我子を兩手にて支へ上げ、翌朝救ひ出さるゝまでかくして居れり、されば舟に上るや、ガツタリ打ち伏し一時前後不覺となりしが、今は幸ひに健康回復せり、されど五日に及ぶも身体の節々は痛むこと甚しと。

浦安町にて田の中、川の邊より探し出せし、屍体は五日迄に廿七個、何れ涙の種ならぬはなけれども、分けて憫れをよめしは、野崎某とか云へる一家五人皆死せるもの二人の子にて、姉の十二歳許りなるが弟の五才許りなるもの手を握りしめて死し居りし様、死すとも離さじとせし其のいぢらしき友愛の情は、頑是なき子のいまはの心思ひやらるゝと觀る人鼻塞らせぬはなかりきと。

六日此日も涙の雨は、晴間なき中を全校を辭し、當代島に至れば、昨日は氣付かざりし善福寺の石塔は、皆倒伏せり、大船などに突き當てらしにや、此邊より南行徳へかけて、今日も消防組の活動せる状況目醒ましきばかりなり、尙ほ言ひ残せしが浦安にては五日まで跡片付の爲め消防手活動し、六日より在郷軍人をして活動せしむる豫定なりと、午前八時陽徳校長吉田氏を訪ひ全十時南行徳村役場に立寄り見れば、近藤村長小川助役を初め、此處も車輪の大活動中にて、尙酒巻板倉、竹山三郡書記も、救助事務の整理中なり。此邊は、一日午前二時頃、風一時穏かなりしが、忽ちにして又吹荒み、河水は全三時頃一面に氾濫し、全四時頃は海嘯浸水の高位にて、役場内床上三尺に達し、役場前の高さ七尺許りなる生垣上を舟も通ひ得しと、宿直松丸書記は、其夜雨戸を開き見れば前方は一面に灰色となり得れり、コハ海嘯と思はず、絶叫し、海嘯なり々と叫ぶ間に、ハヤ、水先きは土間に入れり、霄より其覺悟して重要書類等は、幾分取片付はなしあれど

も尚濡さじと、あれやこれやを高く處に乗する等、吳ッ多返し活動中に、水は胸まで及べり、斯る中にも、鼻は浮き床板は流れ、漸くの足探りも、危険甚しかりき、今にして是れを思へば、九死に一生を得し感ありと。又小使にして八十歳の小川某は語れり、今度の水は安政のよりは約一尺八寸高しと。尙聞き得し事も多くあれども後節に詳記せん。全所を辭して、再び行徳町役場を訪ひしは、全十二時頃なり、此處にても、青柳郡書記を初め、町吏員は目の廻る活動を續け居れり、折柄全町高谷區の有志四五名は、稲束分配に付き、足立町長と協議中なりしが、金剛寺郡技手も立ち入り居れり足立町長の苦心談を聴きしが、其一部を記せん。

一日午前三時頃か、行徳小學校の倒潰を氣遣ひて、四丁目に向ひたり、途中板塀、戸板、又は屋根瓦鉛等の飛ぶもの、舞ひ上るもの、危険云ふ許りなし、僅かに手を以て、顔面を掩ひて進み、折しも、めりくんと音して、神社の大公孫樹が挫折せし下を、危機一髪の間、駆け抜け、校舎に着せり、恰もよし、警衛中の職員に内外の警備を命じ、更に水中を突進して役場に向へり、此時の危険は、實に言語に絶せり、風の爲めに飛ぶもの、舞ひ上るものさへあるに、縣道の水は逆落しとなり、家々の破損物は、此間を流れ、舟を呼べども舟來らず、今や、到底一步も致す能はず、進退谷まりしが、漸くにして役場に達せり、此時全所は床上三寸位の浸水なりき、(最高水位)夫れより、被害激甚地なる行徳塩焼町(新田)上、下妙典、及其他の方面を見舞ふべく、又々危険を冒して、我家に歸れば、是亦浸水股を没するの慘狀なりしが、斯る時私情に拘泥すべしに非ず、擊劍襦袢一枚となりて、再び家を飛び出せり。夜は明けたれども、激流渦捲きて、風尙は荒く、漂流物の危険云ふ許りなし、東奔西走炊出し救護を區長に依頼し、新田方面に渡らんとすれど、舟はなし、午前九時頃、漸くにして全方面より來りし小舟に便りし、新田に渡れり、一瞥すれば水は減せりと雖も、此邊の被害は實に甚しく、骨許り立ちたるあり、屋根なきあり、此處より、又々舟にて、妙典を見舞ひ、午前十一時頃漸く朝飯を喫し、夫れより高谷、田尻、原木、二俣等に走り救護方法及其他の應急善後策を講せり云々と。

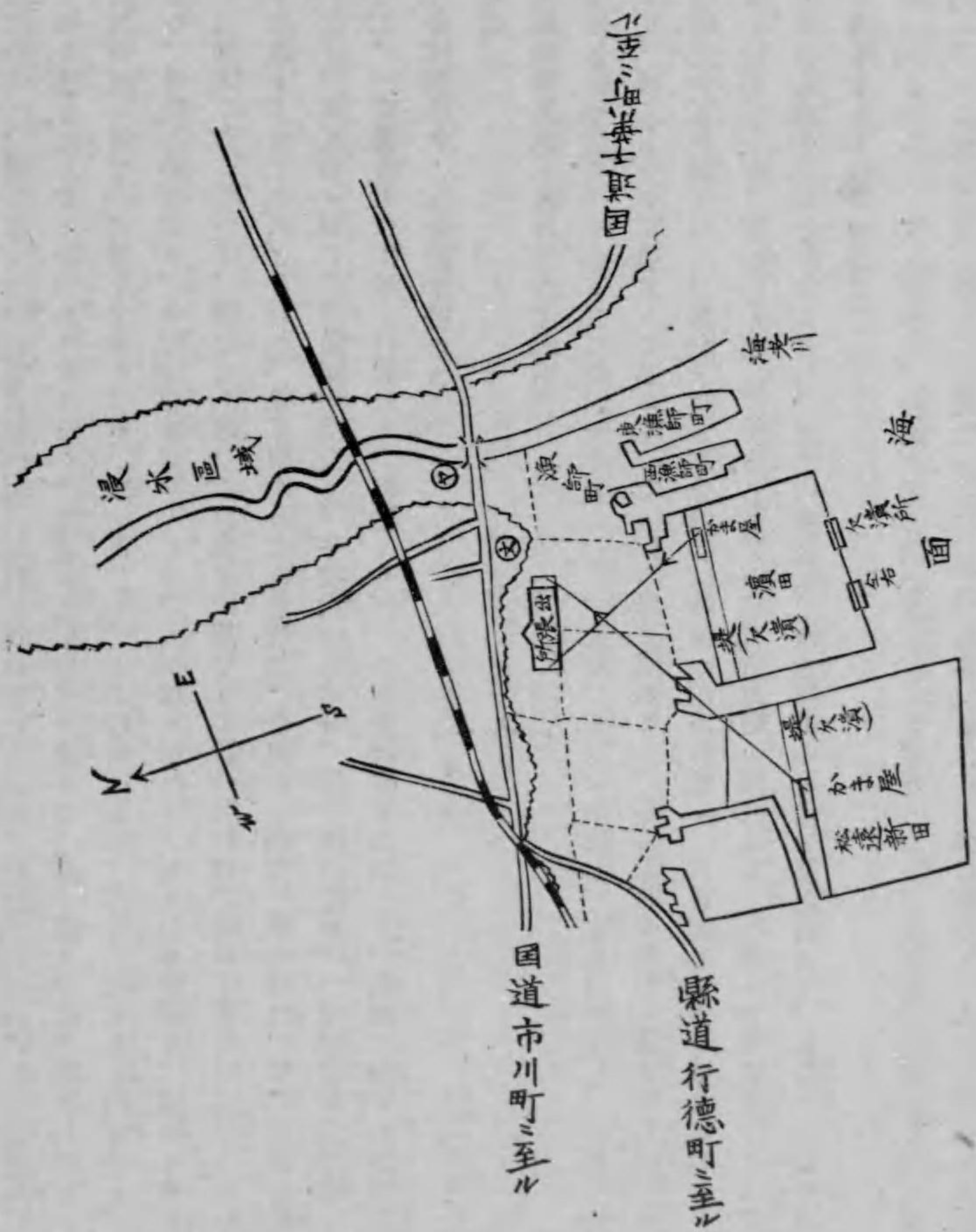
余は午後更に奇特行爲者の調査を兼て、行徳新田の慘害地を見舞へり、まだ稻禾、屋萱、其他家屋の破材、家具の破砕物さては、樹木の折れ、倒れ等にて、法善寺裏の邊は通行し得ぬ程なり、聞けば全寺にては、住職倦龍師は、病臥中なりしが、海嘯と知る間もあらばこそ、水の増嵩早く、方丈の屋根を突き抜きて、漸く家人が救ひ出せし程なりしと。聽て全寺の表路を正讚寺前に出で、押切まで南し、更に歩を返して、上下妙典、田尻、高谷、原木邊を調査せり、二俣に來れば、某家の庭なる、堆積物の下より、今死屍を發見せりとて、人々集り居れり、折りしも警官も、醫師も來りて、檢死中なりアハレ何人の遺骸にやと弔へば、側なる人の、こは原木の某なりと教へ呉れぬ、時は午後四時頃なり夫れより、此處を辭して葛飾停留場より車上の人となり、眼を舉ぐれば暮色蒼然、茫漠たる南方一帶の地は、嗚呼這般の悲惨を印せし處が眼目拱手すれば、萬感胸を壓して、涕泗滂沱たり、午後六時二十分、郡役所に歸れば山中郡長以下在廳の吏員は、方に執務の最中にて、一般善後策に忙殺され居れり、縣廳よりは、小西縣視學も出張して、學校に關する災害事項とか調査中なりき、聽て余は復命を了し此行を終れり。

附、視察拾遺。

○淺草專賣支局船橋出張所長塚田孝美氏談。

暴風最も猛烈を極めしは、一日午前二時四十分頃にして、此時、板塀は拗倒し、家屋は倒潰し、凄慘言語に絶せり、而して同時刻より、約二十分を経過せりと思ふ頃、第一回の海嘯襲來せり、尙第二回の海嘯に侵されしは、其後約三十五分位即ち午前三時三十五分頃ならん、又全三時十五分頃には降雨は潮水の如く、刺撃甚しく眼を開き能はざりし、されば濤の高さ等は知り得ざりしが、堅牢なる洋風建物(木造)の室内南方約一間位まで、床板さへも張換へをなせし程なれば如何に、其破壊力の猛烈なりしかを知るべし、又當事務室は、南方濱田の最南欠潰堤防より、九町の距離あり、此間を海浪は三分位にて到達せるもの如し。

尙、當濱田のかま屋にて、五人慘死し、松達新田のかま屋にて九人慘死せしが、其内各一個宛の死屍は交叉して、一は本出張所の東に、一は西に漂着し居りしを見たり(共に構内)是等は海浪の方面に關しては大いに價値ある問題ならん。云々



- 船橋町の死屍に、八榮村夏見の水車近處まで漂流せしものありしと。
- 行徳町は、風の東南より南へ回るとき、第一回の浸水あり、南西より西へ回るとき第二回の浸水ありしなり、第一回は河水の汎濫にして、第二回は潮水なりしならんかと。
- 沿海地方一帯にかけ、松の立木の葉の、南方に面せる方白くなれるもの多し、こは安政にも見ざりしと、古老は談れり。
- 江戸沿岸の浸水地方は、河水が先きに汎濫せし爲にや、盆栽物などの枯れざるもの多しと。
- 南行徳村地先の江戸川堤防缺潰は、二三間宛無數にて、初めは河水村内へ汎濫せしが、海嘯の高まるに及びては、却て江戸川へ流れ込み、又江戸川の逆流甚しき時は、怒浪は一丈もあらんかと見えし。當村にては當時同堤水防費三百圓近くを要せしと小川助役は語れり。
- 行徳町の被害總額は約六十萬圓ならんと全町長は談れり。
- 當地方の海嘯は襲來の際の被害多く退潮に際しては、徐々にして、家屋船舶等を凌はれ行くことのみならず、(後節海嘯の豫知参照) 灣内の水は、灣口にて風の爲め、退潮を支へらるゝ形となり居るのみならず、灣口の小さな爲め、灣内に増嵩せし水は、一時に吐出し得ざるとの二因によるものならん。
- 浦安町の被害は百萬圓にして、之れに農作物の被害十萬圓を加ふれば、百十萬圓ならんと同町長は語れり。
- 尙浦安町長は、下の如く語れり、浦安町が大打撃を受けしは、上述の如く、殊に海苔業に於て甚しく、其製造場は耕地中にありし故、全部流失の悲運に遭へるのみならず、恰も養殖期節にて築建込後なれば、流失後築建込の時期を逸し、從て收穫尠し、併し小魚等の漁利は、災後非常に多く、價亦貴く、爲めに、下層漁民の景氣は回復せり、されば浦安は中流以上の打撃甚しきに反し、多くの漁民は當時の損害を取返して、餘りある程なりと。
- 今回の海嘯にては、船に碎かれ家に押し潰されし家屋は論外なれども、唯浪風のみ被害を受けて流失又は倒潰せし家屋は何處も東西に長く、浪風をまともに受けし家に多し、されば、海岸にては成る可く、南北に長く家屋を建つ可きものなりと

某氏は語れり。

○葛飾村助役井上峯藏氏は語れり、全村の總被害高は、建物、船舶、耕地、商品、家具、學校、社寺、勞力及毎戸の小破にて、約十一萬三千六百五十圓なりと。

○今回の災變について、水災地町村長其他の苦心は實に各方面に亘りて、名狀すべからざるものあれども、稻束分配處分法は蓋其最苦心の中の一なりしならん、こは浦安、南行徳、行徳、葛飾、中山、市川、八幡の七ヶ町村に關係し、而かも最初に於ては各町村の漂着分量を知るべからず、流失束數を算する能はず、荏苒時日を遷延せんか無情なる温氣陰濕は遠慮なく發芽腐敗を多からしめ、時に或は惡む可き白浪の手に浚ひ去らるゝも知る可らず、一方又農民の苦情甚しく、實に苦心慘憺たるものありき幸ひに當路者の處置宜しきを得したため、事なきを待たりしが、一時氣も心も混亂せしは、混亂せし稻束の夫れよりも甚しかりしと、二三の町村長は語れり。

六、奉 公 活 躍

○郡當局の活動及郡役所出張所日誌 颶風一過して、茲に十二町二十九村の自然人事は、破壊混亂を極め、電信電話鐵道軌道等の交通機關は、不通社絶に歸せるもの殆ど全部にして、世は暗黒未開の状態を現出し郡内各方面に於ける被害の程度一も知るべからず、而して一方には江戸利根の水防開始せられ前記郡書記の各其部署に就けるあり、廳内は僅に數人の吏員を残すのみなりしが、當局は沿岸一帯地方事態容易ならざるを推知せしかば、一日早朝直に柴野郡書記、青柳郡書記藤沼技手を行徳船橋の兩方面へ急行せしめしに、其被害の甚大なるを復命せり是に於て山中郡長結束して起ち、南部地方視察に急行し、又元風郡書記の出張を命じ、而して應急善後を劃策せり、恰も好し、一方水防閉止の命ありしかば、直に左記の郡書記は、其部署に就かしめられ町村吏員を指揮し善後調査に従事せり、在廳の吏員亦被害狀況報告に救助事務の調査に、救助米の買入送附に連日連夜劇務連發時に俾を飛ばし、時に自轉車を走らせ、殆ど寢食に遑なし、先是折原知

事、本郡水災地視察あり、又田子内務書記官の視察あり、縣官の出張亦頻々縣郡相呼應して事違算なからんを期する活動振り實に車輪の如しとは斯る狀況をや言ふべきか。

船橋町出張滞在	今井郡書記	葛飾村出張滞在	今井郡書記
行徳町出張滞在	酒卷郡書記	南行徳村出張滞在	酒卷郡書記
浦安町出張滞在	青柳郡書記		青柳郡書記
	平山郡書記		
	天羽郡書記		

災後の窮民は悲慘の境遇にあり、應急の救助一日を緩うすべからず、斯の時、官紀の嚴肅を視、官吏の修養を知る、アア我が郡官一絲紊れず、一毫損せず、秩序整然、時に眠らず、喰はざるの苦難に堪へて、其職務に盡せしのみや。

日を重ぬるに従うて掌務益繁を加へしかば、五日山中郡長は郡役所出張所を浦安町に設け、元風郡書記をして是れが主任たらしめ以て敏活事を處するの方法を講じ、而して又益々一般を督勵して、一日も早く救恤善後の道を完うせんことを期せり。

左に出張所日誌を録して浦安方面に於ける活動の一斑を知り、以て全般を推するの資に供せん。

○日誌

十月五日 雨

- 一、罹災救助東葛飾郡役所出張事務所を浦安町漁業組合事務所内に設置せり。
- 一、前日に引續き平山天羽兩郡書記は役場吏員と協力罹災救助に關し實地調査せり。
- 一、松本本縣屬來所し行徳方面へ向へり。
- 一、河原本縣耕地整理課長、市川町憲兵分隊長來所せり。

一、元風郡書記は午後船橋町を経て松戸町に到れり。

十月六日 雨

一、午後水崎酒巻兩郡書記來所、平山天羽兩郡書記と協力罹災者に對し實地調査をなせり。

一、午前竹山郡書記、午後金剛寺技手來所し、何れも行徳方面に向へり。

一、元風郡書記は午後歸所し、本日來所したる松本縣屬及酒巻郡書記と共に夜に入り行徳町に向へり。

十月七日 雨後曇

一、水崎、天羽、平山の三郡書記は前日に引續き調査に従事せり。

一、左記青年團及在郷軍人團は水善善後處分應援の爲め早朝到着浦安町消防組頭案内の下に各任務に着けり。

國分青年團及在郷軍人分會員 百五十四名

右兩團は本日歸村し明日は他の團員出動の筈。

中山村青年團

二十五名

市川町青年團

九名

右二ヶ町村青年團は本日歸宅に就き明日更に出動の筈。

八柱村在郷軍人分會員

二十六名

松戸町矢切青年團

四十二名

右兩團は矢切二十名歸途に就ける外本日宿泊の豫定なり。

右各團体は何れも糧食を携帯せり、就中矢切青年團の如きは炊具をも携帯せり。

一、午前田中警務課長來所せり。

一、正午元風郡書記歸所せり。

一、柴野郡書記午前九時來所せり。

一、午後四時四十分山中郡長來所し、又岩瀬郡視學、岡野、竹山の兩郡書記も來所せり。

一、午後五時水善善後處分應援の爲め、明村在郷軍人分會員三十名到着せり。

一、罹災救助米三十二俵到着せり。

一、午後五時二十分山中郡長並に岡野、竹山兩郡書記、岩瀬郡視學は他方面へ向へり。

一、夜に入り酒巻、戸田兩郡書記來所、午後八時三十分戸田郡書記は行徳町に向へり。

一、午後九時水崎郡書記は元風郡書記代理として小學校に宿泊中の各青年團、在郷軍人團に挨拶に赴きたり、全時刻八柱

村青年團員六名は出動人員に對する糧食を携帯し來れり。

一、夕刻猪瀬衛生會幹事衛生上に關する用務に付來所、程なく行徳町方面に向へり。

十月八日 雨

一、水崎、平山、天羽、酒巻、柴野の各郡書記は罹災救助方法變更に付再調の爲め實地に付き檢分せり。

一、國分村青年團及在郷軍人團は前日出動せるものと交代し早朝百五十六名到着せり。

一、左記青年團及軍人團は前日出動したるものと交代の爲め早朝到着各其任務に就けり。

中山村青年團、在郷軍人 三十名

八柱村 在郷軍人 二十六名

市川町 同 九名

一、松戸町在郷軍人團二十五名早朝出動せり。

一、八幡町在郷軍人約四十名、明九日應援すべきに付郡合同として八幡町吏員來所せるを以て應援方を依頼せり。

一、隔離病舎及衛生上の措置に付、千葉縣警察醫北條光丸來所せり。

一、工兵第一大隊長久藤中佐以下七十五名、貓實海岸護岸工事の爲め來町直に任務に就けり。

一、酒卷郡書記は午後三時罹災救助調査書を携帶郡役所に向へり。

十月九日 雨後曇

一、日本赤十字社千葉支部に於て救護班を組織し、看護婦三名、醫師一名、早朝浦安町に到着し救護事務を演技館に開始せり。

一、本日出勤したる青年團及在郷軍人分會員左の通り。

八柱村青年團及在郷軍人

百八十名

大柏村青年團

百三十二名

松戸町小山青年團

六十五名

國分村青年團及在郷軍人其他

二百名

八幡町在郷軍人

五十八名

中山村青年團

二十五名

松戸町敬信會

四十七名

同町矢切青年團

三十名

一、午前八時吉野郡書記及藤沼技手來所し、藤沼技手は程なく歸途に就けり。

一、午後一時水害地狀況視察の爲め日根野侍從來町各區の狀況を視察し午後二時中山村に向はれたり、一行中の重なるものは左の如し。

折原本縣知事

山中本郡郡長

兒玉本縣保安課長

一、本縣災害者御救恤として金貳万五千圓 御下賜の御沙汰あらせられたるに付行徳南行徳浦安(其他の災害地同様)の各樞要箇所に其旨揭示せり。

一、食品給與に關する準備を完了したり。

一、夕刻岡野郡書記來所し程なく行徳町に向へり。

一、酒卷郡書記午後三時歸所、程なく南行徳方面に向へり。

一、夕刻元風郡書記は行徳町に向へり。

一、前日出動したる工兵隊は學校倒潰校舍處理に従事せり。

十月十日 曇

一、大柏村青年團員百二十二名早朝到着直に任務に就けり。

一、工兵隊三十二名は學校倒潰校舍處理及堤塘修理に従事せり。

一、水崎、柴野、平山、天羽の各郡書記は小屋掛、就業並に被服給與の實地調査をなせり。

一、元風郡書記は午前十時歸所せり。

一、吉野郡書記は午前十一時南行徳村方面に向へり。

十月十一日 晴 天

一、午前十一時より食品給與事務を開始し午後五時三十分迄に不參三十二戸を剩すの外支給せり、本日岡野郡書記來所又酒卷、青柳の兩郡書記應援として行徳町より來所せり。

一、小屋掛、就業資料並被服費給與に關する協議の爲め出張中の郡書記一同行徳町に集合、大内郡書記は船橋町より會同せり。

一、倒潰小學校校舍處理の爲め市川町在郷軍人九十二名來浦應援せり。
十月十二日 雨

一、平山、天羽、酒卷、柴野、青柳の各郡書記は何れも事務を終了し歸郷せり。

一、元風、水崎、岡野の三郡書記は諸般の事務を處理せり。(給與米殘餘は全部支給濟となれり)

十月十三日 曇

一、元風、岡野の兩郡書記は殘務の整理をなし、水崎郡書記は治療費に關する調査及漁業に關する損害調査をなせり。
一、夜に入り元風郡書記は出張所に關する事務を閉鎖し、水崎岡野兩郡書記と共に行徳町に向へり。

斯の如くにして、出張所、又は出張滞在中の、沿海町村救助事務は、茲に一時終了せりと雖も、郡内一般の救助は、又別に、各町村に郡書記を派遣し、實地の調査をなし、給否を決定して、十月二十三日を以て郡内全部の救助事務を完了せり然れども、御下賜金の分配義捐金の募集及び其他の附帶事務に就て全く災害事務の完了せしは、翌年二月二十九日義捐金分配式を終りし時なりとす。

而して、如上の詳細は、各節を新にして、後段に叙述すべし。

○官公職吏員の奉公 災變當時、官公吏が身海嘯罹災者の一人として、一身一家を顧みるの遑なく、公務に奉せし美談は、新聞紙上噴々措かざるところなりしが、茲にも亦其犧牲的奉公心の香ばしさを示さん、見よ郡内の官吏役場吏員學校職員等の諸士が、私を棄て、公を執り、職責遂行に全力を傾注せし美しさは、櫻花爛漫の美よりも美なりと稱せざるを得ざるなり、殊に南部水災地に於ける是等の人々は、多く是れ罹災者の一人たらざるはなく、甚しきは家財家具は水の浸すところとなり、飲食物は有れども又用可らず、一時は妻子の飢寒に困むものさへありしに、鐵石の義心は奉公の爲めに躍り、奮然起つて私情を棄てし擧は、誰か打案一番快哉を絶叫し、爲めに國家の將來を祝福せざるものあらんや。更に左に水災地に於ける具体的事實の一二を述べて、後日永遠の記念に供せん。

船橋、市川兩警察方面に於ける活動は前後共措置宜しきを得、殊に警察官の危険を顧みざりし献身的行爲は、人民の深く感謝すところ、中には人命救助等に際して敏捷の行爲、大膽の措置、嘆美に堪へざらしめしものもありしか。其の活動狀況を問ひしに當りて、唯當然の職務を盡せしのみとの謙遜辭ありしが、實に崇敬の感に堪へざらしめき。

學校職員 孰れも半夜馳せて、御影の警衛、校舎内外の警備に任じ、職責遂行上些の遠算なかりしのみならず、別けても浦安校に於ける罹災民收容所としての職員活動さへあるに、某々訓導等の如きは味爽より人命救助に盡力せる美談を殘せり。獨り水災地のみならず、今回の災變に付ては倒壊小學校の職員諸氏に對しては、其善後の處置に苦心慘憺たりし狀、實に感謝の情に禁えざるなり。

町村吏員の活動 町村吏員諸氏の奉公に至つては、實に其の白眉なりと稱するも、敢て過譽に非ざるべし、食なく衣なく住なく安なきの罹災民救助は、一刻も緩うすべからざるものさへあるに、一方漂流物の始末等に苦心せし状態、到底他人の想像し得べきところに非ざるなり、殊に當時の白米不足は如何に其の氣根を困憊せしめしぞ、而して是れ等の町村長及び町村吏員は、多くは罹災者の一人なるに我家へは、一顧を與ふるの遑なく、町村の爲めに奔走せしとは、重ね重ねも感謝の涙禁じあへぬなり。

七、被害救助及善後策

○暴風海嘯被害調査

浦安町	町種別		死傷其他		住家		附屬建物		學校		社寺工場其他		船				
	名	別	死	傷	行衛不明	流失	全壞	半壞	浸水	流失	全壞	半壞	全壞	半壞	流失	破損	
四	二五	二	七	一八	三	一、六八	一七	二〇八	六	二九	一	一	五	二	六	一、六八	二九七

町村別	種別	借家人被害調査 (前表の内)																		
		合	手	風	富	我	湖	布	關	二	木	川	七	旭	野	福	梅	新	田	八
		計	賀	早	勢	孫	北	佐	宿	川	間	間	福	田	田	郷	川	中	木	
		三三																		
		一六四																		
		四																		
		二〇二																		
		三五〇	五	二	三	九	三	二	三	五	一	八	三	一	二	七	三	八	九	六
		六〇〇	一	一	三	三	一	六												
		四、九八〇			四			七												
		二四〇						三						二				一〇		二
		四二六																		
		八〇三	二〇	四	一	五〇	三		七	二	二	四	〇	五	七	〇	八	三	四	
		四六四	二	五	四	五	〇	二	八				一							
		五																		
		三																		
		九																		
		四												七						
		二五																		
		一九二																		
		四四																		

町村別	種別	借家人被害調査 (前表の内)																						
		流	馬	小	千	土	高	明	松	市	八	國	八	法	塚	大	鎌	中	葛	八	船	行	南	
		山	橋	金	代	木	戸	川	幡	分	柱	典	田	柏	谷	山	飾	榮	橋	德	德	村	村	

浦安	南行	行德	船橋	葛飾	中山	法典	八柱	市川	松戸	明木	高明
浦安	南行	行德	船橋	葛飾	中山	法典	八柱	市川	松戸	明木	高明
四〇	五	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
二八	六	五	四	二	一	一	一	一	一	一	一
七四	七	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一
土代	千代	小田	金山	福山	野田	旭田	布佐	湖北	富勢	合	計
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七六	二	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一
一七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三六〇	二	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一

四二

被害ハ前表ノ如ク郡内二十二ヶ町村ニ及ベリ。

其他、農産物、水産物、林産物、小學校、隔離病舎等の被害は後節善後策中に記せり。

附記

○郡内堤防の決潰（水災地）

- 浦安町 一千八百三十七間。
- 南行徳村 百七十二間。
- 行徳町 五百四十一間。
- 船橋町 八百九間。

葛飾村

五百四十九間。

以上の復舊工事費は十二月下旬より着手せしが、約十萬餘圓を要すべく、是れを縣内堤防全体十五萬二千圓、護岸五萬三千圓の復舊工事費に比するに、約二分の一に當れり、されば、縣土木課に於ては、十月三日水防閉鎖と、同時に、晝夜兼行工事調査に着手し、浸水防禦上、一時も忽にすべからざるものに、應急工事を施せし箇所左の如し。

地先	間數	應急工事費	地先	間數	應急工事費
船橋町九日市	十間	百五十九圓	行徳町上妙典	三十間	一千九十八圓
行徳町二俣	百二十一間	一千九百六十七圓	同下妙典	四十七間	七百二十四圓
同高谷	九十間半	一千七百七十八圓	同高谷	二十四間	八十九圓
同原木	七十七間	二千四百三十圓	同本行徳	五十七間	一千四百四十八圓
同同	七十三間半	二千八十圓	同同	四十間	百二十九圓
同加藤新田	三十間	百九十二圓	同儀兵衛新田	六十六間	六百二十九圓
同本行徳	三十八間	四百一圓	南行徳村押切	二十七間	二百二十五圓
南行徳村湊	七十五間	千六百一圓	同湊新田	三十九間	五百九十九圓
同欠真間	二十間	三百五十三圓	同新井	四十一間	四百二十三圓
同同	三十八間	二百六十五圓	浦安町猫實	二百二十六間	一千七百二十圓
同同	三十八間	四百十五圓	同堀江	九十間	八百五十圓
葛飾村西海神	二十五間	九百十五圓	葛飾村西海神	百三十一間	二千百六十圓

尚江戸川堤防工事費にて叙上の十萬餘圓中に計上すべきものは、浦安町堀江、當代島にて、四百六十六間四千二百五十八圓あり。附記利根川筋にて應急工事をなせしは布佐町江藏地二ヶ所二十八間三百三十圓なり。

四三

○新濱御獵場の損害 南行徳村字新濱御獵場は、今回の海嘯にて海岸に面したる約五丁餘の堤防缺潰したるため、鴨場は殆ど全滅したるも、建物は案外被害少く、損害約一萬圓前後なるべく、宮内省主獵察より、係官出張數十名の入夫を督して、復舊工事に努め居れば、十一月初旬頃より、鴨御獵を開始する運となるべしと、出張中の關口主獵場は語れり。

○災害應急善後策に就て折原知事の談 今回縣から出した罹災救助金は六萬圓だが、自分の視察した罹災地の者は、何れも憾遺なく救済されたやうだ、米價及日用品の騰貴に對しては、相當の調節法を講すべく、殊に米に對しては、郡長及米穀検査所町村長等に命じて、在米を調べさせ、澤山持つて居る者には、之を賣出させて、米の不足を懸へて居る方へ廻し、電氣が供給されない爲めに、精米が出来ないといふやうな處には、一日も早く之れを供給し得るやうな方法を講せしめる事に努めて居る。夫れから船舶の流された者や、倒潰學校などの復舊に對しては、低利資金を供給してやりたい考で、心配して居るが、尙造船用や學校家屋等建築の爲めに使用する木材は、縣下の保安林や鹿野山などで、折られたり倒されたりした木を安價に供給させたいと思ふ。此外桑園の被害が明年の養蠶に及ぼす程度、田畑作物の被害、漁船流失による漁業上の打撃程度、山林被害、其他七八手に分けて六日から技師技手を出張せしめ、調査させて居るから、其結果適當の方法を講ずる考である。

○米價の調節 折原知事は、各米穀検査支所、郡長、町村長等に下命し、縣下の在米調査を爲さしめ、苟も此際賣惜みを爲すが如き者あらば之を説諭し、在米手薄地方への輸出方法を講じ、又精米等に對する便宜を與へて、廻米並に米價の調査を圖ると同時に、各警察をして奸商の取締を爲さしめたり。

○用材の移出禁止 折原知事談 造船建築等の用材は、鹿野山及縣下保安林等にて被害を受けたる枯損木の移出禁止をなし、安價に需要者に供給する方法をとれり。

○罹災救助基金法ニヨル郡内罹災者救助表

町種別	食料費			小屋掛費		就業費		治療費		金額合計
	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額	人員	金額		
浦安町	八八	三、七六七	八、四七〇	六八	三、四八	四、九二〇	三	一、二〇〇	二、七八三	
南行徳村	二七	五〇	九、二七〇	九	四	六、五〇〇	三	八、五〇〇	三、九一五	
行徳町	三六	一、五三七	五、八五〇	三	一	二、二〇〇	一	一、〇三〇	一、〇三〇	
船橋町	三三	一、五五七	五、八五〇	一	一	三、六〇〇	一	一、八二〇	一、八二〇	
八榮村	二〇	一一	二、六八〇	一	一	六、七〇〇	一	一、三二〇	一、三二〇	
葛飾村	四七	二、四九	八、八八〇	一	一	六、〇〇〇	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
中山村	四	二〇	五、五〇〇	三	三	一、〇〇〇	一	二、八五〇	二、八五〇	
鎌ヶ谷村	二	一〇	二、七〇〇	三	三	九、九八〇	一	一、七五〇	一、七五〇	
大田村	二	九	七、七〇〇	三	三	九、九八〇	一	一、七五〇	一、七五〇	
塚田村	四	一〇	三、〇〇〇	三	三	九、九八〇	一	一、七五〇	一、七五〇	
法典村	五	二八	七、七〇〇	三	三	九、九八〇	一	一、七五〇	一、七五〇	
八幡村	八	四八	一、一九五	七	二	三、五〇〇	一	六、一七〇	六、一七〇	
國分村	二	七	一、二〇〇	一	一	三、四八〇	一	七、九二〇	七、九二〇	
八幡町	一	一	〇、〇〇〇	一	一	三、四八〇	一	七、九二〇	七、九二〇	
市川町	一〇	四六	六、五五	一	一	二、五〇〇	一	一、八七〇	一、八七〇	
松戸町	二六	一一	一、八五五	一	一	二、五〇〇	一	一、八七〇	一、八七〇	
高明村	一〇	四二	一、〇五五	一	一	三、〇〇〇	一	二、五〇〇	二、五〇〇	
高木村	一五	七三	一、九六〇	一	一	五、一五〇	一	一、〇四〇	一、〇四〇	
土村	一〇	四	一、〇五五	二	九	八、五〇〇	一	三、八七〇	三、八七〇	

千代田村	一五	五九	一、六二〇	四三、二〇〇	一四	五、〇〇〇	九七、二〇〇
小金町	二一	二〇	七〇〇	一、八〇〇	二	二、五〇〇	四、三〇〇
馬橋村	二	一〇	二五〇	六、五〇〇	〇	一〇、〇〇〇	二、七〇〇
流山町	四	四	一、二七〇	二九、二五〇	一八	一四、〇〇〇	四八、五〇〇
八木村	七	三〇	五五〇	一三、七五〇	二〇	一五、〇〇〇	二八、七五〇
田中村	九	三〇	九八〇	二五、四八〇	三三	一六、〇〇〇	五三、四八〇
新川村	三	二六	七八五	一九、六二〇	〇	一九、〇〇〇	三八、六二〇
梅郷村	三	七	二〇〇	五、四〇〇	七	八、五〇〇	一三、九〇〇
福田村	六	一五	四九〇	二二、八九〇	三	一七、〇〇〇	二九、八九〇
野田村	二	七	一八〇	四、八六〇	三	七、五〇〇	一二、三六〇
旭村	一	四	二〇〇	三、〇〇〇	一	三、五〇〇	六、五〇〇
七福村	一	二	一〇〇	一、九〇〇	三	三、五〇〇	二九、二〇〇
川間村	一	三	九七〇	二四、二五〇	三	三、〇〇〇	二九、二〇〇
木間瀬村	一	三	九〇	九、六二〇	三	三、〇〇〇	三、二〇〇
二川村	一	二	五七〇	一四、二五〇	二	二〇、二九〇	三、五〇〇
關宿村	三	三	三〇〇	九、六二〇	二	二〇、二九〇	三、五〇〇
布佐村	一	二	一、五五〇	三、七八〇	一	一、九五〇	七、三八〇
湖北村	一	一	一、五〇〇	三、七八〇	一	一、九五〇	七、三八〇
我孫子町	一	一	七〇〇	一八、一〇〇	一	二四、〇〇〇	四、一〇〇
富勢村	一	一	二、七〇〇	五、六三〇	一	五、五〇〇	二、一〇〇
富早村	一	一	四、五〇〇	一三、一〇〇	一	一〇、〇〇〇	二、一〇〇
手賀村	一	一	九〇〇	二、〇〇〇	一	三、五〇〇	四、五〇〇
合計	一、九八五	八、三四一	一、七五五、三六八、六一〇	三、六六一、九八七、六八〇	一一九	二、九一五、九七〇	八、一三三、一〇〇
外炊出米	浦安町	八、八〇〇	二、五七、七五〇				
雑費	船橋町	一八、五七	五、五〇、〇〇〇				
合計			一、八四、六一〇				八、六九八、七五〇

四六

○救助費支出の状況 (郡報告)

罹災救助基金法に依る救助

罹災救助は、郡書記十一名を各方面に分遣し、之に従事せしめたり、而して避難所の設置等は、海嘯地に於て必要ありしも、是等の町村にては學校又は寺院等にて、已に炊出救與の準備をなせるを以て、之が新置をなさざりき。今施行の順序を逐うて掲ぐれば左の如し。

一、炊出給與 船橋町浦安町の二ヶ所にして、兩町共町費若は義捐金を以て、炊出給與をなし、尙ほ秩序回復せざることは、罹災救助基金法に依る炊出救助を受けんとするにありて、船橋町は十月一日より六日迄、浦安町は十月一日より五日迄施行せるも、尙ほ其必要を認めしを以て本法に依り左記の如く炊出給與せり。

施行月日	町村名	戸数	延人員	炊出石數	金員
自十月七日 至全九日	船橋町	四六八	六、二七三	一八、五六七	五二五、〇三〇
自十月六日 至全九日	浦安町	二二七	四、四五六	八、八〇〇	二五七、七五〇

二、食品給與 食品給與は罹災に因り食品を失ひ、自ら辨すること能はざる者には、速に食品を給與せむと、資力程度給與の範圍を定め、實地調査せしめしも、十月五日本縣に於て其標準を定められしを以て更に是に基き調査給與せり、其標準

四七

- 一、家屋の流失二十日間。
- 二、家屋の全潰十日間。
- 三、家屋の半潰、其他家具全部を流失せしもの五日間。

但直接國稅、縣稅(營業稅雜種稅中賣上收入金高に依る課稅)二圓未滿を納むるもの、若は直接國縣稅(同上)とを併せて二圓未滿を納むるものに給與す。

其給與額左の如し。但し食品以下凡ての給與町村別細目別紙の通り

戸數	一、九八五	人員	八、三二四	石數	一九三、八七〇	金額	五、三六八、六一〇
三、小屋掛給與	本縣より定められたる小屋掛給與標準左の如し。						
一、家屋の流失は、罹災救助基金法施行規則第十二條の制限金額。							
二、家屋の全潰、其他雨露を凌ぐ能はざる事實あるものは第一制限の半額とし。							
三、資力程度は食品給與と同じ。							
其給與額左の如し。							

品目	數量	金額	品目	數量	金額
杉丸太	三、八六三本	八四八、九四〇	匏	三	一、八〇〇
ガラ竹	四五六束	三〇六、七一五	鑿	二	八五〇
苦	二、八七〇枚	六〇六、四九〇	竹	二	二、七〇〇
繩	三、九八三束	一三三、四二六	小盤臺	六	一五、〇〇〇
計			紡績綿絲	一三貫〇二〇匁	九一、一四〇
四、就業資料給與	就業資料としては、沿岸町村の家屋流失せるものを主として、生活資料に差支る者に給與せり。				
其額左の如し。			瓦形付板	三	三、〇〇〇
			計		三五一、九七〇

品目	數量	金額	品目	數量	金額
麻	四八	一四四、〇〇〇	匏	三	一、八〇〇
鐵	二四	四四、七〇〇	鑿	二	八五〇
鎌	三四	七、〇八〇	竹	二	二、七〇〇
万能	二四	一七、七〇〇	小盤臺	六	一五、〇〇〇
見世臺	三	六、〇〇〇	紡績綿絲	一三貫〇二〇匁	九一、一四〇
菓子箱	一二	六、九〇〇	瓦形付板	三	三、〇〇〇
硝子壺	四	二、〇〇〇	計		三五一、九七〇
錫	六	九、一〇〇			
五、救助期間	救助期間は縣の定むる標準に依りしものにして食料給與期間左の如し。				
家屋の流失	二十日間				
家屋の全潰	十日間				
家屋の半潰其他家具全部流失したるもの	五日間				
附記。流失家屋は船橋町百四戸、行徳町二十一戸、南行徳村五戸、浦安町八十一戸にして之れに對し二十日間の救助をなせり。					

○町村の救助 船橋町。天明を待ちて、同町寺町不動院を以て、救護出張所に充て、千九百六十餘人の飲食物給與の準備をなすと共に、劇場蓬萊座及び貸座敷空屋を避難所とし三百人前の寝具を用意して、救護を開始せり。而して各種團體及び慈善者の寄贈に係る金員を以て、炊出しをなし、又同寄贈の食料品其他を給與せり、其期間は十月一日より六日までにして、其戸數一千二戸、延人員一萬一千三百二十七人、金額一萬三千四百五十圓なり、而して當時町吏の最も苦心せしは

電力不足の爲め白米の供給なかりしことにして、市中は米穀商が、白米の賣出しを停止し、僅かに得意先へ夜間に運ぶの状況なりしかば、盛なる頃は二千五六百人の炊出しをなすの原料缺乏を告ぐるごと毎日三度三度なり、漸くにして八榮村東夏見石油發動機精米所より、供給を得て、其窮乏を免るを得たりと。又收容所は、前記の如く用意せしが、開所せしは、實際蓬萊座一ヶ所にて、これさへ最も多き時に五十五名、而して收容延人員は、前記救助中二百二十人に及べり。葛飾村。十月一日、未明より區長、消防組、青年團等と共同し助役井上峯藏總主任として救助事務に従事し、直ちに村内有志より、別記額の義捐金を募集し、三日間罹災者に炊出しをなし、又小栗原圓明寺及び西海神大覺院を避難所に充て住所に差支ふる者を收容せり、而して其の救助は一日より三日までにて、戸數七十四戸、延人員千五百五十人、金額百十圓九十四錢にして其内避難所收容は、十戸、延人員二百五十人なり。

行徳町。午前八時、各吏員の部署を定め、罹災者救助調査及び炊出等の手配をなし、炊出しは各部落別になさしむることとし、其救助は一日より三日迄に、戸數四百五十三戸、延人員六千七百九十三人、金額四百七十二圓九十四錢にして、避難所は原木、妙行寺及び外二ヶ所に設けしめたり。而して本町は漂流物の處分、就中稻束の處置に、甚しく混雜を極め足立町長は二日以後十一日まで、中裁、掛合と東奔西走せしが、能く困難を排して無事分配を了せし苦心は、實に慘憺たりしものにして、其手腕や非凡なりと謂ふ可し。

南行徳村。役場の浸水四尺餘に達せるを以て、書類其他の整理等に忙殺され行動意の如くならざりしが、退水の頃より役場員總出にて、消防組は水防に、軍人會は水防及漂流物處分に、又夫等役員の一部は、炊出に、他の村吏員は一般指揮に。又消防組及軍人會の一部は、救助補助等に役割を定め、一方部落惣代の意見を徴し、部落惣代等は主として飲料水糧食等の供給に任ずる事としたりしが、炊出は當村の事情として其必要を認めざしかば、隣佑相助け、親族呼應の方法に依らしめ、一方漂着者救助の爲め、陽徳小學校を假收容所として、是等の人々を看護し又死者傷者等の搜索に努力せり、而して、最も苦心せしは、稻束處分なりしが、三日田子内務書記官及び本縣警察部長の視察を好機とし、事情を訴へ、

率先して應分の拾集を爲すべく解決し得たるは、機宜に適したる措置と稱すべし。

浦安町。味爽より、人命救助の方法を講じ、午前六時三十分頃は漁業組合事務所は階上階下救助避難の町民を以て充満するに至れり、而して役場構内に炊出し所を設け、一日より五日まで炊出給與をし、此戸數八百八十戸、延人員五千五百七十人、内小學校及漁業組合事務所に收容せし、延人員千六百八、金額三百四十圓に及べり、而して同町の被害が、世間に認知されしは、最も遅く加ふるに、退水遅緩にして被害後の始に置ける救助には、一方ならぬ困難を極めたりしが、其後に於ても各方面より慰問に、視察に、應援に、入込むもの非常に多く役場は、應接に、待遇に、繁忙を極めしが、日夜精勵して救助に、慰問品の配布に奔走し、郡出張吏と相俟ちて、職務に従事し以て、其措置を講じたるは、其勞や大に多とすべく、其功や大に感謝すべきものなりと謂ふべし。

尙各當局者の一般苦心せし中、物價暴騰と、物資不足との二點は、最も甚しかりしものなるべし、古米を食せしもの多く南行徳村にて白米一升五十錢たり、葛飾にては一躍三升となりしこのことも聞きしが、其一例として船橋町にて調査せるものを示すべし。

物價昂騰 交通機關の杜絶は憫むべき船橋其他の罹災民をして更に又生活上の大不安に攻められしめんとせり、商人は手元品の少きを口實として、日用品の價格を引き上げ、津浪以前に於て、一切れ二錢五厘の鹽鮭は、一躍四錢五厘、一合二錢五厘の石油は三錢となせり、其他一品として一割又は二割の引上げをなさざるはなく、殊に白米は、一圓に三升三合となり、六日には三升到暴騰し、甚しきは二升五合に賣買するものをさへ見るに至れり。單に風害のみの地方の救助を擧ぐれば左の如し。

國分村	金三圓五十錢	(在郷軍人支出)	罹災者中	一人へ。
梅郷村	金十一圓五十錢	(有志寄附)	同右	二人へ。
野田町	金七圓	(町費)	同右	二戸へ。

富勢村	金九十八圓	(有志寄附)	同右	二十戸へ。
我孫子町	金三十圓四十二錢	(町費)	同右	六戸へ。
八木村	金十五圓	(有志寄附)	同右	二戸へ。
土村	金八圓五十錢	(村費)	同右	六戸へ。
八榮村	金八十二圓五十錢	(有志寄附)	同右	二十戸へ。
	金二十圓	(村青年團支出)	同右	全へ。
高木村	金二十六圓七十五錢	(日暮金ヶ作二區支出)	同右	五戸へ。
馬橋村	金七圓	(村費)	同右	二戸へ。
風早村	金六圓五十錢	(村費)	同右	三戸へ。
	金五圓	(高柳尙徳會支出)	同右	一戸へ。
八柱村	各部落別に其部落内の罹災者へ七圓以上拾圓の見舞金を贈れり。			
松戸町	金五圓	(宮前町青年團支出)	罹災者	七人へ。
千代田村	金四十五圓	(村費)	同右	十五戸へ。
二川村	金八圓八十錢	(古布内區支出)	同右	四戸へ。
新川村	金四十八圓四十五錢	(村内有志寄附)	同右	十六人へ。

五二

○農作物被害に對する善後策(十月) 今回の暴風雨に付被害程度の激甚なりしは、水稻にして殊に南部地方は、暴風雨と同時に海嘯襲來したるを以て、其害最も甚しく之に亞くは蔬菜落花生蕎麥等なりとす、而して其他の農作物は被害の程度比較的尠く、只果樹園中梨、及葡萄園は棚を破壊せられたるを以て其損害尠しとせず、今之が善後策に付、各作物の種類毎に舉示せば左の如し。

水稻に對しては各町村に通牒を發し、被害農作物善後策に關する通牒を發せると同時に、之が注意を促し、南部地方激甚地に對しては、更に注意書を印刷に附し、之を衆目に觸れ易き場所に掲示せしめ、排水不良なる田地は、直ちに刈取を行はしめ又乾燥調製に付ては、充分の注意を促して品質の退化を防止せしめたり、而して一面に於ては關係町村長と協定して漂着せる稻束は直ちに拾得せしめ、其分配方法は別に歩合を協定せしめ、分配を行はしめたり。

將來に向ては、今回の被害に鑑み、排水の良否其他の關係を究め、作付すべき水稻の品種を撰び、沿岸地方は成るべく風水害に堪ふべきものを奨励し、又種籾の共同購入をなさしめ、以て來春の播種に向て遺憾なからむめんとす。

蔬菜は、郡内各町村とも何れも被害ありたるを以て、一般に向て之が管理に注意を促すと同時に、南部地方激甚地、即ち南行徳船橋葛飾中山八幡市川等の町村に向ては、直に追播なさしむるの計劃を立て、郡農會をして大根及葉菜類の種子を購入して、無代配布を爲さしめたり、其數量は大根二斗二升葉菜類九升なり。

船橋に於ける馬鈴薯二十町歩、葱六町歩は海嘯の爲に收穫皆無となりたるを以て、是亦大根及葉菜類の追播を爲さしむることせり。

落花生及蕎麥等の被害尠からざるも、是等は收穫前なるを以て其儘とせり、甘藷の被害は浸水地方のみ、數量及品質等に影響すべきも小部分なるを以て、成るべく直ちに收納すべき様注意せり、又南部激甚地中南行徳行徳等の地方に於ては、今秋直ちに播種すべき麥種子は、悉く浸水せるを以て右種子の共同購入を斡旋し居れり。

果樹園中梨及葡萄園は何れも棚を破壊せられ、之れは復舊には多大の材料を要するを以て、被害町村に向て其材料に付、必要數量を調査せしめ、其の購入方に付ては之れが斡旋をなすの計劃なり。

○農作物被害調査

五三

種別	收穫皆無のもの			五割以上減收のもの			二割以上五割未満減收のもの			合		
	面積	被害數量	被害高	面積	被害數量	被害高	面積	被害數量	被害高	面積	被害數量	被害高
水稲	二,〇〇〇	四,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,六三三	三,九〇〇	四一,八〇〇	三,三三八	三,九二四	五〇,五一	三九,〇〇〇	七六,〇〇〇	一七,一八〇
陸稻	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
苧類	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
落花生	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蕎麥	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
馬鈴薯	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
里芋	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蘿蔔	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
葱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二,〇〇〇	四,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,六三三	三,九〇〇	四一,八〇〇	三,三三八	三,九二四	五〇,五一	三九,〇〇〇	七六,〇〇〇	一七,一八〇

備考 被害見積方法
 水稲反二石單價二十圓、陸稻反八斗單價十八圓、苧類反六百貫單價八錢、落花生反四石單價六圓、蕎麥反一石單價六圓、馬鈴薯反三百貫單價八錢、里芋反二百貫單價十五錢、蘿蔔反八百貫單價四錢、葱反三百貫單價十五錢とし、被害程度に依り算出せり。

生産物の被害は、水田に於て五割以上の減收を來たせる浦安町の三千四百四十石、南行徳村の二千五百石、行徳町の六千八百石及び二割以上の減收を來たせる葛飾村の千四百三十八石、船橋町の千六百六十五石、中山村の九百七十石、八幡町の七百石、市川町の二百五十七石の耕地は、海水の浸入するところとなり、栽培面積の約三割を占むる、晩生稻は乳熟期を過ぐる、僅少の日數なるが故に、其の收穫に甚大の影響を來たしたるものなり。又早中稻に於ても、風雨のため倒伏せられ或は流失物のため、壓倒せられて、其收穫に影響したるもの尠からず。
 其他の町村は、稻作の倒伏して稻穂に浸水せる部分多きため、栽培面積の約二割内外を占むる晩生稻にて、一割内外の減收を來たせり。
 畑作に於ては、秋播蔬菜の菜類及大根類等の播種後、日數を経ること少く、未だ幼苗時代にありたるが故に、或は吹き飛ばされ或は生育不可能程度に損傷されたるを以て、是等は殆ど收穫皆無に歸せり。
 されば郡内蔬菜栽培町村は或は五割以上、或は三割内外の減收を見ざるものなし、されど陸稻は苧取期なりしを以て、其被害鮮少なりしなり。

○漂流稻束引上並に分配處分方法 (十月六日)
 海嘯地、浦安町、南行徳村、行徳町、葛飾村、中山村、八幡町、市川町は東京灣に面せる平坦なる耕地なるに依り、苧取りたる早生稻は、全部此廣耕地に造れる稻架に懸け、乾燥せしめ置たるものなり、然るに九月三十日より十月一日に互る暴風雨、並に近古未曾有の海嘯に遭遇せる爲め、各町村共稻架の稻は飛散し、海水に依り混交して押し流され、行徳南行徳の家屋道路電柱及葛飾中山八幡市川方面の鐵道線路、及同線路に接近せる水田中の梨畑、或は耕地中に漂着堆積するの狀態に陥りたり、而して同海嘯地中の船橋町は苧稻皆自町の裏手に漂着堆積せり。
 是等の稻束引上は、急を要すべきものにして、又引上げたる稻束は各町村へ公平に分配すべきものなり、依て被害後消防夫、青年團、在郷軍人會を督勵し、直に之が引上げに従事せしめ、更に十月三日海嘯地の町村長を八幡町に集め、引上分

配處分方法の協議會を開き、左の決議をなし處分を講せしめたり。

一、人夫の出場方法 各町村共青年團、消防隊等凡て義務人夫として出場し、町村毎に町村長の指揮に依り作業すること。

一、分配歩合 市川町八幡町中山村は引上げたる稻束中、自町村の流失者の反別を調査し、一反歩分は小束壹千束と見做し、此壹千束の壹割は、損耗飛散せるものとし、二割は漂着地水田の腐敗に對する補償に充て、一割は炊出し等の經費として計四割を控除せる、六割、即ち六百束を渡すの方法にて、自町村の損失を整理し、殘餘は大損害地たる行徳、南行徳、浦安に引渡すこと。葛飾村は、同じく自村の苜稻、流失者に對し、引上げ稻束を渡すに當り、海岸に近き爲め拾收し得ざるに至る、飛散損耗を幾分多きものと見做し、二割を飛散損耗分とし、二割は漂着地水田の下稻の腐敗、損耗補償となし、合計四割を控除せる六割宛を、自町村損失者に渡し、全村整理せる殘高を、大損失地行徳以南に引渡すこと。

大損失地、行徳南行徳浦安の三ヶ町村は、各自々町村に漂着せる分を引上、前町村に準じ分配處分し、三ヶ町村協議の上、不足分を葛飾中山八幡市川より受領し、過不足なく務めて公平に整理を行ふこと。

市川、八幡、中山、葛飾、船橋の整理左の如し。

一、市川町は、青年團体全部(一日間は高等小學生徒農業實習として出場從事)出場し、耕地全般に散在漂着せる稻束拾ひ上げに従事し、六日午後五時殆ど引上げを終り、自町村流失分の分配整理を終り、幾分の殘高を出だし、大損失地に渡すを得るに至れり。

一、八幡町は大字八幡區全部の農家、出場し町長指揮の許に活動、六日正午自町の稻束整理を終り、殘餘は稻架に懸け大損失地よりの引き取りを待ちつゝあり、同町の漂着地は主として鐵道線附近にありたり。

一、中山村は、水田に接せる鬼越高石神二區より一戸一名、殊に自己の稻流失せる家よりは、一反歩分以下の流失者は、

一名二反歩分は二人、三反歩分迄は三人の割にて、出場中山停車場より以北、八幡町地先迄の線路及八幡町大放水路堤塘附近等の漂着稻を拾上げ、縣道側等に運搬し、協定せる處分方法に依り、自村の流失者に對し分配し目下整理中にあるも、幾分の殘餘ありて大損失地に贈與を得るの見込みなり。

一、葛飾村、全村各區農村なるに依り、各區長は村長指揮の許に、區民消防隊を引率、中山停車場以南船橋海神區域迄の鐵道線路附近に出場し、材木塵芥漂着家屋同農具家具漁船船具等の取片付け拾ひ上げと共に、稻束を拾ひ分け、縣道側に運搬し、六日朝迄に、概略拾收を終り、自村の流失者に對する分、一反歩に對し四百束乃至六百束の授與を終り今朝の調査にて壹萬六千束の殘餘を出し、大損失町村の受領方を待ちつゝありて、尙ほ引續き作業中なり。

一、船橋町、同町は早生少く隨て流失少く、殊に自町裏手に家屋家具漁船塵芥等と共に漂着せるにより、問題なく稻束を整理せり。

大損失地行徳南行徳浦安町整理左の如し。

一、行徳町、町長區長の指揮により、區毎に漂着家屋家具漁船船具塵芥海草等の取片付けと共に、稻束の拾ひ分けに従事し、本行徳上妙典下妙典河原稻荷木關ヶ島田尻二俣高谷等の稻束丈けは概要拾ひ分けを終り、分配協定歩合即ち六割以内の内渡しを行ひたるも、原本區は漂着家屋家具塵芥等多き爲め、目下拾ひ出し作業中なり、斯くして全町拾ひ上げ終れば、町長は平均に配當を行ひ、同じく大損失地南行徳浦安町村長と打ち合せを行ひ、漂着地と見做せる葛飾中山八幡市川方面に出て、殘餘稻束の受領に赴く計劃にして、極めて困難を排して作業中にあるも問題を起せる事なし。

一、南行徳村、各區共村長指揮命令に依り拾ひ上げを行ひ、大部分拾ひ上げを終れりと雖も、流失物の四分の一より外、其土地漂着稻之れなく大損失町村と協議の上、遠方漂着町村より殘餘ありとせば、幾分なりとも供給を受くるの計劃中にて、隣町村の關係及村内共問題出現せず。

一、浦安町、全町早生二十町歩分、殆ど全部遠方へ流失せり、依て幾分にも、自町に漂着せるものは拾ひ上げを行はしめ、六日行徳南行徳と協議の上、葛飾方面へ供給方申出づるの状態にあるも、問題の出現なし。概要稲束拾ひ上げ作業は右の状態にあるも以上稲束は何れも他の物品塵芥等と混せるものなるにより、拾ひ分けに困難を來し辛うじて作業を進捗せしめるものなり。

市川、八幡、中山、葛飾各町村(主なる物品漂着地)に於ける稻以外の物品拾ひ上げ分與處分方法。

一、市川、八幡、中山、葛飾共稲束拾收と同時に要所々々蒐集し夜間は消防隊の夜番をなし、右箇所に對し晝間町村役場は事務所を設け、捜索に來れる人々に對し記名の上、授與を行ひつゝあるも、未だ葛飾中山等には、多く蒐積しありて、大流失地の取片付け進行と、並に受領者の來るを待ちつゝあり。

以上の處分方法は各關係町村長其他の努力と盡誠とに依り、其後順調の解決を遂げ得たり。

○左に記載せる注意書は被害後直ちに、被害農作物善後策として、郡内各町村に發せる通牒の寫なり。而して南部地方被害激甚地に對しては、注意書中説明なきものを總振假名付となし、大阪西洋紙に印刷し、之れを衆目に觸れ易き場所に掲せり。

注意書

一、稻

イ) 滯水せる田は努めて排水を行はしむること

本郡の水田は一般に排水良好ならざる場所多く従て多少滯水を見ざるもの少き状態なれば今回の如き倒伏せるもの多き場合には兎角稲は浸潤の爲め品質を害し收量を減する恐れあれば此際特に排水に注意せられんことを望む。

ロ) 成熟期に近づき倒伏したるものは早く刈取を行はしむること

中生種及び早き晩生種の如き已に成熟に近よりて倒伏したる稻は動もすれば發芽し或は發芽期を促し爲に品質を害し收

量を減する恐れれば仕事の許す限り可成早く刈取り損害を未然に豫防せられんことを望む。

ハ) 浸水したる稻は特別に乾燥に注意せしむること。

一旦浸水したる稻は秋冷の氣候に際會して兎角乾燥不十分なる爲め品質を害し收量も共に減損する場合少からざれば此際特に乾燥に注意し其損害を未然に豫防せらるゝ様努力されんことを望む。

ニ) 刈稻の浸水したるものは速に適當なる處分方法を講せしむること。

已に刈採したる稻にして浸水を受けたるものは乾燥容易ならざると氣候暖氣により容易に發芽し易きが故に地方の状況により一様ならざるべきも努めて損害を蒙らざる様可成速に處分方法を講じられたし。

ホ) 結實不十分なるものに對しては特に調製に注意せしむること。

晩生稻の如き乳熟又は糊熟期に災害を受けたるものは兎角良質のものと混交し爲めに品質を低下すること多きものなれば今回の如き場合には務めて調製を周密ならしめ良否の玄米を判別することに務められんことを望む。

二、畑作物

イ) 秋蒔蔬菜中恢復の見込あるものは栽培上充分の注意をなさしむること。

秋蒔蔬菜蘿蔔類牛蒡胡蘿蔔等多少なりとも眞葉の残存せるものは丈け低く根の加害少きが故に此際特に栽培上の保護を加へ枯葉を取り中耕或は稀薄なる追肥施用等の方法に由り専ら生育の促進を計らんことを希望す。

ロ) 秋蒔蔬菜中菘類蕪菁菠蔞草二年子大根等の如き生育の見込あるものは迅速に追蒔をなさしむること。

秋蒔蔬菜中右に掲げたる種類の如き今より下種するも本年中に相當の生育を遂げ採收の見込あるものは此際迅速に下種し一日も早く生育せしむる様奨励せらんことを望む蓋時季已に十月の候に臨み發芽生育共に本月限りなるもの多ければなり。

ハ) 災害を受けたる甘藷里芋其他夏季を經過せる根莖類は強て堀急ぐに及ばざると。但浸水したるものは此限りに非ず。

甘藷、里芋、牛蒡、胡蘿蔔の如き夏季を經過せる根莖類は何れも全く枯死せるもの少きが故に本月限り尙ほ多少發育の望みあり又發育せざるまでも地中にありて腐敗の憂なきが故に此際掘り急ぎの必要を認めざるのみならず動もすれば生産過多の爲め經濟上の損失を招ぐ場合無きにしもあらざれば浸水根莖類の外は除々に掘採する様獎勵せられんことを望む。

(ニ) 麥の採種に對しては適期を遅らざる様豫め準備をなさしむること。

麥の播種は直接に今回の災害に關係なきも他の仕事に忙殺せられ自然下種の適期を誤ることありがちなれば其時期を誤らざる様督勵せられんことを望む。以上

○水産に對する被害善後策 (十月六日)

這回の海嘯の爲め被害最も甚しかりし水産物は、海苔漁業にして、之れに亞くは鹽田なりとす、而して其他の漁業にありては幸ひ出漁中のものなかりし爲め、比較的被害少く只養魚場は何れも海岸に存在せるを以て、堤塘破壊し、放魚類散逸したるを以て其の損害尠しとせず、今之が善後策に付各漁業種類毎に之を舉示せば左の如し。

○海苔及其他の漁業 浦安及行徳漁業組合に於ては、低利資金借入の希望を有せり而して浦安に於ける希望額は、壹萬五千圓、行徳に於ては參千五百圓にして、兩者とも大部分海苔漁業資金なりとす、然れども被害程度に依るに浦安には希望額以上の資金、供給の必要を認むるも、行徳に對しては貳千圓を融通せば充分なるべし、又南行徳村漁業組合は共同施設事業として資金の貸付をなし居れり、故に基金を支出貸付すべき希望なるを以て、特に融通の要なかるべし、只船橋町は海苔漁業に對しては、必要を認めざるも一般漁業に付ては、相當融通の要あるべし然れども漁業組合に於ては回收困難を慮り、其希望なきを以て、狀況に依りては或は再考せしむる要あるべし。

○製鹽業 本業は近年稍衰退の傾向ある折柄、多大の被害ありたるを以て之が回復に付ては、特に一段の保護を加ふるの要あるを認め、故に其損害高に鑑み金貳萬圓位の低利資金を供給すると共に、各濱毎に製鹽所を統一せしめ、資本の共同

器具機械の節約を期する要あるべし。

○魚類養殖業 本業は其被害決して尠なるに非るも、經營者は何れも資力あるものなるを以て特に保護の要なかるべし。

以上各種を通じ、被害軽減の一法として、各種船舶及建物用材(國有林の拂下)海苔製造用器具(簀、杉丸太、竹、臺簧、蓑等)を共同購入せしむる要ありと認む、特に簀は其數量莫大なるにも係はず、原料は從來浦安町及南葛飾郡香西村に於て求めたるも今回の被害により、其見込なきに至りたるを以て、他に之れを求むるの要を生じたり。

漁業組合に於て、資金の貸付を現金により爲すは、漁業者平素の性行に鑑み、努めて避くるの要ありと認む、故に出來得る限り共同購入物件の一部に對して貸付し、或は需要を誤らざることを確認したる後、貸付せしむること緊要なりと信ず。

低利資金の償還期限は、漁業五ヶ年鹽業十ヶ年を適當と認む。

○水害復舊に關する各漁業組合の意見。

浦安町及行徳町。

一、海苔簀に關する費用。右金額は組合に於て貸付け、明年海苔柵配當の際徴收するものとす。

二、海苔製造場の建設修繕又は器具に要する資金。性質の許す限り現物を共同購入し、其金額の一部を貸附せんとす。

三、漁船漁具の新造修繕又は器具に要する資金。第二項に同じ。

南行徳村。

一、海苔製造に關する資金の一部として、基本金を支出し貸附せむとする意向あり。

船橋町。

一、本町は浦安町に比し海苔漁業の被害僅少なるも、雑漁等の被害は相當に蒙り居れり、而して資金の需用は海苔漁業には必要を認めざるも、其他の漁業者に對しては融通の必要を認め、然れども漁業の性質上回収困難なるを以て借入の希望を有せず。

水害に對し各漁業組合の執りたる方法。

浦安町。

一、十月二日より漂着海苔筏の買上を開始せり。

木筏一把五錢(一把三本乃至四本)。

竹筏一把二錢五厘(一把幹は一本枝は七八本)。

十月十五日迄に買上げたる數量約八萬把(木筏九割竹筏一割)。

組合に於ける買上見込數量。

十萬把 此金額五千圓(本金額は組合に於て貸付け明年海苔筏配當の際漁業料を引上げ回収の見込)。

二、十月十一日より組合直轄の下に種育場に右海苔筏の建設をなせり(十月十五日終了の筈)。

筏建込歩合(種育場六割、平場四割)。

建設に要する費用見込額千圓(本金額支出方法第一項と同斷)大部分は人夫賃とす。

右種育筏は、組合員の持分欄に應じ、組合直轄の下に配當する筈、配當に要する費用金百五拾圓(立會人手當)。

行徳町。

一、十月一日より人夫を雇上げ漂着海苔筏の取集めをなし、且つ看守者として人夫を備上げたり、(此拾集筏は浦安町漁業組合へ引渡したり故に之に要したる費用は同組合に負担を求むる筈)。

二、同時に各組合員をして筏を取り集めしめたり、(此分は一把三錢位にて買上の見込)。

買上見込數量。

貳千把 此金額六百圓(支出方法浦安と同斷)。

三、十月七日より組合員をして筏の建込を爲さしめたり。(十月十七日終了の見込)
右建込筏配當は後日爲す豫定なり。

南行徳村。

一、漂着海苔筏は各自任意に拾ひ取らしめたり。

二、十月十六日より筏の建設に着手の豫定にして、各字毎に總代監督の下に作業する筈なり、而して不足筏に對する建込方法は各字毎に決定せしむる筈なるを以て、不足筏多き部落は從て建込株減少する關係を生ずべし。

船橋町。

一、罹災者に對し左記割合を以て救恤金の支出をなせり。

死者 亡者 大人一人に付八圓 小兒一人に付四圓。

家屋流失又は全壊 一戸に付八圓但し借家人は二圓。

同上 半壊 一戸に付四圓但し借家人は一圓。

船舶の流失又は大破 一艘に付五圓。

平船(胴三尺長三間) 一艘に付參圓。

普通 浸水者 一戸に付壹圓。但し借家人は五十錢。

此支出金約金千七百圓(内百三十二圓死亡、參百十四圓船舶、千三百五十四圓其他)
右支出金は遭難救恤資金より支出する外一般歳入剩餘金より支出する筈なり。

二、海苔筏の建込方法に付ては組合員各自をして自由に處理せしめたり。

○海苔漁業被害調査書

町村名	製造場		漁具	乾	竹	小割二間モノ	台	其他器具	戸被害
	流失坪	倒壊坪							
浦安町	一、五八七坪	九一坪	二、八六五	三、五九九	一、八三六	二、七九三	四、八四〇	八、六四五	五九
行徳町	三、七四〇	九〇坪	二、二八八	二、二五四	一、八三六	二、七九三	一、五九七	八、六四五	一五
南行徳村	四、六〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	七、〇八四	八、二〇九	五、八四一	二、三〇〇	一、〇五〇	九四
船橋町	一、一〇〇	二七	二、一五〇	七、〇八四	六、五五	四、〇五	三〇八	九七五	五
計	三、七四〇	一、三〇〇	二、〇〇〇	三、一四	二、九七九	一、五〇二	一、八三四	一〇、六七〇	六八四

備考
被害總額 金八萬貳千參百六拾七圓
内譯
浦安町 六萬七千七百拾圓
行徳町 貳千參百九拾九圓
南行徳村 九千九百拾貳圓

○各漁業組合海苔不足見込調査書

町村名	製造戸數	平年棚建込數	不足見込歩合	摘	要
浦安町	新五二八 舊一八九	一〇、〇〇〇	三割	柵の間數は各町村共一定せざるも十間十五間二十間の三種なりとす	
南行徳村	二〇二	一、二〇〇	三割		
行徳町	一五	四二〇	二割		
船橋町	一三一	三、二二九	二割	(普通一間に一株建込むものとす)	
計	八八五	一四、八四九			

船橋町 貳千八百八拾六圓

附記

不足濱に對しては、各町村共養殖場は何れも早場なるを以て、此際新に篋を求め建込を爲すことは不可能に屬する故、其の建込を粗になすより外途なし然れども各町村共概して建込密に過ぐるの聲あるを以て或は反對に好結果を得るやも期し難し。

○漁船漁具被害調査書

町村名	漁船		漁具		全破壊大破	人員被害	摘	要
	流失	漁船破壊	網	帆				
浦安町	一、一〇〇	大破 一、一八〇 小破 四〇〇	一、三〇五	五〇	八四〇	四二	三三六	三八
行徳町	一、一〇〇	大破 一、一八〇 小破 四〇〇	一、三〇五	五〇	八四〇	四二	三三六	三八
南行徳村	一、一〇〇	大破 一、一八〇 小破 四〇〇	一、三〇五	五〇	八四〇	四二	三三六	三八
船橋町	一、一〇〇	大破 一、一八〇 小破 四〇〇	一、三〇五	五〇	八四〇	四二	三三六	三八
計	一、一〇〇	大破 一、一八〇 小破 四〇〇	一、三〇五	五〇	八四〇	四二	三三六	三八

計	船橋町		南行德村		行德町	
	金額	數量	金額	數量	金額	數量
一、五八〇	二五	二〇	一	一	二六〇	二四
三、四七六	九六	二、四〇〇	五二	一	一五二	一三
七、五	一三	三、四〇〇	六九	二〇	二〇	四
三、三三五	二五	一、九〇〇	二六	一		
四、五	二七	三、七五	五	一		
一、三三〇	一三	四八〇	四	一		
六、四	三三	一七六	九	一	四三	三
四、八	三三	一三	八	一		
三、〇	五	五	八	一		
三、四〇〇	八				八、五〇〇	
七、二	二	四			三、四〇〇	
三七		一五			二	

被害總額 金壹萬貳千六百七拾圓

備考

浦安町 六千貳百圓
 行德町 八百貳拾圓
 南行德村
 船橋町 五千六百五拾圓

其ノ一

町村別	製塩者數	釜屋數	鹹水溜數	採鹹地反別	見損積害價格高	備考
行德町	三二六	四〇	三七九	七三、九四一九	五六、三二二、八一〇	

一、塩田海嘯被害状況調査表

葛飾村	船橋町	計
一一	四	一五
一一	四	一五
一四三	一四二	六六四
一八、三八〇八	五〇、一七〇五	一四二、五〇〇二
二四、七九〇、七三〇	五五、三九六、五二〇	一三六、五一一〇、〇六〇

復舊に關する組合長の意見左の如し。

(イ) 各濱毎に製塩所を一ヶ所に統一すること(器具の節約資本の共同)。
 (ロ) 低利資金の融通貳萬圓(十ヶ年)

二、塩田海嘯被害見積價格明細表

其ノ二

名稱	數量	見積價格	備考
製塩水	九四、〇七四、二〇七、一〇〇	七、四九二、三三五、四六〇	
鹹炭	四、四二五、一五〇、〇〇〇	一一五、三、七〇〇	
石炭	五八九、一一〇、四、五〇九、七三〇	一四五、二五〇、一〇〇	
粗葉	六、二五〇、二一八、七五〇	二九五、五九、七〇〇	
苦汁	三二七、二六〇、三、八二二、九五〇	一九一、三〇一、六〇〇	
吹繩	三、四〇九、六、四二一、〇五〇	五七、三八、七五〇	
繩	八、一五九、九〇九、七一〇	一七四、一〇七、六〇〇	
場桶	七二七、一六五、八四〇	一五六、四五、九五〇	
桶	六、二一〇、一〇五一、八〇〇	一八九、六四、二二〇	
製塩揚		七、四九二、三三五、四六〇	
權木		一一五、三、七〇〇	
擔秤		一四五、二五〇、一〇〇	
天秤		二九五、五九、七〇〇	
鋤		一九一、三〇一、六〇〇	
助		五七、三八、七五〇	
タ		一七四、一〇七、六〇〇	
谷		一五六、四五、九五〇	
籠		一八九、六四、二二〇	

一金拾參萬六千五百拾圓六錢

內譯

○養魚場被害調査書

所在地	總面積	復舊見込面積	全上見込面積	復舊見込額	放養魚	流失魚見込額	經營者住所氏名
船橋町九日市字三田濱	二〇 _五	二〇 _五	—	二、〇〇〇 _四	金魚、鯉、イナ	一、五〇〇 _五	行徳町二俣 石井 亮 藏
元徳町二俣新濱字	五五	五五	—	四、四〇〇	鰻、鯉、イナ	?	東京市芝區南估久間町 模範養魚株式會社
浦安町堀江字東野	一四〇	一四〇	—	一、〇〇〇	全	三三、〇〇〇	東京市本所區綠町 村上 榮次郎
全町貓實字上沖野	三〇	三〇	—	二、〇〇〇	全	六、〇〇〇	浦安町貓實 山崎 要藏
南行徳村欠真間字東濱	三〇〇	三〇〇	—	一〇、〇〇〇	全	?	信州片倉組

權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡
權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡
權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡
權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡	權衡

竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹
竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹
竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹
竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹	竹

八幡川町	市川町	松戸村	高明村	土高村	千代田村	小橋村	馬橋村	流木村	八木村	新田村	梅郷村	福田村	野田村	旭野村	七福村	川間村	二川村	木間宿	關宿町
八〇	六〇	三八〇	四八〇	三六〇	二八〇	三五〇	二五〇	一六五	一〇	一一三	二二八	二〇	二五	一八二	六一	二八	二二	一五	四
八〇	六〇	三八〇	四八〇	三六〇	二八〇	三五〇	二五〇	一六五	一〇	一一三	二二八	二〇	二五	一八二	六一	二八	二二	一五	四
二八	二八	三五〇	二八	二〇	二〇	二八	一六五	一〇	一一三	二二八	二〇	二五	一八二	六一	二八	二二	一五	四	
一六八	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
一五八	九一〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
九四八	五〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇

七一

浦安町	南行徳町	船橋町	八榮村	葛飾村	中飾村	鎌ヶ谷村	大塚村	塚田村	法典村	八柱村	國分村
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四

○民有林産物ノ被害ニ關スル調査

摘要 復舊費見込額中には建物等一切の價額を含む。
流失魚類損害見込額の不明なるは管理者不在なるによる。

計	五四、五	五四、五	二八、四〇〇	七〇
---	------	------	--------	----

七〇

布佐町	七〇	四二〇	五六〇	三、三六〇	六三〇	三、七八〇
湖北村	六五	三九〇	三二八	一、九六八	三九三	二、三五八
我孫子町	一九	一一四	一三五	八一〇	一五四	九二四
富勢村	二〇	一一〇	五八〇	三、四八〇	六〇〇	三、六〇〇
風早村	一三	一、四五八	五九五	三、五七〇	八五一	五、一〇六
手賀村	一	一	三五	二一〇	三五	二一〇
合計	二八九	一、七三四	一、九五四	一、七二四	一〇、六四三	二、八七八

七二

備考 材種ハ松杉檜ニシテ材積及價額ハ三種ヲ平均シタルモノナリ

以上概算するところ七萬七千余圓、之に加ふるに國有林の被害、造林用苗木の被害其他林野外針葉樹濶葉樹竹林等の被害を以てせば、蓋郡内立木竹の被害約十萬圓と概算するも大なる誤算ならんか。

○學校被害に對する善後策 (十月六日)

今回の暴風雨に際しては、郡内各小學校共概ね多少の損害を受けざるなしと雖も、南部地方一帶最甚しく暴風雨と共に、海嘯の襲來を受けたる船橋浦安間沿海地方にありては、校舎の被害に加ふるに兒童家庭の被害、又甚大にして就學上多大の支障を生じたり、今之れが善後策に付其の概要を擧示すれば左の如し。

校舎の倒潰したる市川、八榮第二、信篤、行徳、浦安五校にありては、青年團在郷軍人會等の助力を得て破壊したる校舎校具等の整理をなし、應急處置として市川八榮第二に於ては仮校舎を設け、其他は殘存せる校舎に於て何れも二部教授の方法に依りて授業を開始せり、而して倒潰校舎は何れも本年度中に新築起工せんことを期しつゝあり、市川の如きは既に其の大体の計劃を議定せり、之れが財源としては市川、浦安は起債の方法に依るを要し、八榮第二は倒潰校舎の復舊又は學區内に於ける積立金の使用にて、略々差支なき見込なれども、元來狹隘なりしものなるが故に、學級數に應ずる校舎を

建設せんには、舊校舎よりも大に擴張するを要し、積立金のみにては不足を告ぐる憂あり、信篤行徳は基本財産を使用するを得れば略々足るべき見込なれども、基本財産使用につきては協定困難なる事情あり、其の協定成らざるに於ては兩校共起債に依るの外策なし。

事情以上の如くなるが故に教育資金の充分なる供給を希望す。

校舎倒潰に至らざるも、破壊甚しくして授業に支障を生じたるもの陽徳外六校あり、是等は何れも一時仮校舎を設置し、或は二部教授の方法によりて授業をなし、追加豫算を賦課して修繕工事を急ぎつゝあり。

其他授業に支障なきも、校舎の被害ありし學校に於ては其の經費を或は本年度修繕費により、或は追加豫算として新に賦課し何れも修繕工事をなしつゝあり。

海嘯に襲はれ家屋を失ひ救助を加へざれば引續き就學し得ざる兒童に對しては、郡内各小學校兒童より慰問の爲一人金五錢以下、及び使用済教科書若干宛を募集して先づ之を分配し、尙不足を告ぐる場合には、郡内一般有志より醜集しつゝある義捐金の一部を以て、之が救助に充て其他は學齡兒童保護會の活動に俟たんと欲す、尙船橋町に於ては町内被害兒童救助の爲め町内小學校兒童より慰問金品を募集して分配せり。(全校兒童義捐金品後出)。

○學校被害調査書

一、校舎の倒潰したる者

倒潰學校名	倒潰建物ノ棟並坪數	其ノ他ノ被害	被害ニ對スル善後策	被害後授業ノ有無並ニ方法
浦安尋常高等小學校	一棟八一坪	二階建一教室	本年中起債ノ方法ニヨリ新築ノ見込	十日ヨリ授業開始
行徳尋常高等小學校	一棟六〇坪	二階建一棟	本年中基本財産使用又ハ起債ニヨリ修築及修繕ノ見込	二十一日ヨリ二部教授ノ方法ニ依リ授業開始
信篤尋常高等小學校	一棟一〇五坪	平家一棟	全前	全前

八榮第二尋常小學校	一棟六二坪	本年度中積立金ヲ使用シ新築ノ見込	二十一日ヨリ仮校舎ニ於テ二部教授方法ニヨリ授業開始
市川高等尋常小學校	三棟三〇〇坪	本年度起債ニヨリ新築ノ見込	八日ヨリ仮校舎ニ於テ二部教授ノ方法ニヨリ授業開始

二、校舎の破壊甚しく一時授業に支障を生じたる者

被害學校名	被害ノ狀況	被害ニ對スル善後策	被害後授業ノ方法
陽德尋常小學校	平家一棟一三〇坪傾斜全床板壁大破	追加豫算トシテ賦課修繕ノ見込	十四日ヨリ二部教授ノ方法ニ依リ授業開始
明德尋常小學校	校門板塙倒潰	全前	全前
八幡尋常小學校	平家一棟九十坪傾斜	追加豫算トシテ賦課修繕ノ見込	三日間臨時休業ノ後授業ス
國分尋常小學校	平家一棟四九坪傾斜	全前	二部教授ノ方法ニヨリ授業ス
古ヶ崎尋常小學校	平家一棟二五坪傾斜門扉二枚塙四間破壊	全前	全前
手賀東尋常小學校	平屋二棟一六二坪傾斜及草葺屋根大破	全前	全前
風早尋常小學校	平屋二棟六四坪傾斜	全前	仮教場ヲ設ケテ授業ス

三、校舎の被害あるも授業に支障を及ぼさざる者

被害學校名	被害ノ狀況	被害ニ對スル善後策
船橋高等尋常小學校	板割廂六間半木柵十六間破壊其他小破多々	追加豫算トシテ賦課修繕ノ見込
松戸高等尋常小學校	校舎平屋棟一、稍傾斜柵四間破壊	全前

矢切尋常小學校	木柵四間門扇二枚破損	全前
明尋常小學校	平屋亞鉛葺屋根三十五坪破損	全前
増尾尋常小學校	平屋一棟屋根全部破損	全前
田中尋常小學校	屋根瓦及壁大破	全前
田中尋常小學校	平屋一棟霧避全部破損	全前
新川尋常小學校	屋根瓦破損	本年度修繕費ニテ修繕ス
梅郷尋常小學校	木柵十間破壊其他屋根瓦破損	追加豫算トシテ賦課修繕ノ見込
旭尋常小學校	屋根瓦及壁破損	全前
船橋尋常小學校	屋根瓦五坪破損門一個倒壊	全前
葛飾尋常小學校	平屋全部稍傾斜屋根瓦破損	全前
湖北尋常小學校	平屋三棟屋根硝子戸大破	全前
大柏尋常小學校	屋根瓦壁大破	全前
中山尋常小學校	物置一棟倒潰、仮校舎平家一棟屋根破損	全前
高木尋常小學校	平屋一棟傾斜	全前
千代田尋常小學校	井屋形一個倒潰昇降口二ヶ所屋根破損	全前

小金尋常高等小學校	平屋一棟傾斜其他屋根瓦破損	全前
流山尋常高等小學校	屋根瓦壁大破	全前
野田尋常高等小學校	板塀百二十二間門扇一枚破損	全前
我孫子尋常高等小學校	昇降口便所大破	全前
富勢尋常高等小學校	屋根瓦大破	全前

四、海嘯被害の爲兒童の救助を要する者

學 校 名	學用品ノ救助ヲ要スルモノ	衣類ノ救助ヲ要スルモノ	食物ノ救助ヲ要スルモノ	計	救助ニ要スル見積價格並ニ其出所
浦安尋常高等小學校	五二二	一四二	四一	六九六	郡内小學校兒童及一般義捐 六百九十六圓
陽德尋常小學校	九二	一二	八	一一二	百 十二圓
明德尋常小學校	一七	四	一	二二	二十一圓
行德尋常高等小學校	一六三	二〇五	七五	四四三	四百四十三圓
信篤尋常高等小學校	一〇二	四〇	二四	一六六	百六十六圓
船橋尋常高等小學校	二九八	六九	七四	四四一	四百四十一圓
葛飾尋常高等小學校	三三三	三〇	一四	七七	七十七圓
計	一、二一八	五〇二	二三六	一、九五六	一千九百五十六圓

○災害後の衛生に對する善後策

今回の暴風雨に付、被害程度劇甚なる南部沿岸町村は海嘯襲來したるを以て浸水せざる家屋、殆ど稀なる實況なり、從て傳染病及其の他の患者の發生を見るは免れざる所なりとす、故に一般衛生上に關し當時應急の手段として執りたる措置及今後に於ける善後策に關し記述せば左の如し。

浸水後の清潔法に關しては、當時直に各町村長に示達し、善後策に付注意を促し、殊に南部地方の激甚地に對しては、本郡私立衛生會をして活動せしめ、注意書を印刷に附し、之を衆目に觸れ易き場所に掲示せしめ、且又浸水家屋に付ては、衛生上に關する方法を示し、清潔法を勵行せしめたり。

浸水後に於ける患者は浦安町二百有餘名にして、最も多く船橋町の三十三名之に次ぎ、行徳町南行徳村は各二十名内外に過ぎざるも、右は各方面より調査し得たるものなるを以て、胃腸下痢等の如き患者も現存せるものと認めらるゝも、是等患者の内貧困者にありては、家屋の流失全壊等の爲め日常の生活にすら追はるゝもの多きが故に、治療を受けること能はざるが如き状況にあるもの尠からざるが如し、是等救済に關しては、目下浦安町は赤十字社の救護に依り、船橋町は全町刀圭界の厚意に依り、施療券を配布し、無料にて治療せしめつゝあり。(後出)。

將來の善後策に就ては、急速塵埃の棄却、汚泥の排出、飯料井泉の設備構造等に關し、注意を與へ且つ又經費の許す範圍に於て邸宅建設の位置を選び可及的海嘯に堪ふべき地を奨励し、之が經費に付ては、各町村部落に無盡講の如きものを設立せしめ、以て家屋建設の資に供せしむべく、町村長を督勵せんとす、傳染病豫防に關しては、被害後幸ひにして未だ患者の發生を見ずと雖も、浸水後に於ける不衛生若は營養不良又は目下不順の天候に基因し、多少の患者を出すは亦免れざるものと認めらる、而も一面米價騰貴に隨て、諸物價暴騰を來せる秋に當り、一朝傳染病の流行を見んが、其の慘狀蓋想像するに難からざるが故に、之が豫防方法を考案施設し、専ら患者を未然に防止する方法を講すべく、各町村長に示達せり。

叙上の外浦安町に於ては從來井水なく、江戸川水を飲料に供するが故に一朝降雨の際は忽ち飲料水に窮するのみならず、
 這般の災害に鑑み、當局を鞭撻し簡易水道を敷設せしむる見込なるも、未だ具体的の方案なし、一段の考慮を要すること
 せり、又船橋町に於ける塵埃置場は、夏季の頃臭氣鼻を衝くのみならず、病菌の媒介となるべき蠅の發生多きを以て町
 民は年來の問題として、今猶懸案中に係る該置場を、此の機會に於て撤廢せしむる見込なり。
 尙、被害に關し疾病に罹るも、貧困の爲め醫藥の資に窮し藥餌を需むること能はざる者の爲め、郡内有志の寄附に依り浦
 安船橋の二ヶ所に患者施療所を設置せむと協議せしも、種々の事情に依り施療券を配付するの適當なるを認め、有志の義
 捐金を得、是等患者救護の方法を攻究し、松岡郡醫師會長と協議し、醫師會規定の藥價半額を支出することに決定し、醫
 師會員の同意を得、施療券を發行したるに、十二月三十一日、本事業の閉鎖に至るまでの調査、左の如し。

町村名	施療醫師名	患者數	投		藥		施		術
			延日數	料	金	延度數	料	金	
浦安町	澁谷司、濱野太郎、吉田貞	二十六人	一千六十四日	七十六圓四十八錢	四百十六圓	三十二圓十錢			
葛飾村	吉田純徳、加藤環、 産婆 濁川タマ	四人	二百二日	十四圓五十五錢	三十二圓	一六圓四十錢			
船橋町	稻垣慶次郎、吉田純徳、 清川弘道、金子鎌、高木 忠司、鈴木彦之介、兼坂 貞造	十七人	五百十六日	三十五圓九錢	百五十八圓	十圓			
行徳町	阿部直吉	九人	百五十日	二十圓五十九錢	三十一圓	三圓八十五錢			
南行徳村	産婆 中田させ	一人	—	—	—	六圓十錢			
鎌ヶ谷村	神谷巖	一人	八十六日	十圓三十五錢	五十二圓	二圓六十錢			
計 六ヶ町村	醫師十三人 産婆二人	五十八人	二千十八日	百五十七圓六錢	四百九圓	六十三圓九十五錢			

○患者施療手當

- 第一、本部居住者にして左の各號の一に該當し傷痍疾病を受け居住地町村長に於て施療を要するものと認めたる者は第一號式施療券を交付す。
- 一、直接國稅年額壹圓未満のもの
 - 二、直接國稅と縣稅（營業稅雜種稅中賣上收入高に依る課額）を併せ壹圓未満のもの
 - 三、縣稅（二號に同じ）壹圓未満のもの
 - 四、給俸給報酬年金手當等の類を受くる者にして收入年額百圓未満のもの
 - 五、前各號に該當せざるも生活程度其他により斟酌することを得
- 第二、治療を受くる者の治療醫は居住地町村の開業醫に限るものとす
 但し居住地に開業醫なきときは最寄町村の開業醫に治療を受くることを得
- 第三、治療を受けむとする者は隨時居住地町村長に申立つることを得
- 第四、町村長に於て施療券を交付したるときは其住所氏名生活の狀況及傷痍疾病の概況治療醫の氏名を郡長に報告するものとす
- 第五、治療醫は月末若は治療を終りたるときは第二號式診療調書を作り施療券を添へ其の費用を施療券交付の町村長を経て郡長に請求するものとす
- 第六、妊婦に於て治療又は産婆を要するときは前各項に準し取扱をなすものとす
- 第七、治療費等の種別料金は別に之を定む
- 第八、施療患者の施療期間は大正六年十二月三十一日限りとす
 但し時宜に依り伸縮することあるべし

第一號式

患者		妊婦		施療		券	
第		號		第		號	
取扱町村	交付大正六年	月	日	診療醫	若ハ産婆	住所	村町
番地	村町	職別	男女別	氏名	年齢	發行者	氏名印
本券ヲ持參	セハ無料ニ	テ治療ヲ受	ケラレマス	診療所ニ行	キ兼ヌルト	キハ本券ニ	テ來診ヲ求
メラレマス							

第二號式
何町村分

診療調書

氏名	投		往		施	
	延日數	料金	延回数	料金	延度數	料金

○施療患者治療費種別料金左ノ通

一、診療費

- 一、診察は之を無料とす
- 二、薬價は郡醫師會の規定半額特に高價なる原料を要するときは實費とす
- 三、往診の車馬賃鐵道賃は實費とす
- 四、施療は眼洗、耳洗、咽喉塗布、灌腸、皮下注射、吸入電氣療法、子宮洗滌、綳帶、外科的手術、血清注射、産科手術とし其料は郡醫師會規定の半額とす

二、妊婦取扱費（産婆）

- 一、妊婦分娩處置 一回五拾錢

- 二、入浴料 一回分拾錢

- 三、診察は無料とす

尙施療券發行に就いては郡醫師會長松岡鼎氏、副會長山下寅吉氏等が本郡長の協議あるや、滿腔の熱誠を以て同情を寄せられ、本事業の遂行に努力せられたるのみならず、理事其他郡内醫師諸氏が「醫は仁術なりてふ」天職を遺憾なく發揮して、餘りありたるは、罹災民と共に、感謝深く禁せざる所なり。

○傳染病患者調査書（自大正六年一月一日至大正六年十月十八日）

町種別	赤痢		腸室扶斯		實扶垚里亞	
	患者數	全治數	死亡數	患者數	全治數	死亡數
浦安町						
南行徳村						

我孫子町	事務室ノ屋根破損シ全附屬便所倒潰シタリ	三〇〇〇〇	無	完
富勢村	屋根戸袋等ニ數ヶ所破損ヲ生ジ又病舎稍傾斜シタリ	一五〇〇〇	無	完

備考

郡内組合立隔離病舎アルモ該組合町村名ハ之ヲ除キ單ニ管理者タル當該町村ノモ記入シタルモノトス
馬橋、梅郷、野田、旭、木間ヶ瀬、二川六ヶ町村ノ各隔離病舎ハ這般ノ暴風雨ニ關シテハ被害無之ニ付記入セズ
郡内ニ於ケル被害通計ハ四千二百九十二圓拾九錢ナリ

○郡當局が本郡私立衛生會をして印刷せしめ浸水地一帶衆目の觸れ易き場所に掲示したる注意書左の如し而して此の注意書は總振仮名づきとなし加ふるに一々簡易なる説明を付し荷も眼に一丁字あるものは了解に苦む等のことなからしめたり。
浸水後の清潔法注意

- 一、邸宅内瀝溜の汚水は速に疏通を圖り汚穢物は一定の箇所に掻き集め可成燒棄すること
- 一、床下は汚土を掻き取り速に乾燥せしむる方法を講ずること
- 一、家屋は戸障子を開放し乾燥に力め家財は洗淨の上日光に曝すこと特に衣類疑具等は洗濯を爲し又は充分日光に曝すべし
- 一、井戸は數回浚深し汚水浸入せる虞あるものは可成消毒を行ふこと
- 一、便所は糞尿を汲み取り其の周圍を掃除すること
- 一、飲食物の調製若しくは選定に注意し腸胃を害ふ虞あるものは可成用ひざること
- 一、寝冷えざる様注意し下痢其他身体に異狀あるときは直に醫療を加ふること

大正六年十月

東葛飾郡私立衛生會

○災害地惡疫豫防及一般衛生上の措置

大戰の後、災害の跡、必然的現象として惡疫の流行するものなることは、古來衛生史の示すところ、最近にては去る明治四十三年の暴風雨被害後流行せる惡疫の實例もある事とて、彼の細民病とも稱すべき惡疫は、多く災害地に基因するものなるを以て、今日は前門の豺狼に災せられ、又後門の虎豹に厄せらるゝの慘劇を、未然に防止すべく、當局は極力注意取締に盡せり、されば海嘯後の沿海地に於ては、霖雨連日、爲めに道路の泥濘は云ふに及ばず、庭園も床下も海水に浸されし當時より、一回も乾燥せず、加ふるに疊は潮濕して使用に堪へざるさへあるに、夜具も蒲團も水腐に期せんとする始末、搗て、加へて浦安方面にては、飲料水と頼みし江戸川の水は、災害以前より泥濁なるのみならず、井水中にも河海の濁水混入し、甚しきは汚物の浮漂するをさへ見るの状態にして、全方面のみに二百餘名の胃傷及下痢を續出したれども、未だ一人の新出傳染病患者を見ざるは不幸中の幸と云ふべし。(以上十月七日以前の記事)

而して災害後の一般衛生上に關し當時應急の手段として、本郡々長の執りたる措置及び今後に於ける善後策は別項示すところの如し、左に當時日本赤十字社千葉支部の活動狀況を述べん。
災害の報、一度傳はるや、縣郡の當局者は、直ちに歩を飛ばして衛生上の應急手段を講じたりしが、被害の程度廣く罹災民は住むに家なく喰ふに食なく、且つ衣服缺乏せるより、大清潔法を施行すること不可能に陥り、僅に各警察醫を被害地に派し、防疫に當らしめたるが、各地に下痢患者發生の傾向あるより、八日赤十字支部に浦安行徳方面へ救護班を派し、極力檢病的調査に従事せんことを依頼せり、是に於て同支部は本社より藤原救護醫の出張を求め同醫師は八日午後五時二十分千葉發列車にて看護婦三名書記一名人夫數名を率ひ、病衣十枚毛布廿五枚を携行し、浦安町に着し同地演技館に事務所を設け、九日午前八時より救護事業を開始せるが、當日同班の救護を受けたる者は、輕症者二十餘名にして、重傷病者に對しては、其自宅に臨みて大に治療手當を施せり、爾來日々治療に忙殺されつゝありしが、十四日午前七時より午後三時に至る、施療患者は二十七名、再診患者四十六名にして初診以來患者の發生は二百五十餘名に達し、大部分は下痢患者

なり、而して二十一日までに、總延人員千三百三十名を治療したるが、一時小康を得たるを以て十月二十二日一先づ引上げたり。

九日より二十二日までに、救護せる新患者四百五十九名の種別左の如し。

外傷男八九、女四三、○傳染病男五女一、○神經病男一三、女六、○呼吸器病男四九女三二、○營養器病男九女二〇、運動器病男二女一、其他八九

八、聖恩 洪大

申すも畏し災變一度、

天聽に達するや深く軫念を療まされ給ひ、直ちに待従を罹災地に派遣せさせられ、又御救恤の爲め御内帑金の御下賜あらせられたり。

○御救恤 金

兩陛下には、今回の罹災民御救恤の御恩召を以て、御内帑金を、

金 五 萬 圓 東京府へ、

金 二 萬 五 千 圓 千葉縣へ、

金 二 萬 圓 茨城縣へ、

金 七 千 圓 神奈川縣へ、

御下賜あらせられたるが、之れに對し奉り、折原知事は十月九日不取敢、御禮執奏方を宮内省に依頼し置き、全月十二日上京宮内省に出頭して、正式に御禮を奏上せられたり。

○待従罹災地巡視

聖旨を奉じ、慘害地を視察すべく、日根野侍従は宮内屬一名を隨へ、八日午前九時二十七分、千葉驛着にて來縣し、折原知事、竹内千葉郡長、鳥海警視、兒玉保安課長等の出迎を受けて、縣廳に立寄り、優渥なる 聖旨を傳達したる後、折原知事、兒玉保安課長、其他の案内にて腕車に乗じ、千葉町寒川より蘇我町に至る沿岸災害地を巡視し、蘇我町より汽車にて木更津に赴き、同町附近の慘狀を視察したる上、安房郡保田町に於ける被害を仔細に巡視して、保田驛より午後八時五十四分千葉着の列車にて、千葉町に歸り、梅松本店に一泊し、九日雨を冒して全旅館を出發し、前日同様折原知事、兒玉保安課長、同行、竹内郡長の案内にて午前七時二十七分千葉驛發の列車にて、津田沼町に赴き、一同腕車を聯ねて、津田沼沿岸の災害地に至り、親しく慘狀を實見したる上、山中東葛飾郡長の出迎を受け、全郡長の案内にて船橋町に出で、九日市の海岸に於て、未だ取片付の終らざる、船舶家屋の潰倒状況より、不動院炊出所及蓬萊座收容所を仔細に實見し、知事郡長及船橋町長より説明を聽きたる上、更に沿岸を葛飾より行徳に出で、此處にて晝餐を喫し、更に南行徳を経て、浦安に向ひ同町一帯に渉る悲惨の状況を視察し、尙ほ漁業組合に於ける同町救濟事業を實見せる上、中山驛に出で同驛午後三時五十一分發の列車にて歸京せり。

○各皇族力より御救恤金

各皇族殿下より今回の罹災民御救恤の御恩召を以て、金五千圓御寄附相成りたるが、十三日水野内務次官より右の内金千二百圓を、本縣下罹災救助の爲め送附し來り、折原知事は同日直ちに電報を以て各宮邸に御禮を申し上げられたり。

○御仁慈治ねし

皇室に於かせられては、二十日附を以て更に左の通り御救恤金、御下賜の御沙汰ありたり。

一金六百五十圓	京都府へ	一金六百圓	奈良縣へ
一金千八百圓	大坂府へ	一金一千圓	静岡縣へ
一金七百圓	新潟縣へ	一金九百圓	宮城縣へ

一金九百圓 埼玉縣へ 一金四千圓 福島縣へ
 尙本年七月八日朝鮮總督府管内に暴風雨の被害甚からざりし趣、聽召され左の通り御救恤金御下賜の御沙汰ありたり。
 一金二千二百圓 朝鮮總督府へ、

○御救恤金分配

本縣にては畏き邊りの御下賜金、並に皇族方よりの御救恤金分配に就き、各郡に命じ慎重に罹災者の調査を爲さしめたるが、調査終了十月二十七日を以て、其分配額を左の通り決定し、夫れ々各郡に通牒せり。

死亡行衛不明	人員	一人當分配金額	家具全部流失	人員	一人當分配金額
重傷	三三三	一〇〇〇	床上一尺以上浸水	一六六二	七〇
住家流失	四四一	五〇〇	田畑收穫皆無	七九九〇	一五
住家全潰	五二八	二二〇	食品給與者	一八	七〇
住家半潰	七六二九	一七〇	就業資料給與者	三九八	一六
船舶流失	四五二九	七〇		四四	二二
又は破壞	四一一七	七〇			

○恩賜金下賜金の分配額

恩賜相成りたる金二萬五千圓及皇族方よりの下賜金一千二百圓の各郡に對する配布金額左の如し。

郡	恩賜金	皇族方	御下賜金	合計
千葉	二、〇六九、三四		一〇二、二九〇	二、一七一、六三〇
市原	一、六三七、〇七		七九、二五〇	一、七一六、七二〇

東葛飾	四、〇二七、三〇	二〇二、九一	四、二三〇、二一〇
印旛	一、八四九、七〇	八六、八一五	一、九三六、五二五
長生	〇、九三六、六三	四三、六八五	〇、九八〇、三二五
山武	二、一〇四、四三	九九、一二五	二、二〇三、五五五
香取	二、三七〇、四八	一一一、四二〇	二、四八一、九〇〇
海上	〇、九〇三、一八	四二、五七〇	〇、九四五、七五〇
匝瑳	一、二一九、九七	五七、五〇五	一、二七七、四七五
君津	三、二五四、一七	一五七、九六〇	三、四一二、一三〇
夷隅	〇、八二〇、〇〇	三八、三三〇	〇、八五八、三三〇
安房	三、八〇七、三三	一七八、一四〇	三、九八五、四七〇
合計	二五、〇〇〇、〇〇	一、二、〇〇〇、〇〇	二六、二〇〇、〇〇〇

○傳達式

十一月三日午前九時山中郡長は、郡内四十一町村長を郡會議事堂に會し、恩賜金下賜金を交付し、聖旨及び令旨を傳達するの式を舉行せり、振鈴一度鳴て郡長舉式を宣するや、場内寂として一同肅然たり、浦安町より順次賜金を交付し、手賀村に終り、更に一同起立のうちに郡長の訓示朗讀あり、此間最も莊嚴を極め、敬虔感戴の心情、自ら一同の態度に溢るるを見る、訓示終り式を了せしは、正に十時三十分、左に其訓示及び罹災民への諭告を記載すべし。

○訓示

爰ニ各位ヲ召集シ罹災救恤ニ關スル御下賜金ヲ交付シ、聖旨並ニ令旨ノ傳達式ヲ舉行シ得ルハ、小官ノ最モ光榮トストコロナリ。
 抑モ十月一日ノ暴風雨ハ近古稀ニ見ルトコロニシテ、其被害三府十七縣ニ亘レリ、就中東京府及本縣最モ甚大ニシテ、本縣内ニテハ本郡殊ニ慘憺タリ、三十日夜颪風ノ渦旋一度襲來スルヤ、激烈無比ノ破壊力ヲ逞フシ、郡内ノ山村水落ニハ、

一トシテ其害ヲ及ボサザルナク、山野ニ荒レ河海ニ狂ヒ驚天動地ノ慘劇ヲ演出セリ、就中沿海地方一帯ニテハ、颱風海嘯ヲ使嗾シテ、天魔犍猛ノ怪力ヲ弄セシメ暴戾殘虐人命ヲ奪ヒ、貨財ヲ掠メ、家屋船舶ヲ潰裂シ、美田良頃ヲ湮没セリ、噫茲ニ農業ハ破壊シ、水産ハ滅盡セントスルノ悲境ニ陥レリ、今ヤ凄愴ノ光景、悲慘ノ狀況、人ヲシテ轉々惻悵ノ情ニ禁エザラシム、觀者皆歔歔シ、行路亦嗚咽ス、實ニ酸鼻ノ極ナリトイフベシ。

暴風被害ノ報一ト度、天聽ニ達スルヤ、至尊陛下深ク歎慮ヲ惱サレ給ヒ、侍從ヲ被害地ニ差遣シ 恩賜金ヲ下シテ罹災民ヲ震恤シ給ヘリ、皇族各殿下亦救恤金ヲ下賜シ給フ、伏シテ惟ルニ、聖德高遠、欽明睿智治ク至仁至惠ヲ垂レテ、蒼生ヲ愛恤撫育ス、皇恩弘大天地莫量、侍從ノ本縣ヲ視察シ、優渥ナル 聖旨ヲ傳達スルヤ、知事閣下誠恐誠惶夙夕感奮日夜激勵以テ精考細數ノ調査ヲ遂ゲ、御救恤金分配ノ標準額ヲ稽程セラレタルノミナラズ、曩ニハ知事閣下普ク水災地ヲ巡見視察スルヤ、足ニタ度本郡ニ追ビ、詳ニ當局ヲ指導シ、親シク罹災民ヲ慰撫シ以テ爲政治民ノ範ヲ示セリ小官亦明目張膽身ヲ以テ責ニ任ジ拮据經營時ニ寢ヲ忘レ時ニ哺ヲ思ハズ、慎重熟慮部下ヲ督脚シ、事違算ナカラシメ期セリ、幸ニシテ爰ニ命ヲ奉ジ傳達スル金額 至尊陛下恩賜金四千貳拾七圓參拾錢、皇族各殿下賜金貳百貳圓九拾壹錢ナリ、嘻是レ豈獨罹災民ノ至光至榮而耳ナランヤ、郡民一般ノ齊シク恐懼措ク能ハザルトコロ、各位ハ深ク 震恤ノ恩旨ヲ奉体シ、歸任シテ是レヲ罹災民ニ拜受セシムルノ時、敬虔ナル奉公心ヲ以テ、切實ナル訓示ヲ町村民ニ傳フルニ、些ノ愆謬ナカラシメトニ努メヨ。

曩日各位ヲ會同セシコト、數回、教育ニ産業ニ衛生ニ町村財政ニ民風改善ニ訓諭指掖セリ、皆是レ皇恩ノ萬一ニ報イ奉ル忠良誠實ノ常經ニシテ、又町村自治ノ整善開發ノ指南タラザルハナシ、幸ヒニ各位ノ秉公持平ト奮勉勵精トノ職責尊重ニ依リ、其施設經營大ニ看ルベキモノアラントセシニ、一朝災害ニ遭遇セシハ、遺憾禁ゼザルトコロナリ、然レドモ各位ハ是レヲ思ヘ、天ノ將ニ此人ニ幸セントスルヤ、必ズ先之ヲ試ムト、即チ郡ノ災害ハ郡民ガ質實剛健ナル志氣ノ試金石ナルヲ、由來人生ノ弱點ハ悲惨逆境ニ臨ムトキ、萎靡沈湮事ヲ破リ易キニアリ、各位ハ深ク此點ヲ顧慮

シ、町村民ニ強フルニ、生々潑刺タル進取的活動ヲ以テシ、兼テ賢忍耐久事ニ當ラシメ、而シテ忠愛ノ志操涵養ニ産業ノ改善發達ニ公衆衛生ノ施設完備ニ、町村財政ノ増殖ニ極力盡瘁スルハ、是亦皇恩ノ萬一ニ報イ奉ル道、國威發揚ノ一端ナルコトヲ自覺セシメンコトヲ要ス。

要之、郡民一般ヲシテ、深ク至仁至惠ノ皇恩ニ感激シ、發奮勵精シテ、治産整家ノ道ヲ講ジ、進ンデ公益ヲ廣メ、世務ヲ開ク、方法ヲ企圖スル忠良ノ臣民タラシムルハ、小官ノ居常平生切望スルトコロナリト雖モ此期ニ臨テ、更ニ厚ク各位ニ囑望シテ止マザルトコロナリ、各位宜シク格守勵行、其職責ヲ完ウセラシメ期セヨ、叙上ハ是レ只其梗概ヲ示スニ過ズト雖モ、各位其衷衷ヲ諒セラレンコトヲ望ム。

○諭告

十月一日の災害につき

天皇

皇后 兩陛下、至仁至慈の思召を以て、罹災者救恤の爲、多大の金員を下賜せられ給ふ、仍て茲に之を配附す。皇恩優渥、洵に感激の至に禁えず、宜しく篤く 聖旨の在る所を体し、慎重考慮を盡し最も適切なる用途に充てんことを期すべし。

大正六年十一月三日

千葉縣東葛飾郡長 山中 竹樹

○諭告 十月一日の災害につき皇族殿下、慈仁の思召を以て、罹災者救恤の爲、多額の金員を下賜せられ給ふ、仍て茲に之を配附す、海岳の恩誼洵に感激の至に禁えず、宜しく篤く令旨の在る所を体し、慎重考慮を盡し、最も適切なる用途に充てんことを期すべし。

大正六年十一月三日

千葉縣東葛飾郡長 山中竹樹

○恩賜金並各皇族殿下賜金分配額

町村名	種別	恩賜金	下賜金	計	町村名	種別	恩賜金	下賜金	計
浦安町		一、四七七五〇	七、四二〇〇	一、五三〇一七〇	明木村		三、二七〇〇	一、五三〇	三、三三〇
南行徳村		二、三八七五〇	二、九〇〇〇	二、五二六五〇	高木村		二、四二八〇	一、二六五	二、五四四五
行徳町		六、八八五〇	三、五二三〇	七、三九八〇	土代田村		一、一四六〇	一、五三五	二、一九九五
橋船町		一、〇六一五〇	五、四六九〇	一、一五八四〇	千代田村		三、三六〇	一、五〇五	三、七六五
八榮村		二、八〇〇〇	一、三〇〇〇	二、九三〇〇	小橋村		一、七〇〇	一、〇八〇	一、七八〇
葛飾村		二、三〇〇〇	六、〇七〇	二、九〇七〇	馬橋村		八、五〇〇	一、四〇〇	八、九〇〇
中山村		五、八〇〇	一、二七〇	六、〇七〇	流木村		一、四三三〇	一、六九〇	一、五〇三〇
鎌ヶ谷村		三、三九〇	一、五六〇	三、五四六〇	八木村		一、〇〇〇	一、四八〇	一、〇六八〇
大柏村		五、八〇〇	一、二七〇	六、〇七〇	田中村		一、四二〇〇	一、六八〇	一、四八八〇
塚田村		五、八〇〇	一、二七〇	六、〇七〇	新川村		一、五三五〇	一、七四〇	一、六〇九〇
法典村		五、九〇〇	一、六五〇	六、四四五	梅郷村		五、一一〇〇	一、二四〇	五、三三〇
八柱村		二、三〇〇	一、五九〇	一、三一九〇	福田村		一〇、二〇〇	一、四八〇	一、〇六八〇
國分村		二、四〇〇	一、二〇〇	二、五二〇	野田村		三、四〇〇	一、一六〇	三、五六〇
八幡村		三、四〇〇	一、二〇〇	三、五六〇	旭田村		一、七〇〇	一、〇八〇	一、七八〇
市川町		二、五〇〇	一、二〇〇	二、三〇〇	七福村		六、五〇〇	一、三〇〇	六、八〇〇
松戸町		二、四八〇	一、二〇〇	二、五九〇	川間村		二、一九〇〇	一、五六〇	二、四六〇
					合計		四、〇七二八〇	二〇、二七九〇	四、三三、〇〇〇

九、同情美譚

○郡内各種団体の應援、活動。 郡役所出張所日誌を参照すべし。

山中東葛飾郡青年團長は災害後直ちに郡内青年團代表者を（水災地を除く）東葛飾郡會議事堂に召集し、水災地應援に就て協議を遂げ、直に出動を命じ、日々百二十名内外浦安町其他諸町村に活動せしめたり、而して全行指揮者は岩瀬幹事百野郡書記及び關係支部長副支部長等にして、出發せし、團体は松戸町矢切、松戸町小山、八柱村、大柏村、國分村、八幡町、中山村、市川町の各青年團八柱村、國分村、中山村、松戸町の各在郷軍人分會員及び松戸町敬信會員も之れに参加して、十日までに其出動延人員千三百九拾七人に及べり、是等の團員皆辨當及び飲料水を腰にして午前三時半又は全四時に於て出發し災害地に向ひ、其規律的献身的の活動振りは、觀者をして感歎措く能はざらしめたり、されば十月廿五日を以て山中東葛飾郡長は感謝狀を贈りて、是等の團体及び左記八榮村夏見、全高根、全七米、塚田村の各青年團及塚田村在郷軍人分會員を表彰せり。

市川町青年團に、全校高等科兒童を混せる一隊は、一日より全町地先に漂着せる、稻東家財等を整理し、又船橋、行徳、南行徳、浦安の各町村へ慰問使を發し見舞金を贈り、又慰問品を募集して、水災地へ贈り、郡青年團の活動あるや、市川町在郷軍人分會員と、共に之れに参加し、又全町小學校潰倒校舎の跡片附に、奮闘せり。

動し倒潰家屋破壊船の後始末等に應援し又金品を水災地に寄贈せり、水災地各町村在郷軍人分會員消防組青年團員は各自が罹災者の一人なるをも顧みず一日又は二日以後其各自町村の漂流物混乱物等の整理をなせり、殊に葛飾村、消防組は村内地先鐵道線路の整理に應援せし爲め、一、二、三、五、六、七、八の七組は、鐵道院より感謝狀に金五圓宛を添へて表彰せられたり。又郡内一般の青年團在郷軍人會、消防組等は、義侠的の活動をなせしもの多く、壯者當然の義務を履行せしは、喜ぶべき現象なり。

青年團軍人會其他團體應援調

名	稱	從事日數	延人員	摘	要
中山村	青年團	自十月七日三日間	八〇	糧食携行、浦安町へ出動	
市川町	全	自十月八日二日間	一八		
八柱村	全	自十月九日三日間	二二		
松戸町	全	自十月九日三日間	一四		
全	全	十月九日一日間	六五		
大柏村	全	自十月九日二日間	二五		
松戸町	敬信會	十月九日一日間	四七		
國分村	青年團	自十月九日三日間	五一		
全	在郷軍人分會	自十月九日三日間	三〇		
明村	在郷軍人分會	全月八日一日間	二五		
松戸町	在郷軍人分會	全	五八		
八幡町	在郷軍人分會	十月九日一日間	九二		
市川町	在郷軍人會分會	全 十月一日間	全		

塚田村	青年團及在郷軍人分會	十月三日一日間	一〇〇	船橋町へ出動、孰れも糧食携行
八榮村	高根青年團	全 四日一日間	五〇	
全	東夏見青年團及消防組	全 五日一日間	二〇	
全	七 米 青年團	全 六日一日間	六〇	
計		二十三日間	一、八五五	

○軍隊の出動 十月五日第一師團長より、四ツ街道野戰砲兵旅團長を介して復舊工事等に關し、工兵隊出動の要求あるに於ては、直ちに水災地に派遣すべき旨、本縣知事宛申來れり、是に於て折原知事は六日附を以て工兵隊の出動を要請したるを以て工兵第一大隊中左記の如く浦安町に出動し水害地復舊作業を實施せり。

出動人員 工兵第一大隊將校十一人外百六十五人 計百七十六人。

出動方面 浦安町、作業時日、十月八日、九日、十日の三日間、十六時間
完成せる主要工事 堤防修理、約六〇米。破壊せる家屋整理（小學校々舎）一棟間口四〇米、奥行一〇米。
右以外に交通の爲め、破壊せる堤防に、斜板の構築、並に、破壊せる民家の整理を實施せり。

○郡内有志團體の義捐金額及本縣交付金額 十月六日、山中郡長は、郡内各町村長を郡會議事堂に會し、郡内水災地、及其他の災害重大なれば、是れが救恤方法の一として、篤志家の同情義捐金募集の必要なる所以を説き、舉行を諮りしに、滿場一致を以て賛意を表し、郡長及各町村長は發起者となり、事務所を郡役所内に置き、直ちに募集に着手せり、而して其要項左の如し。一、義捐金は一戸二十錢の割合にて募集すること。二、義捐金分配の方法は、發起人に一任のこと。三、義捐金は各町村に於て取纏め十月三十一日迄に、本郡役所内元風平藏宛に送附のこと。

是に於て、關係者一同は、何れも災後の劇務繁忙を極むるにも拘らず、熱心募集に着手し、一日も早く罹災者をして、篤志家の温情に浴せしむるに努めしが、此義舉に對する同情は、翕然として蒐り、義捐を望むもの續出するの狀況なれば、

一方贈與期日の、後る、を憂慮せざるに非れども、亦篤志者の好意を無にするも、本意なき次第なれば、遂に佳節時日を経過し、十二月に入り漸く其受附を閉止せり。而して其分配方法は、一に公平を旨とし、又篤志家の好意をして一層華美あらしめんを所期し、考究を重ねること數回、終に大体は、恩賜金分配標準に據ることの、最も機宜に適したる措置なるを見、是れに決定せり。是より先き災害の報傳はるや、野田町醬油醸造組合にては、直に金五千圓を提出し、(内金三千五百圓を本郡の使用に委す)本縣内一般の罹災救助費に供せんことを請へり、又偶々本縣取扱ひに係る義捐金の交付するあり、即ち其金額は左記の如くにして、茲に豫期以上の成績を挙げ得たるは、豈夫れ獨り罹災者の幸福のみならんや、社會道徳上の爲め、吾人の又感佩の情に堪へざる處なり、嗚呼誰か謂ふ、世は澆季、人は輕薄、滔々たる社會の風潮は、大に憂慮すべきものありと、茲に此の至善至美なる人情の發露あり、大いに吾人の意を強うするものありと謂ふ可し。山中郡長募集委員長として、事務員を督勵しつゝありしが、茲に事務完結したれば、大正七年一月二十九日、町村長會議の際、義捐金分配式を舉行せり、當日山中郡長が、各町村長に傳達せしめたる訓示の大意は下の如し。

昨晚秋の災害は、實に空前の大悲痛事なりしかば、發起者等は同情に堪へず、直に義捐金募集に着手せしに、篤志者の同情翁然として聚り、今や郡内及縣下の義捐金一萬八千餘圓を、分配し得るは、獨り罹災者の幸福のみに非ず、本官等の欣喜に禁えざる所なり、抑も此金額は、徒らに其多少を論ず可き性質のものに非ず、仁惠慈愛てふ最も貴き心情の資なれば、之れを使用するに當りては、細心の考慮を要するは勿論、又人の情操の感謝すべきものなるを永く忘れず、専心家業に勵み、又常に公利公益の爲め力を盡し、此の高恩の萬一に報せんことを期せざる可らず、終に臨んで、時正に寒氣隆々の節、幸ひに自愛して、帝國の良民たる各自の身を損すること勿れ。

尙義捐金調及各町村への分配額左表の如し。

義捐金調
 金九千三百三十三圓貳拾八錢
 郡内有志義捐金

金九千百九十圓貳拾九錢九厘

本縣より交付義捐金

合計金壹萬八千五百貳拾三圓五拾七錢九厘

内支出

金三百七十三圓十六錢

施療患者治療費及施療券其他印刷代

金四圓拾九錢

寄贈慰問袋配付其他取扱雜費

金三百圓

清潔法施行補助費

合計金六千九百九拾八圓六拾貳錢九厘

差引金壹萬七千八百貳拾四圓九拾五錢

配當金

義捐金配付表

死亡及行術不明	一人當金拾圓	全全壞	一人當金四圓七十五錢
重傷者	一人當金五圓	全半壞	一人當金一圓九十錢
自己所有住家流失	一人當金十二圓七十錢	船舶流失又は破壞	一人當金三圓九十五錢
全全壞	一人當金九圓五十錢	家具全部流失	一人當金三圓九十五錢
全半壞	一人當金三圓九十五錢	床上一尺以上の浸水	一人當金八十錢
借家に係る住家流失	一人當金六圓三十五錢	以上	

義捐金町村別分配調

町村名種別	金額	町村名種別	金額	町村名種別	金額
浦安町	六、四一三、二五〇	南行徳村	一、〇九八、八〇〇	行徳町	三、二〇四、四五〇

船橋町	三、八六八七五〇	明村	一、三二一五〇	旭村	一、四二五〇
八榮村	一九七五〇〇	高木村	一、四七二五〇	七福村	三、六四〇〇
葛飾村	五五六六五〇	土田村	六八〇五〇〇	川間村	六、六五〇〇
中山村	三七二〇〇〇	千代田村	一、八四四〇〇	木間ヶ瀬村	九、五〇〇〇
鎌ヶ谷村	一八九九〇〇	小金町	一、四二五〇〇	二川村	四、七五〇〇
大柏村	三、三四五〇〇	馬橋村	四、七五〇〇	關宿町	三、六四〇〇
塚田村	三、二四五〇〇	流山町	九、五七五〇〇	布佐町	一、二四一〇〇
法典村	三七二〇〇〇	八木村	五、七〇〇〇	湖北村	一、〇三七〇〇
八柱村	七、五二〇〇〇	田中村	七、六〇〇〇	我孫子町	九、七三五〇
國分村	一、三四五〇〇	新川村	七、九九五〇〇	富勢村	一、四九八五〇
八幡町	一、九〇〇〇〇	梅郷村	二、八五〇〇〇	早勢村	二、二九五〇
市川町	一、三七三五〇〇	福田村	六、六五〇〇〇	風賀村	五、一四五〇
松戸町	一、五二二〇〇〇	野田町	二、〇九〇〇〇	合手村	一、七、八二四九五〇
計		計		計	

以上の分配を了するや、山中郡長は、此の貴うとき、同情義捐に對して、深厚極りなき感謝の意を表するため、直に左記の挨拶状を印刷して義捐者一同に贈呈すると共に、本縣知事宛に、各金額、住所、氏名、義捐理由等を報告して、其褒賞を申請し茲に本件に關する殘務一切を終了せり。

挨拶状

拜啓時下益々御清福奉慶賀候借昨秋の風水害は近年無比の慘害を逞うし罹災者の窮狀實に惻悵の情に堪へざらしむるもの有之當時應急救済の措置として義捐金品募集の舉に出で候處早速其意を諒とせられ多大の御同情を以て金員御恩投被成下感謝の至に不堪候爾來貴重なる義捐金員に對しては一に公平を旨とし整理分配等に腐心焦慮能在候處過般漸くにして是等

一切の處措を了し今や郡内全部の罹災民は貴下が崇高なる恩恵に浴し乍陰威戴在候本官等亦可憐なる罹災者が義捐金品に喜悅するの狀況を視察し今更ながら貴下の景仰すべき義俠心に想到して胸に感佩措く能はざる次第に御座候茲に謹んで御禮申上尙ほ貴下の健康を祝福するの光榮を有し候先は右御挨拶申述度如此に候 敬具

東葛飾郡長 山中 竹 樹

○小學校兒童の義捐金品

山中郡長岩瀬郡視學外郡内四部校長會長は郡内小學校兒童より被害地小學校兒童への同情慰問金品募集の勸誘をなせり其要項下の如し、一、一兒童に付ての提供は金五錢以下のこと、二、使用済教科書若干宛提出のこと、三、寄贈方法は發起者へ一任のこと、四、應募金品は十月十八日迄に郡役所内岩瀬甚藏宛に送附のこと。

而して可憐なる兒童等が義俠に勇む同情金品の應募額は實に別項の如くにして是等は全部前記の(小學校被害前後策中小學校兒童の救助を要するもの數)數に按分されて十一月中に贈與せられたり、嗚呼惠與者、被害者共に其小さき頭に印せられたる、同情てふ觀念は蓋千萬金の贈り物よりも貴うとかるべし。

一、現金 四百十六圓三十錢五厘。 二、教科書 八千十五冊。 三、其他の學用品二百四十點。

船橋尋常高等小學校にては別に單獨にて自町内及自校内より自校被害兒童への同情金品を募集せしが、其額左の如し。

一、現金四十五圓 二、書籍二千六百十四冊 三、衣服帶傘下駄等、五百十四點 四、其他學用品四千三百三十一點

附記

本縣の學用品給與 本縣に於ては過般の風水害にて學用品を悉く流失又は汚損せしめたる小學校兒童救済のため種々善後策を講究しつゝありしが、小學校兒童の教養は如何なる場合と雖も、忽諾に附すべからざるを以て、兎も角も應急救済の一方として、十月二十日災害寄附金の内より、金二千二百二十一圓を割き各郡に配付せり、一人當り金一圓にして其金額左の如し。

一金千二百二十六圓

東葛飾郡

一金六百三十九圓

千葉郡

一金六十四圓	市原郡	一金九十四圓	君津郡
一金百七十九圓	安房郡	一金四十二圓	匝瑳郡
一金十七圓	夷隅郡	一金六十圓	長生郡

(海上、山武、香取、印旛、四郡なし)

本縣下風水害に關し篤志家より罹災民救恤の爲め寄贈せられたる慰問袋其他一千九百點中十一月七日日本郡へ配布せられたるもの左の如し。

慰問袋百六十個 手拭八十本 胃腹散二百六十六個

○愛國婦人會東葛飾郡幹事部の義捐金品額 本郡幹事部に於ては、災害後直ちに幹事部長山中たみ子、幹事山下はる子より、各町村委員區宛、災害慰問義捐金品の募集を勧誘せり、其募集要項左の如し。

一、會員一人宛手拭二本以上のこと。二、會員外の寄贈品も歓迎のこと。三、義捐品は委員區にて取纏め幹事部へ送附のこと。

又幹事部長山中たみ子、幹事山下はる子の両氏は、災害後直に水災地を慰問し殊に浦安町にては、死者一人に付き、金壹圓宛を贈りて其靈を弔慰せり、而して募集せる慰問義捐金品額は、左記の如くにして十二月中に、是れを郡内各町村罹災者に御下賜金分配方法を標準して配布せり。

一、現金 百十九圓九十三錢 二、手拭 二千七百六十三本 三、衣類雜品 四百二十四點

本應募額中松戸町會員及野田町會員の衣類雜品應募の多大なりしことは特筆大書すべきものなり。

○水災地 町村役場にて取扱ひし義捐金品額。(前記の外)

船橋町役場

一、現金 三千五百四十餘圓内(川奈郡佐五右衛門氏の一千圓を最多とす)

浦安町役場 二、慰問袋 一千五百餘袋 三、衣類雜品 一千八百餘點 四、甘藷 二百俵

葛飾村役場 一、現金 三百五十九圓 二、衣類 五十六個と外四千餘點 三、慰問袋 四百餘點 四、其他食料及日用雜品七千數百點

南行徳村役場

一、現金 二百七十餘圓 二、其他

行徳町役場

一、現金 五十餘圓 二、慰問袋 百三十袋、其他

以上の外、郡内各町村役場にて受入れたる義捐金品も多少あれば、そは、町村の救助中に記載せるものを参照すべし。

○任侠挺身 千馬萬軍の間に馳驅して、敵將を叱咤し、秋水斜に閃かすところ、斬首幾十級、或は御馬前の奮戦突撃、刀折れ矢盡きて、屍を馬草に裹む、吁是れ勇者也、鐵石の忠士也、今回の災害に際し任侠身を挺んで人命を救ふ、仁慈の勇者あり、その大なる豈に彼に譲らんや、昨、晩秋の颯風慘害あるや、海嘯地の凄狀、殊に甚しく、怒濤天を嚼んで轟進するところ、家屋潰裂し、樹木挫折す、玆に悲鳴叫號、助を呼び救を乞ふもの幾百千、誰が其の圈内に安全の區域を得し、家に在るものは流失を恐れ、外に出づるものは溺死を怖る、何處も危険身を襲はざるはなし、然るに片舟に棹して激浪と戦ひ、或は流材を排し或は捲渦を避け、挺身して半死の漂流者を救助せしもの、嗚呼是れ實に身を棄てて仁をなす、所謂仁慈の勇者に非るか。

慘劇、事了るや折原本縣知事直ちに當路者に命じ、沿く此の勇者を物色して、遺漏なからんを期し、精査して是れを表彰

今、其の氏名を左に録して、後人奮勵の資に供せん。

賞金	住所	氏名	賞金	住所	氏名
金三圓	葛飾村山野	青山七藏	金三圓	南行徳村欠真間	吉田廣宜
金三圓	浦安町堀江	小池仙太郎	金二圓	行徳町本行徳	萩原銀次郎
金二圓五十錢	全	岩瀬留藏	金二圓五十錢	全	渡邊勘藏
金二圓	全	林喜作	全	全	石川常吉
全	全	杉山利市	金一圓五十錢	全	勝田幸藏
全	全	一志熊太郎	全	全	村田淺次郎
全	全	金子常次郎	全	全	篠田重四郎
全	全	大塚嘉七	金三圓	全	三橋武次
全	全	田中作次郎	金二圓五十錢	全	宮崎繁太郎
金二圓五十錢	全	齋藤治右衛門	金二圓	全	矢嶋徳次郎
金二圓	全	關口由次郎	全	全	矢嶋喜太郎
全	全	山崎庄太郎	全	全	矢嶋勘吉
金二圓五十錢	浦安町猫實	金子與四郎	金二圓五十錢	全	片岡元吉
金三圓	全	中川仁助	金二圓	全	荒井岩吉
全	町當代局	小泉忠太郎	全	全	岩瀬金次郎
金二圓	全	泉澤良太郎	金二圓五十錢	全	野地周藏
全	町猫實	宇田川徳次郎	全	行徳町本行徳	片野榮太郎

金二圓五十錢	行徳町本行徳	松九増治郎	金二圓	船橋町九日市	大和田直吉
全	町下妙典	篠田友吉	全	中山村鬼越	山田正義
金二圓	船橋町九日市	大和田市太郎	全	全	鈴木善平
金二圓五十錢	全	渡邊幸藏	全	全	

奇特行爲ありて表彰せられたるもの。

金一圓 浦安町猫實 大塚熊次郎

嗚呼被表彰者の名譽や至大なりと謂ふ可し、望むらくは、將來、事を以て此榮譽を失墜するなからんことを。

其他尙本美譚の最後に一言すべきは、郡内に於ける各種の公私設團體が或は直接に或は間接に、今日の災變について、應分の盡瘁努力の勞を惜まず、活動せしの一事なり、殊に醫師界の同情に就ては「善後策内衛生」を参照すべし。

十、災墨餘瀝

○海嘯の豫知 海嘯の原因は、前述せり、而して我が東葛の南部に於ては、後記、「已往の海嘯誌」に載する處の如く、古來是れが爲めに慘害を蒙りしこと、幾回なりしやを知らず、其都度貴重なる人命を奪はれ、家財を掠められし悲惨幾何ぞや、されば海嘯を豫知し、沿海人民の生命財産を保護するは最も必要事に屬せり、依て左に「銚子測候所報」中の是れに關する記事を録すべし。

颶風に伴ふ海嘯は、颶心の進路、及深度の變化を豫知するに於ては、一地方の海岸に於ける、風の方向、及速度は豫め知ることを得れば東京灣内の如き地にありては、颶風灣口より灣頭に向ふと知れば、其海岸は確かに海嘯を生ずべし、然れども現時の氣象學にては、未だ颶風の確乎たる進行方向を知る能はざれども、長年月に渉り、海岸に於ける風の方向速度と、海面水位の變化とを調査するときは、海嘯の程度を豫知し得らるるものなれば、内灣の樞要なる地を選び、自記驗潮

儀を設置し、晴雨計、風信器、風力計、雨量計等を備へ、之が研究を積み、一定の規律を發見するに於ては、非常の際直ちに、海嘯警報を發して、慘害を未發に防遏するに至るべきを信するものなり云々。」

尙左に、附記するものは、本郡内、殊に沿海地方一帯に、流布せる俗説にして、天變地異の豫知として、古老の口碑に残れるものなり、茲に摘録せりと雖ども、敢て全然是れを信用せるに非ず、自ら鷄肋の感ありて然るのみ、讀者請ふ誤解すること勿れ。

- 一、蟹海濱に群集すること甚しきは海嘯の前兆。
- 一、鼈海岸を離ること、遠き陸地に産卵するは海嘯の前兆。
- 一、海岸の蘆荻節高く、節間短く、葉の片寄りせるもの多く生ずる年は海嘯あり。
- 一、蜘蛛・蜂等の樹木の低きところに、巢を營むは、大風の前兆。
- 一、彗星の現出は、年に凶あるの兆。
- 一、光物、空中を飛ぶは、年に凶事あるの兆。
- 一、蜀黍の高根を張るは、大風あるの前兆。
- 一、行々子の高き所に、巢を造るは大水の前兆。
- 一、一ツ雷の鳴るは、天變地異の前兆。
- 一、風光あるは、天變地異の前兆。
- 一、醬油の泡をふく時は、暴風雨あり。
- 一、海中の魚族極めて豊富に、生育する年は、海に變異あり。
- 一、温暖なる濕風に、一種の臭氣を帯ぶる時は海嘯襲來す。
- 一、海嘯襲來する以前は海邊及び海底に俗に言ふウルミを生じ、杭等の如きも、容易に抜き取ることを得、又櫂を使用す

るとき、平素より深く土中に入ると云ふ。

今回の颱風海嘯に付ては前記中、鼈、彗星の二つを除くの外凡て現出せりと云ふ、殊に南行徳方面にては、本年八月下旬より九月に亘り、海岸堤防の直下に方言、赤太郎、石蟹、サツバと稱ふる三種の蟹、(食用として美味なる海蟹)數萬群集し、小兒に至るまで數百を捕獲し得たり、古老は之れを見て、眉を顰め、明治四十四年の海嘯年にも、蟹の群をなすこと、平年より夥しかりし、本年も亦これを見る、大に警戒を要すと云ひ居れりと、然らば、之れに處する準備を爲し置きしならば、此の稀有の慘害に際して、幾分か被害を軽減し得べかりしものを、事ここに出でざりしは、人力の如何ともする能はざる、天變海怒とはいへ、今更に淺間敷は人心なるかな。殊に、廿九日午後八時頃耳を劈く許りの一ツ雷ありしとは沿海一帯の語るところなり。

○暴風警報の見方。(十月九日銚子測候所發表)

一、風強かるべし。

(解釋) 雨は伴はざるも、強風以上の強度の風の吹續する場合に發するものなり。

(注意) 海上荷役をするには注意を要し、陸上にては火災の要慎すべきものなり。

二、風雨強かるべし。

(解釋) 海陸共風強し、荒模様ある時なり。

(注意) 一般に注意を要するは、勿論なれども、漁船は安全なる港灣に繫留し、風害の注意を拂ふを要す。

三、暴風雨の慮あり。

(解釋) 危険なる暴風雨の襲來する時にして、樹を抜き、家を倒し、洪水海嘯等を來す程度の颱風にて、海陸共に非常なる警戒を要す。

(注意) 海陸共、大なる警戒を要し、堤防橋梁等を警備し、沿海地は海嘯に注意し、市街は建築物の破壊を豫防すべきも

のなり、殊に低氣壓中心の示度、七四耗至乃七三〇耗以下なる時は、大抵危険なる暴風雨を起すものなり。眞に警報を利用し、變災を未然に豫知し、慘害を軽減せんとするは、萬人の希望するところ、されば能く此の區別を知り置くこと肝要なり。

○今回の颱風と己往暴風雨との比較。 十月一日岡田博士談

東京に於ける暴風雨として氣象臺の記録に存するものは、明治十年十月十一日の颱風、明治三十五年九月二十八日の颱風、明治三十五年の颱風は、横濱より上陸し、最低氣壓七百十八耗にして、今回よりは若干浅かりしも、其被害の程度は相伯仲の間に在り、這は今回の暴風雨は、風速氣壓共に驚く可きものありしに拘はらず、降雨を前にし、雨の小降りなりしより、風となりし結果、氣壓の割合に比較的損害の少かりしはせめてもの幸なりき。

尙ほ今回の颱風に對しては、豫め知ることを得たるため、沿道には夫々警報を發しありて、太平洋上の大汽船に對しては、互に無線電信の往復を以て警戒を試み居たるが故、出來得る限りの避難を爲し得たらん事と信するも、東海道沿海より、房總常盤三陸に亘る沿岸の、小船船の被害は或は相當にありし事と認む。

○既往の關東暴風雨。 銚子測候所發表

明治十八年本邦にて、暴風警報開始以來、關東を襲ひし暴風雨中の激烈なるものにして、今回に畧は類似の進路を採りて、千葉縣に殺到したるは、今回を合せ、其數十一に及びたるが、其中颶風海嘯洪水を俱發し、被害の甚大なりしは、明治卅二年十月と、全三十五年九月二十八日の二回なり、此の兩年は、己往三十四年間の最も顯著なるものにして、本年は此の兩年に次ての猛烈なる颶風なりし、左に颶風の年と、最低氣壓の深度、及最速速度を擧げん。

襲來時	最低氣壓深度	銚子最速風速
明治十八年	七百二十二耗	?
明治二十二年	七百十七耗	南々東廿四米七

全	二十三年	七百三十九耗	南々東廿米七
全	二十四年	七百三十八耗	南々西廿四米三
全	二十七年	七百三十耗	南々東十四米八
全	三十年	七百三十五耗	南三十三米五
全	三十一年	七百十八耗	南三十三米三
全	三十二年	七百十六耗九	南々東五十二米六
全	三十三年	七百十八耗	南四十三米三
全	三十五年	七百十七耗	南々東六十四米二
大正	六年	七百十二耗	南々東五十米九

右に依れば、本縣に襲來する颶風は、南東又は南々東の方位に限るもの、如く、之れ大に注意すべきことにして、沿海地方は海嘯を起し、其の都度、被害多し、又最低氣壓の深度は、深厚なるものほど風速強き割なれども、必ずしも然らざることは上表の如し。

○紀州沖より來る颱風。 十月三日銚子測候所報

颱風の琉球小笠原の中間海上より、紀伊海上に來り、北東に進行するものは、奄美、大島、沖繩、八重山等の觀測所を、去る遠ければ、其兆候を感ずること少く、殊に暴風の原則として、其左側は晴天を現し、無異を呈するの癖あれば九州四國邊は、何等の異状なきに、突如として洋上より陸地に迫るものにして、紀伊南岸潮岬の器械に感ずる時は、進來の機切迫し、紀伊沖より東京附近迄、凡そ五六時間にして來るものなれば、通常、琉球より九州南岸を経て、北上する颱風に比すれば、殆ど寝耳に水の如き感あり、然かも紀伊海上より來るものは、暖流上充分發達したるものにして、無碍の海面に振ひたる渦旋、猛烈の勢力を以て、直に陸地に迫るものなれば其破壊力の激烈なること、到底普通颱風の比にあらず、九

州南岸を犯し來る、颱風は時によりて陸地に入れば、稍衰弱することあれども、紀州沖より來るものは山岳等に關せず、一直線に邁進して、少しも勢力を失はず、今回の颱風の如き、沖繩より七八十里南東より、北東に紀伊海上に來りしものにて九州より州南諸島には余り影響なかりし、要するに本縣の如き地方にては、紀伊海上に颱風ありとの警戒に對して、最も深き注意を要することを敢て勸告するものなり。

○已往の海嘯。 (以下凡て今年とは大正六年を指す、何年前は大正六年よりを算せり。)

史に傳ふ、我が國の大海嘯と稱すべきものは、天武天皇の十二年より、明治十七年までの間に於ては、九十六回にして、下總國は、其内に二回を算せりと、今左に、東京市史稿中所載のもの、及び、特に郡内にて舊記録を得しものを、舉げん、而して東京市史稿所載は勿論本郡を荒せし海嘯なり。

暴雨によりて誘起せられたる海嘯 (東京史稿所載)

延寶五年九月二日	(紀元二千三百三十七年、今年より二百四十年前)	2339.2
延寶八年九月廿八日	(紀元二千三百四十年、今年より二百三十七年前)	
寶永三年十月四日	(紀元二千三百六十六年、今年より二百一十年前)	
寶永四年九月十五日	(紀元二千三百六十七年、今年より二百十年前)	2367.4
全年十月十八日	(全 右)	
寛保二年八月三十日	(紀元二千四百二年、今年より百七十五年前)	
延享元年九月?日	(紀元二千四百四年、今年より百七十三年前)	2403.7
明和二年九月十六日	(紀元二千四百二十五年、今年より百五十二年前)	2425.7

寛政三年九月三日	(紀元二千四百五十一年、今年より百二十六年前)	
全年十月一日	(全)	2451.9

文政五年十月七日	(紀元二千四百八十二年、今年より九十五年前)	
全 六年九月二十一日	(紀元二千四百八十三年、今年より九十四年前)	
天保七年八月二十九日	(紀元二千四百九十六年、今年より八十一年前)	2487.7
安政三年九月二十三日	(紀元二千五百十六年、今年より六十一年前)	
安政六年八月二十三日	(紀元二千五百十九年、今年より五十八年前)	
慶應元年八月六日	(絶元二千五百二十五年、今年より五十二年前)	2523.4
明治四年九月三日	(紀元二千五百三十一年、今年より四十六年前)	
明治三十年九月九日	(紀元二千五百五十七年、今年より二十年前)	
明治四十四年七月廿六日	(紀元二千五百七十一年、今年より六年前)	2569.0
大正六年十月一日	(紀元二千五百七十七年、今年)	

前表によりて、中央氣象臺の發表せしものによるに、即前後二百四十年間に、津浪の發生二十回、而して此等の津浪は、決して個々に起ることなく、多くは、數年に亘りて、數回起るを常態とす、而して、その相前後して起るものを一群として、その平均年次を見るに、約二十二年乃至三十六年の間隔を有す。この平均周期は、三十一年となり、太陽黒點の周期、三十三年と一致せるもの如し。

本郡内にて舊記録を得し海嘯 永仁元年八月二十五日の大海嘯(紀元一千九百五十三年、今年より六百二十四年前)浦安町の華藏院は、其頃當代島の小高き處にありしが、漁家も十戸内外にして、全日の大海嘯にて、神社も寺院も全滅せりしとの記録を殘せり。(浦安小學校調)

慶長六年の大海嘯 (全年は紀元二千二百六十一年、今年より三百十六年前)

全年十二月十六日、房總の地、大に震ひ、海嘯を起し、家屋人畜の被害太甚し、と史に稱せり。九十九里邊殊に激甚なりとのことなれど、本郡の沿海地方も其害を受けしや疑ひなし。

元祿年間の大海嘯 (元祿十六年紀元二千三百六十二年にして今年より二百十四年前)

東京市史稿に、載するところの大地震、年次中に元祿十六年大地震と記せり、又房總記要に「夷隅郡御宿村に、千人塚と稱せるものあり、こは元祿十六年十一月二十二日大地震あり、翌二十三日大海嘯、襲來して死者數知れず、其亡靈供養の爲に築けるものなり」と土地の口碑に残れり」と見ゆ、此時我東葛飾郡の沿海地方にも大海嘯襲來して、大被害を逞ふせしことは左の記録によりて明なり。

大日本帝國地誌に「元祿十六年十一月二十三日、開東伊豆大津浪云々」。南行徳陽徳小學校調査に、安政年間の大海嘯の爲め、其以前の古記録は、多く流失せし故、確には、知り難けれど、古老中には、元祿年間に今回以上の海嘯ありし傳説ありと、語るものあり云々。

船橋尋常高等小學校調査に、元祿十六年十一月二十三日夜、地震海嘯襲來し、人畜を多く斃し、家屋を倒潰せり、後不漁續く。

寶永四年十月四日の海嘯 (紀元二千三百六十七年、今年より二百十年前)

大日本帝國地誌に、東海南海に津浪ありしことを記せり。此時も、本郡沿海地方は被害を受けしならん。

享保六年の海嘯 (紀元二千三百八十一年、今年より百九十六年前)

大日本鹽業全書、行徳鹽業の沿革によるに。

一、享保六丑年大水大荒にて、塩濱圍堤は、勿論田畑一圓押開亡所大分出來候所云々。

延享三年八月一日の海嘯 (紀元二千四百六年、今年より百七十一年前)

船橋尋常高等小學校調査 (延享と天保と兩回ありしに非ざるか)

大津浪あり船橋にて、漁夫二十八人溺死せりと云ふ、又の記に、大暴風にて海嘯あり、慘死者十二人を出せり、漁師町行法寺過古帳によれば、「天保八酉年八月朔日大嵐にて瀧海、洋阿外十一人海中にて死す云々」とあり。

此時の暴風は、被害激甚なりしを以て、今尙、人口に膾炙し、八朔荒れと稱し、此日を恐るること甚しく、今日に至るも漁夫は一般に休業するを例とす。

毎年、此日は海岸の砂原に、祭壇を設け溺死者に緣故あるもの、各々塔婆を建て、法要を營むこと、漁師町の年中行事の一となれり。故老の傳説によれば、此時の洪水には大神宮西門の石階三段まで浸されたりと。

寛政三年八月五日の海嘯 (紀元二千四百五十一年、今より百二十六年前)

明和天明の天災地變を受けて、世は恐慌の人心、袖の涙もまだ乾き果てぬに、寛政三年と云ふ年、其八月五日こゝに、又恐ろしき、大海嘯は襲來しぬ、確實なる記録あらねば、定かには夫れと、知り難けれど、慘死者の數なぞより推するに、今年大正六年のよりは、其被害は一層甚しかりしならんか、左に知り得しまゝ之れを述べん。

行徳、信篤兩小學校調査に、本行徳に残れる口碑によれば、此時塩田全部、破壊、原木は三百余人の死者を出し、一村全滅の悲境に陥り、二侯も家屋大半流亡倒潰せりきとのことなれども、土地の人々の口碑を總合すれば、當時、高谷、原木田尻、二侯の現住戸數僅に六十戸を出でざりしが、其内流失の災厄を免れしものは三戸に過ぎず、慘死者實に六十餘名を算し、死屍累々として、至るところに横はり、果ては、これが埋葬方にも困せしを、中山法華經寺の特志により、漸く後始末を爲せしといふ、されば當時より、法華經寺と當地方との關係、愈々深く、宗教的思想の比較的動搖を來せしと言はるゝ、今日に至るも、尙ほ其關係を持續するもの二三に止らずと云ふ。

現時、原木山妙行寺に於て有名なる、八月五日の施餓鬼は、此時の慘死者供養の爲めなりとぞ。當時流失を免れて、現存せる家屋につき、今年的大海嘯との、水嵩を比較するに凡そ六尺餘高かりしが如しと。

大日本塩業全書、行徳鹽業の沿革に、

寛政三年八月六日、伊奈半左衛門様支配の節大津波にて、塩濱及大破領中塩竈屋並に土船と唱へ水溜等押流し、其外原本村の儀は、民家不殘吹流し既に流死人三百人餘有之、一村退轉同様に相成り、二俣の儀も大半民家吹流し候に付、其段御訴申上候處、御支配様より急に扶食並に農具代拜借等被仰付、翌年塩濱御普請被仰付候。云々と。

「寛政三亥天八月六日、同九月二十四日、關東大鯨浪、江戸葛西行徳領人多死堂舍佛閣寺民家多流失追福回向畢、衆僧五十人集會、清瀧山寶城院法印宥善、導師星住山善養寺法印良雄、寛政五癸丑天十月十一日より、至十五日、大瀧頂光明眞言加持土砂會五晝夜」

寛政年間の暴風海嘯は、二年(戊)、三年(亥)と續きしなり、左に参考の爲め、寛政十一年未二月、江戸川筋、附洲寄洲淺瀬、御普請御願書の摘録を示すべし。

「戊亥兩年、前代未聞之嵐強く、大津浪にて、土砂大騒に打寄江戸川落合、東落西落と貳筋有之候處、淺瀬之方追々と霞萱生茂り、東落之儀は小舟之通行も、無之程に、押埋り西落斗當時流行云々」。

享和二戌年同三亥年の海嘯 (享和二年は紀元二千四百六十二年、今年より百十五年前)

大日本塩業全書に、中村八大夫様御支配の砌、高浪にて塩濱圍堤、及大破村々難儀仕候に付云々。

文化五辰年の海嘯 (紀元年二千四百六十八年、今年より百九年前)

大日本塩業全書行徳鹽業の沿革中に、享和二、三の兩年破損の個所、翌文化元子年御普請被仰付難有、其後四ヶ年、風破の時に村繕仕、同五辰年中大風雨大嵐にて、塩濱圍堤悉及大破、塩稼一圓難相成云々。

安政三年八月二十五日の海嘯 (紀元二千五百十六年、今年より六十一年前)

行徳方面、水量は、今回に比して約二尺許低かりしが、原本二俣方面にて死者二十餘名を出し、稻田は悉く浸水し、塩田は全部破壊されたり、されど本行徳驛にては、浸水町家の床に及ぶに過ぎざりきと。

左に原本大屋幾之助氏所藏、當時の日記を參考として記載せん。

八月二十二日、天氣雲立曇、彼岸入 八月二十三日、曇時々小雨 八月廿四日、曇晝頃より中雨冷氣 八月二十五日、小雨丑寅の風夕七ツ半頃より、辰巳風追々強く、夜四ツ頃より、別して雨強く、珍敷大嵐なり、夜八ツ時頃、向山大圍土手、高汐にて切所數ヶ所出來、耕地不殘汐入、□□□三尺程汐入す。

流家二十一日 (略流失家屋人名) 八月二十六日 天氣丑寅風 八月二十七日 天氣丑寅風。

葛飾方面 葛飾小學校調査、安政三年丙辰の八月二十五日(彼岸の中日)未明に、暴風雨と共に海嘯耕地に浸入し、西海神の耕地には、小麥三百俵餘を積める五大力船を始め、多數の船舶漂着せりと云ふ、此時西海神にては、江戸屋次郎兵衛は住家を倒され、一家六人皆死亡したるを最とし、其他にも家屋の破損、死傷等あり、又塩田水田の被害多大なりしと云ふ。

船橋方面 船橋兩小學校調査、老翁の談話によるに、襲來當夜は天神様の祭禮にて、一方ならず賑かなりしが、夕方より雨模様となり、雲足早く物凄き状態となり、暈て午後十時頃に至るや、風勢頓に加はり、遂には大暴風雨と化し、剩へ津浪の來襲をさへ見るに至れり、然れども汐水は、約一時間餘にして減退せりと、此時怒濤は、不動院の大佛を掩ひ、又本宿川端の人家にして、八榮村夏見の村境まで流出せるものありしか、尙行法寺の過古帳に、浸水は本堂床上一尺餘に昇ると記せり、尙同帳に死者三人とあれども、こは寺内のものか檀家のものかにて、漁師町中にて死せしものは、餘程多かりしならん。

明治四十四年は安政のより低きこと二尺五寸本年のは安政のより高きこと四五寸ならん。

又大日本塩業全書に、安政三年八月の大海嘯により、鹽濱全部洪浪に浸され、堤防破壊、鹽田荒廢に歸したるより、製

塩産額、頓に減少し、村民離散するの苦境に陥りたるを以て云々。

安政三年八月二十五日夜の暴風は、今日よりも激烈なりしが、家屋の倒潰、其他の損害は非常に多大なりしなり、今参考の爲め、知り得しもの二三を左に記さん。

大正六年十月一日、風災

安政三年八月二十五日、風災、(舊曆)

松戸町 (二千三百二十四戸)

松戸宿 (現今の松戸町大字松戸)

家屋 全潰 七戸
半潰 二十戸

家屋 全潰 三十九戸
半潰 二十五戸

小金町 (四百四十七戸)

小金町 (現今の小金町大字小金)

家屋 全潰 二戸
半潰 〇

家屋 全潰 十三戸
半潰 十五戸

流山町 (八百七十四戸)

流山村 (現今の流山町大字流山)

家屋 全潰 九戸
半潰 五戸

家屋 全潰 四十戸
半潰 十戸

其頃の罹災救助、松戸宿にては、宿役人罹災者連名にて、代官竹垣三右衛門役所より合金四十一兩三分(内三分づ、此金廿九兩一分、潰家三十九軒分、二分づ、此金十二兩二分、半潰家二十九軒分)を借入れ、翌安政四己年より寅年まで、拾ヶ年賦にて、一ヶ年金四兩永百七十五文宛、返納をなせしなり。お救ひ米の如きもありしか如くなりしが、詳細は未だ知るを得ず。

明治初年の海嘯、明治戊辰の歳以來、年々歳々沿海地方は海嘯の爲めに荒され、海岸堤防は破壊に次ぐに破壊を以てし、人民は、窮乏の狀に追はれたり、就中、明治四年のもの最も甚しかりし様、言ひ傳ふる古老はあれど、完全なる記録あるに非

ざれば其の程度等は知るを得ず。又、大日本植業全書に、明治の初年より、同四年迄は、年々天災を被らざるなく、其都度激浪怒濤の爲め、堤防陥陥し、塩田面を破壊せられ、植業は、漸次衰頹の狀況を呈し、殆んど窮乏に迫りたるより、云々。明治四十四年七月廿六日の海嘯 葛飾方面 朝六時頃暴風雨と共に海嘯起り海岸なる丈餘の堤防を缺潰し鹹水耕地に氾濫し、鐵道總武線以南を浸したれども退水後直に淡水を稻田に注ぎし分は稻の勢力回復して二三割の減收に過ぎざりしと云ふ此時不幸中の幸とも云ふべきは全村に一名も死傷者を出さざりしことなりしと。

南行徳方面 今回に比すれば微弱にして、水田低地を浸せるに過ぎず、無論人家を押流し人命を奪ふ等の惨なかりしが稻田の被害は餘程大なりしと云ふ。

船橋方面 廿五日夜より暴風にて翌二十六日午前二時に至りて津浪襲來し海岸堤防の決潰せるもの七箇所、延長二千五百五十間に及び溺死せるもの男四人女九人、負傷せるもの男二十人女十人位、家の崩潰せるもの二十八棟、床上浸水家屋四百二十棟、床下浸水千二百棟、水田の浸水せるもの五十二町七反七畝十一歩内收穫皆無十五町六段八畝廿四歩、損失なき浸水地三十二町歩宅地崩潰九百五十四坪、損失なき宅地浸水十二町歩、雜種地浸水八町歩、船舶破損八十艘、以上有價物件損害拾萬四千四百七十二圓なり。

津浪の語 古來今回の如き現象を、都て「ツナミ」と稱せり、然るに漢字にて、海嘯又は津浪の二様あり、又「ツナミ」は其の原因、或は暴風に依りて起り、或は地震に伴はれ、又は潮汐によりて生ず、又通俗、山「ツナミ」河「ツナミ」あり、而して學者、潮津浪、風津浪等の語を使用す、今回は江戸川沿岸にては、河水海潮一時に襲來せしものなれば、文字は津浪により、又其原因は暴風に誘起せられたるものなれば、中央氣象臺中山氏の言の如く、風津浪と稱するを可とせんか。

十一、關係公吏員

千葉縣知事 折原巳一郎

內務部長 田中千里

警察部長 三澤寛一

元理事官 岡 巖	理事官 東 忠 藏	理事官 堀 田 鼎
理事官 山下 謙 一	理事官 齋 藤 誠 之 助	理事官 板 倉 勝 舜
東葛飾郡長 山中 竹 樹	郡書記 元 風 平 藏	郡書記 今 井 良 治
郡書記 水 崎 政 吉	岡野 初 太 郎	全 天 羽 一 榮
全 酒 卷 熊 藏	全 平 山 桂 治	全 石 井 三 子
全 柴 野 清 三 郎	全 戶 田 謹 吾	全 青 柳 亨
全 竹 山 波 治 郎	全 大 內 壽	技 手 引 間 佐 平
全 吉 野 宇 平 司	郡 視 學 岩 瀨 甚 藏	農 業 技 手 藤 沼 亨
農 業 技 手 江 澤 正 雄	農 業 技 手 金 剛 寺 新 之 助	農 業 技 手 藤 沼 亨
郡 內 町 村 長、(町長) 浦 安、新 井 大 治 郎。行 德、足 立 斐。船 橋、森 岡 正 元。市 川、後 藤 彌 五 郎。八 幡、松 丸 清 之 助。松 戶 鈴 木 孝 太 郎。小 金、中 山 作 次 郎。流 山、佐 久 間 龜 藏。野 田、齋 藤 官 吉。關 宿、助 役 野 方 諦 之 助。布 佐、齋 藤 菊 治。我 孫 子 飯 泉 喜 兵 衛。		

(村長) 南行德、近藤喜八。葛飾、橋本安太郎。八榮、湯淺丑松。中山、小宮六兵衛。鎌ヶ谷、飯田平造。大粕、杉田豊次郎。八柱、湯淺泰左。國分、松丸誠一。明、山口岩次郎。高木、粕谷庄平。土、木村榮。馬橋、大川五兵衛。八木、根本植造。新川、湯淺貞義。梅郷、染谷元雄。福田、須藤新助。旭、戶張龜吉。七福、山崎甚吾。川間、鈴木馬太郎。木間ヶ瀬、大井武平。二川、小林義次。法典、鈴木清。塚田、高橋富藏。千代田、助役岩立啓助。田中、鈴木利三郎。湖北、星野太郎作。富勢、鈴木松樹。風早、石原貞八。手賀、湯淺勝藏。

船橋警察署長警部 神 保 良 作 全市川分署長警部 苅 込 俊 雄 松戸警察署長警部 加 藤 好 晴

全野田分署長警部 小野田鐵治郎

大 尾

大正七年五月二十八日印刷
大正七年五月三十一日發行

非 賣 品

千葉縣東葛飾郡松戸町千五百番地
編輯 兼 行 東 葛 飾 郡 役 所

代 表 者 山 中 竹 樹

千葉縣千葉郡千葉町千葉本町三丁目五百四十八番地
印 刷 者 岩 倉 順 造

千葉縣千葉郡千葉町千葉本町三丁目五百四十八番地
印 刷 所 多 田 屋 工 場 千 葉 活 版 所

146=
167

U

終

